

「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」に対して寄せられた意見
（詳細版）

- 5 ○ 意見募集の結果、団体・個人から49件の意見が寄せられた。
各団体の名称の略称については、〔意見提出団体の略称対比表〕のとおりであり、
個人については、単に「個人」と記載している。
なお、同一人から数通の意見が出された場合については、1件としてカウントして
いる。
- 10 ○ 参考資料13-1では、中間試案に掲げた個々の項目について寄せられた意見につ
いて、基本的に、当該項目の規律を設けることに【賛成する意見】又は【反対する意
見】として整理し（なお、賛成する意見であっても、各案の方式要件等の一部に反対
する意見については、（条件付きで賛成する意見）として分類し、賛否を明記せずに
15 懸念事項等を指摘する意見については、【懸念事項や問題点があるとの意見】の項目
に分類するなど、可能な限り意見の趣旨を正確に反映するよう努めた。）、意見を寄せ
た団体の名称等を紹介するとともに、理由等が付されているものについてはその代表
的なものの概要を紹介している。また、その他の意見については、【その他の意見】
等としてその概要及び意見を寄せた団体の名称等を紹介している。

〔意見提出団体の略称対比表〕

団体名	略称
一般社団法人信託協会	信託協会
一般社団法人全国信用金庫協会	全信協
一般社団法人全国銀行協会	全銀協
一般社団法人日本相続学会	相続学会
大阪司法書士会	大阪司
神奈川県司法書士会	神奈川司
神奈川県弁護士会	神奈川弁
株式会社PGS	PGS
株式会社ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行
企業法実務研究会	企実研
京都司法書士会	京都司
最高裁判所	最高裁

札幌弁護士会	札幌弁
静岡県司法書士会 登記法研究委員会	静岡司登記
静岡県司法書士会 民事裁判 I T 化対応委員会	静岡司 I T
社会福祉法人日本視覚障害者団体連合	日視連
主婦連合会	主婦連
税理士法人レガシィ	レガシィ
全国司法書士法人連絡協議会	法人協
千葉司法書士会	千葉司
東京司法書士会	東京司
東京弁護士会	東弁
日本行政書士会連合会	日行連
日本司法書士会連合会	日司連
日本弁護士連合会	日弁連
兵庫県司法書士会	兵庫司
リーテックス株式会社	リーテックス

内容

	【中間試案の全体に対する意見】	1
	第1 普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設	5
	1 新たな遺言の方式	5
5	【全体に関する意見】	10
	甲1案について	15
	【賛成する意見・条件付きで賛成する意見】	15
	【反対する意見】	18
	【懸念事項や問題点があるとの意見】	22
10	【(注1)～(注8)に対する意見】	27
	【その他の意見】	36
	甲2案について	38
	【賛成する意見・条件付きで賛成する意見】	38
	【反対する意見】	44
15	【懸念事項や問題点があるとの意見】	51
	【(注1)～(注8)に対する意見】	55
	【その他の意見】	60
	乙案について	62
	【賛成する意見・条件付きで賛成する意見】	62
20	【反対する意見】	74
	【(注1)～(注5)に対する意見】	74
	【その他の意見】	76
	丙案について	79
	【賛成する意見・条件付きで賛成する意見】	79
25	【反対する意見】	84
	【(注1)～(注6)に対する意見】	85
	【その他の意見】	87
	2 保管制度の在り方	89
	(1)～(4)について	89
30	【賛成する意見・概ね賛成する意見・異論なしとする意見】	90
	【反対する意見】	92
	【その他の意見】	92
	3 日付	96
	(1)について	96
35	【賛成する意見】	96

	【反対する意見】	97
	【その他の意見】	97
	(2)について	98
	【賛成する意見】	98
5	【反対する意見】	99
	【その他の意見】	99
	4 加除その他の変更、撤回	100
	(1)について	101
	【賛成する意見】	101
10	【反対する意見】	101
	【その他の意見】	102
	(2)アについて	102
	【A案に賛成する意見・条件付きで賛成する意見】	102
	【B案に賛成する意見】	103
15	【その他の意見】	103
	(2)イについて	104
	【C案に賛成する意見・条件付きで賛成する意見】	104
	【D案に賛成する意見】	108
	【その他の意見】	108
20	第2 自筆証書遺言の方式要件の在り方	109
	【全体に対する意見】	109
	1 について	110
	【賛成する意見】	110
	【反対する意見】	112
25	【その他の意見】	112
	2 について	112
	【各案に対する賛否が割れたとする意見】	112
	【甲案に賛成する意見】	112
	【乙案に賛成する意見】	114
30	【(後注) に賛成する意見】	119
	【(後注) に関し、検討すべきとの意見・慎重に検討すべきとの意見】	120
	【(後注) に反対する意見・実務上の問題点を指摘する意見】	122
	【その他の意見】	123
	第3 秘密証書遺言の方式要件の在り方	124
35	1 について	124
	【賛成する意見】	124

	【反対する意見】	125
	【その他の意見】	126
	2(1)について	126
	【賛成する意見】	126
5	【反対する意見】	127
	【その他の意見】	127
	2(2)について	127
	【各案に対する賛否が割れたとする意見】	127
	【甲案に賛成する意見】	128
10	【乙案に賛成する意見】	129
	【(後注) に賛成する意見】	130
	【(後注) に関し、検討すべきとの意見】	130
	【(後注) に反対する意見】	130
	【その他の意見】	130
15	第4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方	130
	1 作成することができる場面の規律	130
	(1)について	131
	【賛成する意見】	131
	【反対する意見】	132
20	【その他の意見】	132
	(2)について	134
	【賛成する意見】	134
	【反対する意見】	135
	【その他の意見】	136
25	(3)について	136
	【賛成する意見】	136
	【反対する意見】	137
	【その他の意見】	137
	2 作成方法の規律	137
30	(1)について	140
	【賛成する意見】	140
	【反対する意見】	140
	【その他の意見】	141
	(2)の(注2～(注5)について	141
35	(2)アについて	142
	【甲案に賛成する意見】	142

	【乙案に賛成する意見・条件付きで賛成する意見】	143
	【(後注) に賛成する意見】	145
	【(後注) に反対する意見】	146
	【いずれの案についても反対する意見】	146
5	【その他の意見】	148
	(2)イについて	150
	【甲案に賛成する意見】	150
	【乙案に賛成する意見】	151
	【丙案に賛成する意見】	152
10	【その他の意見】	153
	(3)について	156
	【賛成する意見】	156
	【反対する意見】	157
	【その他の意見】	157
15	第5 その他	157
	【全体に関する意見】	157
	1 について	158
	【賛成する意見】	158
	【反対する意見】	159
20	【その他の意見】	159
	2 について	159
	【賛成する意見】	159
	【反対する意見】	160
	【その他の意見】	160
25	3 について	161
	【賛成する意見】	161
	【反対する意見】	161
	【その他の意見】	161

【中間試案の全体に対する意見】

個人 5 件

団体 5 件（ゆうちょ銀行、企実研、静岡司 I T、レガシィ、日司連）

5 (検討の方向性に関する意見)

- デジタル技術を活用した新たな制度の追加は、急速な社会構造の変化やデジタル化の進展、単身高齢者や身寄りのない者の増加、そして所有者不明土地問題への対応といった現代的課題に対処する観点から、時宜を得たものであると評価できる。もっとも、今回の検討は、現行の遺言制度を代替・廃止するものではなく、新たな選択肢として「追加的」に設けるものである点に留意すべきである。すなわち、従来から存在する自筆証書遺言や公正証書遺言などの紙ベースの伝統的な方式を望むものに対しては、引き続き従前の手続を利用できるという制度的安定性が確保されている。他方、新たに導入される制度は、従来の方式では遺言作成が困難であった層、例えば、「自書の負担が大きい」「証人確保が困難である」「法務局への出頭が難しい」といった事情を抱えるものに対し、より柔軟で利便性の高い選択肢を提供することが期待される。特に、これから高齢期を迎える世代においては、デジタル端末の使用が日常的であり、デジタル空間において意思を明示することに対する抵抗が少ないものが増加することが予測される。したがって、今回の制度創設においては、「誰もが自らに合った手続で遺言を遺すことができるようにする」という方向性を制度全体の基軸とすべきであり、厳格な真正性確保に偏重するのではなく、選択肢の幅を広げることによって制度のアクセシビリティを高めることを主軸とすべきである。加えて、新制度の設計に際しては、「既存制度を保持しつつ、新制度を加える」という構造を踏まえ、各方式の役割および想定する利用者像を明確に整理した上で、混乱を招かぬ運用設計とすることが求められる。特に、新制度が従来制度の延長ではなく「デジタル技術の特性を活かした別体系の手続」として機能するよう位置づけることで、制度間の整合性が確保され、法的安定性および利用者の納得感が高まると考えられる。(静岡司 I T)

- これからの大相続時代や、本格的なデジタル社会の到来を見据えた際、利便性の高い方法による遺言を作成することができることは、遺言者の最終意思の実現可能性を大きく高めることになると思われるため、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設には、賛成するところである。選択肢として利便性の高い新たな遺言制度が加わることについては、遺言者の最終意思の実現や相続手続の円滑かつ迅速な執行の観点等も含

めて、積極的に検討していく必要がある。(日司連)

- 「国民がデジタル技術を活用して、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設ける」(令和4年6月7日閣議決定「規制改革実施計画」)という議論の出発点を踏まえ、遺言の全文を電磁的記録により作成可能とする新たな遺言制度の制定に賛成する。他方、新たな遺言制度の仕組みによっては、方式要件等をめぐる紛争が自筆証書遺言に比して多く惹起される可能性があることや、遺言執行を受ける者(金融機関や法務局等)において遺言の方式要件充足を確認するための手続の整備・実施負担が高まる可能性があり、自筆証書遺言より遺言の内容の実現に時間がかかる事態となりかねない。したがって、新たな遺言制度の制定にあたっては、遺言者が方式要件を充足した遺言書を簡便に作成できることのみならず、遺言の執行を受ける者が遺言の方式要件の充足を簡便に確認できるようにすることで、国民(相続人等)が速やかに遺言の内容を実現し、新制度の利便性を享受できるような制度とすることが肝要である。(ゆうちょ銀行)
- デジタル技術を活用した新たな遺言制度の導入は、国民の利便性を大きく向上させるものであり、意義深い施策である。一方で、技術の進化と制度設計のバランスについては、慎重な検討が必要と考える。将来的な検討課題として、次の2点がある。①現在、AIを用いて遺言者のデジタルツインを作成するサービスが世界で始まっている。遺族の悲しみをやわらげ、混乱や争いを防ぐ効果があるとされていることから、将来的にデジタルツインデータを補足資料として遺言書に添付したいというニーズが生じる可能性がある。こうしたニーズにどう対応し、遺言書内容との齟齬を回避する措置を講じるか検討が必要になると思われる。②AIデバイスの進化と普及により、本人の思考パターンや価値観、財産に対する考え方を反映した、より精緻なデジタルツインの形成が一般化すると思われる。精緻なデジタルツインデータに照らして、本人の希望する遺言執行を高い確度で実現しうる遺言書案を瞬時に作成し、これを本人による簡便な確認プロセスを経てオンラインで登録できる仕組みは、将来的に利便性を大きく向上させ、認知機能低下や危急時全般にも対応可能となる可能性がある。このような方式案も将来的に検討を加えていく必要があると考える。(個人)
- 電子化された遺言書では筆跡が残らず、将来的に遺言の真正性を争う場面で筆跡鑑定という重要な証拠手段が失われる。これは、相続人間の紛争を助長し、かえって司法負担を増やす可能性がある。また、電子署名やリモート面談による本人確認は、認知機能が低下した高齢者にとって不十

分な確認手段となる恐れがある。制度の利便性だけでなく、本人性の担保と改ざん防止の実効性を慎重に検証すべきである。特に具体的な懸念点として、①筆跡鑑定が不可能になることで、遺言の偽造リスクが高まる、②電子署名の技術的信頼性や運用体制が不透明、③高齢者や障がい者にとって、リモート面談は不利な手続きとなる可能性があるといった点がある。映っていないところ、見えていないところで実は脅迫されていて、むりやり行われているといった可能性もでてくるため、危険である。以上の理由から、電子化制度の導入は拙速であり、さらなる検討と慎重な制度設計が必要である。簡単で便利な部分だけを強調せず、扱う人間が邪な考えのもいるということもよく考えていただきたい。電子化には反対する。
(個人)

(デジタル技術に関する意見)

- デジタル技術が進歩しているため、A I での音声作成や映像作成による遺言偽造が増えることが予想される。遺言をデジタル化するのであれば、A I の対策も必要である。(個人)
- 昨今、A I やC Gの進化はすさまじく、架空の画像や映像が氾濫しており、遺言のデジタル化においても、なりすまし等により遺言が作成される可能性がないとは言えない。デジタル技術が悪用される可能性に十分対応できる専用のシステムの構築が必要であると考え。遺言が捏造されたり、保管されているデータが改ざんされるおそれというのは極端な考えのようでもあるが、今後A I やC Gがどこまで進化するかは未知であり、遺言の内容に強い執着を持つ者がどのような行動を起こすかも未知であるため、対策は必要と考える。ほとんどの国民は、A I 技術に接するようになってからまだ日が浅く、データの偽造・変造・捏造・改竄を見抜くことが難しい現状において、遺言という個々人の想いを託す記録に悪意が入り込んだ場合は、個人への影響に止まらず、制度そのものに対する信頼が失われる可能性があると思われる。遺言にデジタル技術を導入するにあたっては、期限を定めることなく、十分なシステム構築が必要であると考え。そのシステムが構築されるまでは、録音・録画などデジタル技術を利用した方式は、現行制度の方式では遺言ができない相当な理由がある場合に限定しても良いのではないか。(個人)
- W E B会議や電磁的記録等の活用について、A I 技術の急速な進歩により、例えば他人によるなりすましなど、容易に悪用が想定されることから、最終まとめまでに総務省等の検討会などと連携して問題点と解決法を確認されてはどうか。例えば海外では2024年にディープフェイク技術により複数人の顔、声等を再現してW E B会議でのなりすましを行うこ

とによる大規模な送金詐欺が起きており、こういった事案を確実に回避することは容易ではない。(個人)

(その他の意見)

- 5 デジタル遺言制度全体を推進するための施策として、インセンティブ設計は「利用者が積極的にデジタル遺言形式を選択したくなる仕組み」として不可欠である。税制優遇にとどまらず、心理的・実務的メリットを多面的に用意することを提案する。具体的には、【税制・手続面】相続税申告の簡素化、登録免許税の減額、相続登記の優先処理、【行政・金融面】口座凍結解除の迅速化、相続手続ワンストップ化、【コスト軽減】公証役場手数料割引、調停費用助成、【心理・社会的メリット】遺言登録証明書発行、家族会議支援、【保険・金融商品】保険料割引、相続対策ローン優遇といったような多層的優遇措置が考えられる。(レガシィ)
- 10
- 15 デジタル遺言制度の普及促進・教育のため、官民一体となった次3点の取組を提案する。①一定年齢以上の遺言者には紙遺言との共存を前提にするなど、段階的に導入すること、②行政窓口・士業・地域セミナー・オンライン啓発などを通じて教育・普及を進めること、③高齢者やITに不慣れな方に対しては、民間事業者による遠隔支援や家族サポートを制度的に組み込むこと。なお、2025年に当法人が実施した「デジタル遺言に関するアンケート」の結果でも「相続トラブルを見聞きしたとき」(140件)、「病気・事故を経験したとき」(158件)が遺言アプリ利用の契機になりやすいとされており、早期啓発が鍵となる。(レガシィ)
- 20
- 25 相続の現場では「数字の計算」よりも「心の感情」を重視することが紛争防止の鍵である。特にデジタル遺言においても、付言事項を遺すことを推奨し、制度設計上で考慮することで、家族へのメッセージや想いを残しやすくする。これにより、単なる財産分配にとどまらず、家族関係の調和や理念の承継を支援する制度として位置付けられる。争続予防にも大きな効果を期待できる。(レガシィ)
- 30 デジタル遺言は国民に新しい選択肢を提供し、争族ゼロ社会の実現に寄与する制度である。当法人が実施した「デジタル遺言に関するアンケート」でも約67%が法的有効化に賛成しており、国民の支持を背景に制度化を加速させることが可能である。制度設計にあたっては、信頼性・安全性、インセンティブ設計、普及支援、感情面への配慮をバランスよく組み合わせることが必要である。(レガシィ)
- 35 改正に伴い家庭裁判所の負担増が予想されることから、家庭裁判所のリソース強化を望むという意見があった。また、「電磁的記録遺言」等の基本用語について、条文上の定義を置き、将来の政省令・指針における用語

の揺れを抑制すべきとの意見があった。(企実研)

第1 普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設

1 新たな遺言の方式

以下の甲案から丙案までのうち、一つ又は複数の方式を創設することについて、引き続き検討する(前注1)(前注2)。

(前注1) 乙案及び丙案の双方又はいずれか一方に加え、甲案の方式を創設した場合には、乙案又は丙案と甲案との関係について、甲案の方式で作成した遺言のうち、乙案の①の要件を充たすものについては、乙案の②から④までの手続を経ることにより、乙案の方式によることもできることになると考えられる(甲案の方式で作成した遺言の電磁的記録をプリントアウトした上で、丙案の方式によることができることも同様である。)

(前注2) 本試案において、「電磁的記録」とは、特に明示しない限り、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」をいい、録音、録画により作成された電磁的記録を含まないものとする。

これに対し、録音、録画により作成された電磁的記録を含む場合には、「録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録」などとして、その旨を明示する。

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の口述を録音等により記録して遺言する方式

【甲1案】証人の立会いを要件とする案

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

- ① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付、自己の氏名及び証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項を記録すること(注1)(注2)。
- ② 遺言者が、証人二人以上の前で、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨、記録されている全文(財産目録(①の電磁的記録に一体のものとして記録された相続財産の全部又は一部の目録をいう。以下同じ。))を除く。)、日付及び自己の氏名を口述すること(注3)(注4)(注5)(注6)。
- ③ 証人が、遺言者に対し、①の電磁的記録に記録された内容が②の口述の内容と符合することを承認した後、記録されている自己の氏名その他証人を特定するに足りる事項を口述すること。
- ④ ②及び③の口述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法に

より電磁的記録に記録すること（注７）（注８）。

（注１）遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文、日付、遺言者の氏名及び証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項を記録することも許容されることを前提としている。

（注２）①の電磁的記録に、遺言者が電子署名を行うものとするとも考えられる。

（注３）証人となることができる者の資格について、証人の欠格事由を定める現行の規定（民法第９７４条）が適用されることを想定しているが、本方式における証人の役割等に照らし、更なる資格の制限が必要かについて引き続き検討する。

（注４）「遺言の全文」に代えて、「遺言の趣旨」を口述するものとするについて引き続き検討する。

（注５）遺言者又は証人が口がきけない者であるとき又は耳が聞こえない者であるときは、通訳人の通訳により申述すること又は遺言者若しくは証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口述に代えるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的規律は引き続き検討する。

（注６）証人が、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議の方法」という。）により立ち会うことができるものとするについて引き続き検討する。

（注７）④の電磁的記録が①の電磁的記録に関するものであることを明らかにするため、これらを一体のものとするなどを含め、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。また、①及び④の電磁的記録について、事後的な改変を防止するため、（注２）のほかに、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。

（注８）遺言書の検認の規定（民法第１００４条）はこの方式によってされた遺言にも適用するものとし、家庭裁判所において、検認時における遺言の状態を保全し偽造、変造、隠匿等を予防する目的で、①から④までに規定する方式に関する事項を見分することを想定しているが、現行の検認手続の枠組みの中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等について、引き続き検討する。

【甲２案】証人の立会いを不要とし、これに相当する措置を講ずる案
本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付及び自己の氏名を記録し、

電子署名を行うこと（注１）（注２）。

② 遺言者が、①の電磁的記録に記録されている遺言の全文（財産目録を除く。）、日付及び自己の氏名を口述すること（注３）。

③ ②の口述【及びその状況】を録音【及び録画を同時に行う方法】により電磁的記録に記録すること（注４）。

④ ③の記録をするに当たっては、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにするとともに、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置をとること（注５）（注６）（注７）（注８）。

（注１）遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文、日付及び遺言者の氏名を記録することも許容されることを前提としている。

（注２）遺言者が③の記録のために民間事業者のサービスを利用した際に、民間事業者が①の電子署名に係る電子証明書が失効していないかを確認するものとするとも考えられる。

（注３）遺言者が口がきけない者である場合に、通訳人の通訳により口述に代えるものとするとの規律を設けることについて、引き続き検討する。

（注４）③の電磁的記録が①の電磁的記録に関するものであることを明らかにするため、これらを一体のものとするなどを含め、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。

（注５）遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにする措置として、例えば、口述を開始する時点で、遺言者の周囲の状況を撮影した画像を記録することとしたり、民間事業者がウェブカメラ越しで確認したりすることが考えられる。また、遺言者以外の者が口述をすることができないようにする措置として、例えば、口述を開始する時点で、遺言者の顔貌等を撮影した画像を記録することとしたり、あらかじめ登録した情報に基づき生体認証を行うこととしたりするほか、口述をしている期間中、生体認証や振る舞い認証等を組み合わせることで遺言者本人であることを確認することが考えられる。

（注６）①の電磁的記録については電子署名を行うことによって、当該記録された情報について改変されていないかどうかを確認することができるものであることは担保されていると考えられるものの、電子署名に係る電子証明書の有効期間等を踏まえ、①及び③の電磁的記録について更なる改変防止措置をとることの要否については、引き続き検討する。

（注７）デジタル技術の急速な進展が見込まれること等を踏まえ、④の規律については、法律上必要とされる一定の要件を規定した上で、細目を主務省令に委任するものとするについて、引き続き検討する。

主務省令に委任する場合の当該省令の規律の在り方については、遺言者が適切なデジタル技術を用いて遺言することができるようにし、事後的に遺言が無効となる事態を防止する観点から、法律において、④の要件に代えて、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下において、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置として主務省令で定める基準に適合するものをとるものとし、かつ、この基準を充たす民間事業者のサービスについて主務大臣による認定を行うものとした上で、主務省令において、④の具体的な基準を定めることについて、引き続き検討する。

(注8) 遺言書の検認の規定(民法第1004条)はこの方式によってされた遺言にも適用するものとし、家庭裁判所において、検認時における遺言の状態を保全し偽造、変造、隠匿等を予防する目的で、①から④までに規定する方式に関する事項を見分することを想定しているが、現行の検認手続の枠組みの中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等について、引き続き検討する。

【乙案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、公的機関で当該電磁的記録を保管して遺言する方式

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

- ① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文及び氏名を記録し、電子署名を行うこと(注1)。
- ② 遺言者が、電子情報処理組織を使用する方法(オンラインの方法)により、公的機関に対し、①の電磁的記録、申請情報及び添付情報を提供して、保管の申請をすること(注2)。
- ③ 公的機関が、申請人(遺言者)に対し、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の主務省令で定める事項に係る情報(電子署名に係る電子証明書(マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書等)等)の提供又はこれらの事項についての説明を求めること。
- ④ 遺言者が、公的機関に出頭し、①の電磁的記録に記録された遺言の全文(財産目録を除く。)を口述すること。ただし、公的機関は、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって上記の口述をさせることができる。(注3)(注4)(注5)
- ⑤ 公的機関が、保管の申請手続が②から④までに従って行われた旨を記録し、①の電磁的記録を保管すること。

(注1) 遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文及び遺言者の氏名を記録することも許容されることを前提としている。

(注2) 申請情報とは遺言者の氏名、出生の年月日、住所、本籍等を記録した情報とすることを、添付情報とはそれらを証明する情報とすることを、それぞれ想定している。

(注3) どのような場合にウェブ会議の方法によることを認めるものとするか、及びその具体的な手続の在り方について、引き続き検討する。

(注4) 遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとするとも考えられる。

(注5) 遺言者が口がきけない者であるときは、遺言者は、公的機関の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して（ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法も含む。）、口述に代えることができるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的規律は引き続き検討する。

【丙案】電磁的記録をプリントアウトするなどして遺言の全文等が記載された書面を作成し、公的機関で当該書面を保管して遺言する方式

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

- ① 遺言者が、全文が記載された遺言書に署名すること（注1）。
- ② 遺言者が、公的機関に対し、①の遺言書、申請書及び添付書類を提出して、保管の申請をすること（注2）（注3）。
- ③ 公的機関が、申請人（遺言者）に対し、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の主務省令で定める事項を示す書類（マイナンバーカード等）の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めること。
- ④ 遺言者が、公的機関に出頭し、①の遺言書に記載された遺言の全文（財産目録を除く。）を口述すること。ただし、公的機関は、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって上記の口述をさせることができる。（注4）（注5）（注6）
- ⑤ 公的機関が、保管の申請手続が②から④までに従って行われた旨を記録し、①の遺言書を保管すること。

(注1) 遺言者の指示を受けた者が遺言の全文を記録した電磁的記録をプリントアウトし、又は全文を記載することも許容されることを前提としている。

(注2) 申請書には遺言者の氏名、出生の年月日、住所、本籍等を記載することを、添付書類とはそれらを証明する書類とすることを、それぞれ想定して

いる。

(注3) 遺言者が、出頭又は郵送して遺言書、申請書及び添付書類を提出することを想定している。

(注4) どのような場合にウェブ会議の方法によることを認めるものとするか、及びその具体的な手続の在り方について、引き続き検討する。

(注5) 遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、①の遺言書が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとすることも考えられる。

(注6) 遺言者が口がきけない者であるときは、遺言者は、公的機関の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して（ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法も含む。）、口述に代えることができるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的規律は引き続き検討する。

【全体に関する意見】

個人4件

団体10件（信託協会、全信協、相続学会、神奈川弁、企実研、静岡司登記、主婦連、東京司、東弁、日行連、）

- 遺言のデジタル化を促進すると遺言者の本人性の担保が課題となり得るところ、他の方法によるより厳格に本人性を担保することができるため、マイナポータル上にデジタル遺言の入力フォームを構築するのが相当である。（個人）
- 紙の遺言も、動画や音声で残す遺言も、抱える問題やリスクはほぼ同じで、むしろデータでの保管のほうが他者へ広く漏洩するという重大な問題が発生するのではないか。さらに民間にデータ保管や認証の依頼をする場合は、倒産や解散のリスクも追加されるのではないか。動画の遺言は紙の遺言のバックアップ的な位置づけ、紙で残せない場合のみ紙の遺言と同じ扱いでの運用にすればいいのではないか。（個人）
- 録画にあたって証人を必要とする案は、他者に資産状況が知られてしまい、闇ルートで取引される可能性がある。現在でも金融機関や公務員が顧客データを流出させている事件が発生している。収録中や収録後のデータ取り扱いをどれだけ厳重にしても、証人の記憶は抹消できない。動画の遺言を有効にするのは、基本的には死亡危急時や遭難など余裕がないときに限定し、紙で残す余裕のある人は、「①パソコンで打ち込んだ文章を遺言書として有効にしたい場合、本人が作成したものである証拠として動画を収録する、②収録内容は、画面にアプリの画面を写した状態で打ち込み、プリ

ント後に内容を読み上げ、押印や署名をするならその姿と、プリントした遺言の保管場所は顔出しで伝える。③手書きも残したい場合、一人で書いている姿と読み上げる姿、書いた用紙全体とどこに保管したかを収録する。」といった運用方法が最適ではないかと考える。これで紙の遺言の紛失を防げ、証人は不要、紙の遺言が改ざんされる可能性も下がり、仮に紙の遺言が紛失しても同じ内容のものが収録されているのでそちらを確認すれば問題なく、もし紙と動画の内容に違いがあった場合は紙を優先すれば、紙の遺言が抱える問題や、資産状況が他者へ漏れる可能性も解消されるのではないかと。データの紛失や消失のリスクも、パソコン内と DVD の 2 種類にするなどの対応でデータも紙も紛失する可能性を下げるのではないかと。(個人)

・ デジタル技術を活用した新たな遺言方式(【甲案】【乙案】【丙案】)の創設には反対である。遺言は本人の最終意思を確定する極めて重要な法的行為であり、現行制度のように自筆による筆跡・署名・対面確認・証人の立会いがあるからこそ、意思能力や真意の確認が可能となっている。デジタル方式では、筆跡鑑定が不可能となり、後日「本人の意思ではない」と主張されても客観的な証拠が乏しくなる恐れがある。また、オンライン環境では、画面の外で第三者が脅迫・誘導している可能性を排除できず、本人の自由意思を担保する仕組みが極めて不十分である。特に高齢者や認知機能に不安のある方にとっては、デジタル遺言は不本意な内容が成立するリスクを高める制度となりかねない。よって、現行の自筆証書遺言・公正証書遺言制度の厳格性を維持すべきであり、デジタル方式の創設には慎重な検討が必要である。(個人)

・ 録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録したものが遺言として認められるようになると、相続手続で遺言の確認が必要になる金融機関や役所の窓口における事務負担が重くなることを危惧している。特に金融機関においては、全ての窓口において電子データを受けつけられるような設備が整っているわけではない中、このような電磁的記録の受領、確認負担はかなり重くなり、迅速な相続手続に支障を及ぼすのではないかと。(個人)

・ 遺言執行の場面においては、遺言執行者等が電磁的記録たる動画による遺言を提示して預金の払戻しを求めることを想定した場合には、現時点では円滑な払戻しの実現に疑問が残ることはやむを得ないが、新しい制度が実務にソフトランディングされるまでには一定程度の混乱が生じることは避けられない事情であり、この点は制度広報と実務の積み重ねによって自ずと収束に向かうものと考え。(静岡司登記)

- 遺言を作成しようとする者には様々な属性の者が想定されるため、遺言の方式について、現行法と比較して、多くの選択肢を用意することができれば、遺言の利活用の促進につながる可能性があるため、本提案の方向性につき、賛成する。もっとも、偽造・真意に基づかない内容の遺言の作成等のリスク軽減に対する配慮を欠く遺言制度の新設を認めることは、遺言制度全体への信頼性を損なうものと考ええる。この遺言の真正性・真意性の担保という点を見ると、いずれの案も、遺言の全文等について、遺言者本人による入力又は自書を想定していないため、少なくとも遺言の全文の自筆を要求することで、遺言者本人の意思による遺言の作成を担保している自筆証書遺言に近い、ないしそれ以上の遺言の真正性、遺言者の真意に基づく遺言であることの蓋然性を担保する制度として構築することが可能か、を慎重に検討することが必要である。(東弁)
- デジタル技術を活用した新たな遺言の方式については、未だ実現に向けた社会的要請は小さいとの意見も示されており、この意見は本改正の立法事実に関わる意見として軽視し得ないように思われる。すなわち、遺言制度の利用に現在一番関心を有していると思われる年齢層においてデジタル化の要請が高いとは考え難く、デジタル化によって、現行の方式よりも遺言者以外の者の意思が介在する可能性が高まることも加味すれば、拙速な制度の新設は厳に慎むべきである。また、遺言の利用者におけるデジタル環境が変化すれば、あるべき制度の姿も変化することになろう。そのため、拙速な制度の新設は慎み、遺言の利用者として 想定される年齢層における新たな制度への需要を見極めつつ、将来的なデジタル環境の変化も踏まえて、真意性・真正性と利便性の両立が図れる制度を、慎重に検討すべきである。そこで、本改正の検討において、今一度、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式採用の社会的ニーズが存在しているかどうかについても、分析・ 検討することが好ましい。(東弁)
- 遺言の本文として作成される電磁的記録(電磁的記録をプリントアウト等した書面を含む)について、法定様式を定めることや、法務省がひな型などの参考例を示すことにより、様式の統一化を図っていただきたい。(全信協)
- 方式全般への考え方として、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設については、国民(遺言者)の意思をできるだけ簡便に実現するという視点から、いずれか一つの方式に限定するのではなく、複数の方式を提示し、国民(遺言者)自らに合った方式を選択できるようにすべき。(主婦連)
- 現状の遺言制度は自筆の要求などアナログ要素によって遺言能力のない者による遺言作成を事実上不可能ならしめているという側面もあるところ、デジタル化とフェイク技術によってこの障壁が取り除かれ、第三者が勝手

に「遺言能力なき者の遺言書」を作成してしまうおそれが生じることも懸念される。(神奈川弁)

- デジタル技術を使いこなせない者が陥る可能性のあるリスクを考慮すべきである。現状においてはデジタル技術を使いこなす能力が十分とは言い
5 難い状態のままデジタル技術を使用している者も少なくない。例えば、スマートフォンの利用者はあまりに多いが、そのすべてがデジタル技術に精通しているとは到底考えられず、現にスマートフォンへのメールやSNS等を利用した特殊詐欺被害等が多発している。かかる状況では、「遺言作成サービス」に擬態した詐欺サイトが発生する(手軽に遺言書が作成できると称して、銀行口座等の情報の入力を求めたうえで、遺言執行時に必要であるとの理由で預金口座の暗証番号の入力を求め、犯人がこれを利用してインターネットバンキングで口座の預金を他に振込むなど)など、デジタルならではの新たな犯罪被害を生じるおそれがある。直接には民事法の問題ではないとしても、予防策が不要とは思われない。また、文書の作成においても、
10 予測変換やスペルミスの自動修正などにより、固有名詞等に予想外の誤記が生じることがある。デジタル技術により遺言書を作成すれば、遺言書は、日常生活で作成する文書とは異なる性質の文書であることから、普段の本人が使わない単語が使用されるため、より予測変換の誤りが発生しがちになることも懸念される。今後の技術の進歩により、現状では考えられないほど先走った予測変換がなされ、現在では想像できない態様の誤記が発生するおそれもある。正しく入力されても勝手に誤記と判断されて「校正」されてしまうことすらあり得、自筆証書における誤記よりもはるかに発生確率が高いと思われる。しかも、活字の文字列やコンピューターから出てきた文字列は一見もっともらしく見えるので、誤記に気づきづらく読み飛ばして
20 しまうおそれもある。それに、口述において、遺言者本人の発音の不明瞭がある場合にいかに聞き分けられるか、例えば「青海」「青梅」のように、読み違いやすく聞き分けも混乱しがちな固有名詞がある場合、正確に聞き分けられるのか、証人も聞き間違い等により誤記に気付かない事態も想像されることから、本人による読み上げすら正確性の担保にならない可能性もある。すなわち、自筆では考えられないような形で、遺言者の意思に添わない遺言が生成されるおそれや、文章と読み上げとで内容が異なる場合が生じるおそれがある。よって、アナログ手法の併用等により、誤記の発生自体を予防する必要があると思料する。(神奈川弁)
- デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を創設するとした場合、自筆を
35 要しない方式の遺言となるため、第三者が遺言作成者に真意とは異なる文面を提示し、これを音読させるといった事態が生じることが懸念される。さ

らに、近時の生成A Iやディープフェイク技術の進展は著しく、適正に作成されたデジタル遺言であるにもかかわらず、相続開始後にその真正性について疑念を抱く者が生じるおそれや、真正性について疑念を呈する者が生じるおそれが懸念される。真正性について疑義が呈されれば、遺言執行者や相続人は、遺言の執行行為を保留せざるを得なくなり、遺言作成者の遺言の趣旨に沿った迅速な遺産の承継が実現できない。デジタル遺言の真正性に疑義が呈され、訴訟となった場合、遺言の真正性を立証するためには、デジタルデータに偽造、改ざんがないことを証明する必要がある。その立証を訴訟当事者自らが行うことは容易ではなく、専門的知見を有する第三者による鑑定に依拠せざるを得ないと考えられるが、鑑定には相当の費用と時間を要することが予想され、紛争解決の迅速性を著しく損なう。したがって、デジタル技術を活用した新たな遺言方式を設計するに当たっては、相続開始後における真正性をめぐる争いを未然に防止し得る制度的保障が不可欠である。(東京司)

- ・ 「遺言を一層利用しやすいもの」とし「相続登記の更なる促進等を図る」等の観点から、新たな制度による遺言が、執行段階において有効か無効を巡る係争等を不必要に生じさせず、遺言者の真意の円滑な実現に資するような制度設計が望ましい。(信託協会)
- ・ 長寿化やライフスタイルの多様化が進展する中では、今後、遺言制度の悪用も懸念されるところ、上述の制度設定と合わせ、国民の相続・遺言に関するリテラシーの向上により、遺言が目的や状況に合わせ適切に活用されることが重要である。(信託協会)
- ・ デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を創設し、現在より選択肢を増やすことに賛成する。しかしながら、選択肢を増やしすぎれば、要件の混同等によって、方式不備により遺言が無効となるケースが頻出しかねない。中間試案では、【甲1案】、【甲2案】、【乙案】及び【丙案】の4案が示されているが、複数の方式を採用するとしても2つ程度に絞るべきではないかと考える。(相続学会)
- ・ 【甲案】(【甲1案】、【甲2案】ともに)、【乙案】、【丙案】のいずれについてもそのメリット・デメリットに理由があり、現時点でその優劣を判定することは困難であるが、それぞれの案のメリットを最大限に活かせるような方式を構築するべく、各案の(注)に示された論点をさらに検討することが重要である。(日行連)
- ・ デジタル技術の活用を取り入れることを前提とする措置を検討する際、生成A I等が生み出すより高度なフェイク技術による偽造等に不断に対応する必要があることを踏まえ、新たな方式による遺言の作成時だけでなく、当

該方式で作成された遺言「書」の検認を行う家庭裁判所、及び当該方式で作成された遺言「書」の内容に従って事後の手続を行う法務局または金融機関等においても、当該方式で作成された遺言「書」の確認の方法等について主務省令による規律を設ける必要があるのではないか。（日行連）

- 5 • IT化社会に対応するという観点からも、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を創設するという提案には、合理的な立法事実があると考えており、賛成する（企実研）
- 10 • 今回の提案では、(a)遺言書全文の電子データ（電磁的記録：【甲1案】、【甲2案】、【乙案】）と、(b)その口授を録音・録画した電子データ（【甲1案】、【甲2案】）の双方が存在することを前提とし、前者を遺言書本体、後者を遺言の方式の問題と位置付けるようである。この点に関し、テキストデータと音声・動画データが融合しつつある現在、双方を正確に区別する定義規定が可能か疑問であるとの声が出された一方、もしも双方につき規定を設ける場合には、簡潔かつ正確な定義規定を設け、将来の政省令・指針における用語の揺れを抑制すべきであるとの声も出された。また、電磁的記録の方式
- 15 については、紙媒体と異なり、記録方式の不変性が低いため、将来の技術変化を見据えた柔軟な設計が必要であるとの指摘もなされた。なお、規定の簡素化の観点からは、(b)そのものを遺言と位置付けることも一案であるが、遺言の検認、遺言の執行につき負担がかかりすぎるとの理由から、かかる考え方に対して賛成する声はみられなかった。（企実研）
- 20

甲1案について

【賛成する意見・条件付きで賛成する意見】

個人1件

25 団体5件（札幌弁、主婦連、日視連、東弁、日弁連）

（賛成する意見）

- 30 • 電磁的記録による遺言作成を可能とすることは、デジタル化が進行する時代潮流において遺言の作成を奨励するために有益であり、公的機関の関与なく作成できる方法を用意すべきである。もっとも、録音録画データの長期保管・長期保管後の再生可能性等の技術的問題があるほか、録音録画内容の確認方法（検認手続の負担が増大することをどう考えるか）、口述内容と文字情報とが食い違う場合と取扱いなどの問題を立法的に解決する必要がある。また、撤回の点でも問題がある。（札幌弁）
- 35 • 二人以上の証人の存在は、遺言の真意性を確保する上で一定の有効性があり（なお、ここでいう真意性の確保は第三者が立ち会うかどうか

という形式面にとどまらず、遺言の内容について遺言者の意思が実現することを積極的に確保する側面もあることに留意すべきである。)、また、録音及び録画の保存は、遺言の真正性を確保する観点から一定の有効性があり、この方式は、大枠として、遺言の真意性及び真正性を担保するに足る方式となっていると考えられる。(日弁連)

- 証人二人以上を必要とすることについては、デジタル遺言を既に導入しているアメリカ、カナダなどの諸外国においても採用されている方式であり、遺言制度の国際比較の観点からも相当である。(日弁連)
- 録音・録画の要件については、証人を要求することと併せて遺言の真意性を確保し、事後の検証に資するものであり、また、作成された遺言の偽造・変造を防止することに資するものである。ただし、録音及び録画については、その技術的な方法(音声及び動画の品質並びに撮影範囲等)によって、その有効性には大きく差異が生じ得る点に留意することも必要である。近時の生成AIの進化、特に合成音声やいわゆる「ディープ・フェイク」という偽の映像生成技術が現に一定程度利用可能となっていることに鑑み、事後の訴訟における遺言の有効性の判断に当たっては、録音及び録画の正確性に係る録音・録画の実施状況及び技術的な検討についても必要な検討がなされるべきである。(日弁連)
- 多くの国民の日常生活において、デジタル機器の使用が不可欠となりつつある現代では、遺言を簡便に作成できる新たな方式として、遺言の全文等を電磁的記録によって作成できるようにすることは、必要と考える。もっとも、二人以上の証人を必要とすることに関しては、証人に遺言の内容を知られることとなるため、守秘義務の周知徹底をすること、証人等に有利なように悪用されないための工夫などが必要と考える。また、録音・録画を要件とすることは、生成AI技術の進歩などによるなりすましなどが現実のものとして懸念される。そのため、これらの点について引き続き検討すべき。(主婦連)

(条件付きで賛成する意見)

- 【甲案】については、証人を不要とする【甲1案】を支持する。遺言をするのに適切な証人を探すのは困難な場合が少なくなく、結局この方式の遺言を利用しにくくなってしまうことが予想される。多様なニーズに対応するために【甲1案】と【乙案】・【丙案】の併存を支持したい。(個人)
- 遺言書作成後速やかに、「証人」は公証役場等において、遺言者の真意による遺言作成であることを証する電磁的記録を作成のうえ、作成した遺言、口述状況等を録音・録画した電磁的記録と結合することを定

める等、遺言の真意性・真正性を担保する程度をより一層高め得る制度を整備できるのであれば、本文、並びに（注１）、（注２）、（注３）、（注５）及び（注７）に賛成する。遺言の性質上、作成後、数十年経ってから後に遺言者が死亡する等の場面も想定でき、その段になって、数十年前の出来事を、証人が鮮明に記憶しているかは定かでなく、証人に対し真意性・真正性の立証に耐え得るような証言を求めることが困難なケースや、残念ながら証人自身の証言能力が欠ける状況になっていたり、そもそも証人も既に亡くなっている等のケースもあり得る。そこで、少なくとも、「証人」の記憶が鮮明で、証言能力が存する状況において、口述時の状況についての証拠化を行い、真意性・真正性に対する「別方向からの担保」を保全しておくことは必要であろうと考える。その保全の手段の例として、証人が公証役場において、遺言書の真意による遺言作成であることを証する電磁的記録を作成するというものを提案する。もっとも、本提案については、当会内において、中間試案で提示されている手続のほかに、本意見書が提案するような保全の手段まで要求するというのであれば、遺言者の証人に対する口述や、文字情報として記録された電磁的記録の内容と遺言者の口述内容の符合についての証人による承認等の録音・録画までは不要ではないかという意見も出されていた。また、遺言者本人がコントロールできない要件を設けることになる提案を行うのではなく、端的に【甲１案】に反対するべきとの意見もあった。また、証人による立ち会い等に対する法的効果に疑問があるとの意見もあった。具体的には、公証役場での単なる認証では効果が乏しい可能性が高い一方、宣誓書ないし確認書等を提出のうえ宣誓認証の手続きをとるとなると証人にとって手続的な負担が重く（しかも、当該宣誓認証とデジタル化した遺言との一体化作業も証人自身が行う可能性が高いこともあるため）そこまでの協力を行う証人を選定することへのハードルが高いのではないかとこの意見であった。そのため、証人による証言の担保方法として公証役場等を利活用するにしても、実効性（真意性・真正性の担保と利便性の両立）については、慎重・丁寧に検討する必要があると言わざるを得ない。（東弁）

- 賛成であるが、（注２）に記載されている「電子署名」の導入を検討する場合には、視覚障害者が単独で電子計算機を操作して行うことができるシステムの導入、（注４）に記載されている「遺言の全文」に代えて、「遺言の趣旨」を口述するものとする」との内容については、積極的な検討、（注５）に記載された内容については、積極的な検討をそれぞれ求め、各要望事項の実現を求める。（日視連）

【反対する意見】

個人 4 件

団体 7 件（大阪司、神奈川司、京都司、静岡司 I T、千葉司、東京司、兵庫司）

- ディープフェイクによる音声・映像の偽造の有無を公的に確認する手続きが含まれていないため、そのような方式で作成されたデジタル遺言書の効力が争われた場合に、成立および内容の真正性を事後的に立証することが困難である。（個人）
- 現在の技術では、動画というのは素人でも容易に捏造可能である一方で、真偽の検証（偽造の立証）には多大な費用と労力を要する。動画は真正担保にならず、むしろ真の権利者（偽造遺言により権利を失う者）の利益を簡単に損ねる可能性がある。（個人）
- 非常に煩雑で、公正証書遺言より手間がかかることも考えられる。現実には殆ど利用されないかと思える。録音・録画を要件とすることは本人の意思の確認に有効であるが、テクノロジーの進化で通常では判別困難なフェイク画像も作成でき、万全ではないと思われる。また、画像データの保管方法、民間事業者の都合で将来アクセスできなくなることも考えられる。また、民間事業者の本人確認方法とは言っても具体的にどのような方法なのか。特にウェブを介した本人確認では、画像そのものを偽装して成りすますことも有りえるかと思われる。（個人）
- デジタル技術を活用した新たな遺言の方式によって作成された遺言データの保管を、遺言者や証人等が保有する端末等で行うことにより、当該遺言データを改ざんされるリスクが高く、偽造防止等の措置が講じられているととても言い難い点や家庭裁判所におけるの検認作業における遺言データ全体を見分することとなると家庭裁判所の事務負担の増大は容易に想定されるほか、紛争予防として作成される遺言が要件充足のところで偽装を含めて争いが今以上起こることが予想され、実務上の混乱をさらに生じさせるおそれがあるため不適切だと考える。（個人）
- 死後に発見されないなどの理由で実際に執行に至らないまま放置される「発見されないリスク」が排除できないものである。「発見されないリスク」が内在する【甲案】を創設することは相当でない。（千葉司）
- 検認手続やその後の執行手続について「引き続き検討」とされているもののその道筋を見通せる状況になく、【甲案】を創設する理由はほとんどないものと言って良い。（千葉司）
- 遺言の本文が遺言者自身の端末等に保管される仕組みは、相続人等が遺

言の存在を知らずに手続を進めてしまう危険を内在している。遺言が発見されなければ、その内容は実現されず、遺言者の意思が尊重されない結果となるおそれが極めて高い。こうしたリスクは制度設計の段階で排除しておくべきであり、「見つからない遺言」を制度的に増やすような選択肢を法制化することには慎重であるべきである。(静岡司 I T)

• 遺言作成の過程が私人に委ねられており、真正性をめぐる紛争を予防する機能を十分に果たし得ない。証人二人が立ち会うことを要件としているが、実際には証人が遺言者を誘導し、真意と異なる遺言が作成されるおそれがある。制度上、証人が二名存在しても、そのことによる真正性の担保機能は限定的であるといえる。(東京司)

• 録音や録画が要件とされているが、動画や音声の編集技術が高度化している現状においては、映像や音声を改変し、例えば、財産の受取人である相続人や受遺者をすり替えることも技術的に可能である。こうした改ざんを制度的に防止する仕組みが講じられていない限り、デジタル技術を活用した遺言方式は、新たな紛争を誘発する危険がある。(東京司)

• 生成AIやディープフェイク技術により、遺言書作成者とされる本人が一切関与していない遺言が偽造されるリスクも考えられる。これらの技術を用いて、本人の声や映像を極めて精巧に再現し、実際に本人が遺言を口述、録画したかのようなデータを生成された場合、被相続人の真意とは全く異なる遺産承継が実現してしまうリスクがある。(東京司)

• 検認手続においては、録音、録画の内容と、電磁的記録によって作成された遺言の全文とが一致するかを確認する必要があると考えられる。しかし、遺言を私人がデジタル技術を用いて作成する場合、そのデータ形式は多様化することが予想され、裁判所が当該データ形式に対応できず、検認手続に支障を来す事態も想定される。また、ウイルス対策も不可欠であり、裁判所側の受け入れ態勢を構築するためには、システム改修上、相当なコストがかかることが予想される。さらには、録音、録画の内容が長時間に及ぶ場合、裁判所及び相続人は、その全編を確認するために検認手続に相当な時間を費やさざるを得ず、手続の迅速性が著しく損なわれるおそれがある。(東京司)

• 仮に、実際に作成された①の電磁的記録の内容と②の電磁的記録の内容との間に不一致又は齟齬が生じていた場合には、遺言の真正な成立に疑義が生ずることとなり、実務上、円滑な検認手続及び執行手続に支障をきたすおそれが生ずることを否定しがたいものと考えられる。(東京司)

• 遺言執行に際して、預貯金等の払い戻しの請求を受ける金融機関、登記手続を受任する司法書士、登記の審査を行う法務局等はそれぞれに、遺言

の全ての要件が具備されているか確認する必要がある。そのためには【甲案】で作成された遺言の場合は、録音・録画された電磁的記録の確認が必要となり、遺言執行完了までに現在よりもさらに時日を要することとなる。平成30年の民法改正により、遺言によって法定相続分を超える権利を取得した者は、その超える部分について「登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない」とされた（民法第899条の2第1項）。遺言により権利を取得した者が遺言の内容を実現させるためには、相続開始後、他の相続人やその債権者が、法定相続分による相続登記と持分譲渡や担保権設定等の登記を申請する前に、権利を取得した者が、遺言の内容に従った登記を申請する必要がある。しかし、【甲案】は、司法書士による遺言の要件具備の確認と、裁判所による検認に由来よりも時間を要するため、権利を取得した者が他の相続人やその債権者に後れをとり、遺言どおりの権利を確保できなくなる恐れがある。（兵庫司）

- 相続開始後、システムの変更や、電磁的記録を保存している媒体が使用できなくなるなど、遺言者の責任によらない外的な要因で、作成した遺言にアクセスすることができなくなる可能性がある。パスワードが不明な場合も、同様である。また、相続人が遺言者から遺言の保存の方法を知らされていない場合は、紙の遺言に比べて発見することが難しい。（兵庫司）
- 録音・録画は、なりすましや生成AIによる偽造のリスクがある。デジタル技術の一層の進歩により、より精巧な偽造が可能になると思われる。（兵庫司）
- 遺言者が全文を自書する必要がない点においては、現行の自筆証書遺言に比べて簡便になったと言えるが、全文自書に代わる真意性・真正性を担保するための負担が格段に増えており、簡便に作成できない制度となっている。（兵庫司）
- 証人2人の立会を要する点で公正証書遺言と同じ厳格さを方式要件とする一方で、電磁的記録により作成された遺言書の検認から遺言執行までの具体的な方式が示されていない点が利用者にとってわかりにくく、遺言書の活用の推進に寄与する方式と評価することができない。また、証人2人の立会が必要とする点において、現行の自筆証書遺言に比較して、遺言者の負担がはるかに大きく、今回の遺言制度改正の目的として掲げられている「遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする」（法制審議会総会第199回会議における法務大臣の諮問第125号）の内容にそぐわない。（京都司）
- 公正証書遺言の作成時の証人に関する公的機関の統計数値はないが、実

務的な経験や専門士業のウェブサイトを見ると、公正証書遺言を作成する場合、遺言書の作成に関わった専門士業や、公証役場からの紹介で確保されている例が多く、遺言者が利害関係のない証人2人を連れてくることは稀であると思われる。証人の役割は、遺言者が遺言の内容を認識していること（遺言者本人の真意性）、遺言者に人違いがないこと、遺言の内容に誤りがないこと、遺言の作成に関して不当な影響がないことを担保するものであるが、公正証書ではなく、自筆証書遺言にまで証人2人を要求することは、自筆証書遺言を利用しにくくするものであり、今回の遺言制度改正の目的に合致しない。加えて、証人の面前で遺言を口述することは、遺言者にとって精神的負担が大きく、自筆証書遺言の秘匿性、簡易性からかけ離れるものとなる。このように、証人の欠格事由に該当しない証人2人以上を立ち合わせる点で困難を抱えるのではないか。（京都司）

- 作成された遺言の執行においても課題が多い。遺言者が亡くなった後は、家庭裁判所における検認手続が必要となるが、その具体的流れが未確定であるし、記録媒体の保管状況によっては、せっかくの遺言を再生することができず、検認手続を行うことができないこともあり得る。（京都司）
- 遺言の内容について、専門家の関与がない場合、遺言そのものが無効になる可能性もある。この点は、現行の自筆証書遺言でも同様であるが、証人2人を確保したり、電磁的記録に口述の録音及び録画データを記録させるための機器を手配したりすることなど、手間をかけたことが無駄になる可能性がある。【甲1案】のような形式を望むケースに対応する手法としては、むしろ令和7年10月施行の改正によりデジタル化された公正証書遺言の利用を促進すべきである。（京都司）
- 家庭裁判所が検認時における遺言の状態を保全し偽造、変造、隠匿等を予防する目的で録音及び録画の内容を見分けるとすれば事務負担が増大し、検認手続きが遅滞する懸念がある。相続手続は、相続放棄の申述期限（民法915条）、相続税の申告期限（相続税法27条）など様々な期限を念頭にすみやかに進めていく必要があり、検認手続もできるだけ早期に完了することが望ましいといえ、検認の手続の遅滞につながるおそれがある方式の採用は避けるべきであると考え。（大阪司）
- 手続きが煩雑に過ぎ、多くの遺言者にとって利用困難または利用するメリットが少ないと思われる。【甲案】については、遺言の保管場所が特定されていないため未発見の遺言が存在する可能性が増すことが考えられ、相続手続きの安定性を損なう恐れがある。また、現行の遺言制度の現状を鑑みるに、【甲1案】における証人の存在は真正性・真意性の担保において大きな役割を果たすとは考えにくく、さらに録音・録画についても昨今

のA Iにおける映像生成技術の発達を考えれば、将来においてどれだけの効果があるか疑問がある。(神奈川司)

【懸念事項や問題点があるとの意見】

個人2件

団体9件(信託協会、全銀協、相続学会、神奈川弁、ゆうちょ銀行、企実研、最高裁、静岡司登記、日司連、)

・ 電磁的記録は、かつてのビデオカセットのように、技術の変化により再生が困難になるおそれがある。また、口述の録音・録画は、A Iによる偽変造のおそれがある。(個人)

・ 動画、証人など現行の自筆証書遺言よりも遺言者の負担を大きくする一方で、オンラインや人的監視が無い状況では、フェイクによる偽造、改ざんの懸念が残り、十分な真意性・真正性担保につながるとは言い難い。自筆証書遺言以上の法的効果が付与されないとすれば、わざわざ手間のかかるこの方式を利用する人は少ないと思われる。P Cやスマホで作成した遺言書案を紙に自筆で書き写すか、自分と同じ筆跡で印刷できるシステムを使えば自筆証書遺言を作成できるからである。電子署名を付すだけでも証拠保全能力を高めることが可能であり、読み上げや証人など、現行以上の負担を求める必要性は低いと考えられる。(個人)

・ 公的機関による保管を前提としないため、昨今、デジタル遺産でも同様の問題が生じているとおり、遺言者の死後、相続人等がデジタル機器の暗証番号などを知らないため、機器のロックを解除できず、遺言書を発見することができない可能性がある。一旦、遺言書を作成・保管したデジタル機器が故障などによりデータの復元が困難となる、デジタル機器を買い替えた際に確実にデータの移行がなされない懸念が残る等の問題は解消されない。U S Bメモリ等の外部記録媒体に保管するのも一案であるが、かつてのフロッピーディスクが現在は利用されなくなったように、遺言書を作成・保管していた外部記録媒体が遺言者の死亡時に規格廃止となり、読み取り困難になるといったリスクも想定される(静岡司登記)。

・ 【甲案】における検認手続に関し、実務上の問題点の指摘が多かった。(最高裁)

・ 遺言の全文等の電磁的記録並びに遺言者と証人の口述及びその状況を録音・録画した電磁的記録のいずれについても事後的に編集が容易であることからすれば、遺言作成の時点において公的機関が保存に関与するものでなければ、被相続人死亡後の遺言の有効性をめぐる紛争において、電磁的記録の偽造や変造の有無に関する審理が高度に専門化・複雑化する

ることが予想され、遺産分割手続の円滑な進行等に支障が生じ得る。(最高裁)

- 電磁的記録（主に録音・録画）のファイル形式は様々であり、その形式によっては、裁判所が検認手続において再生が必要であると判断した場合でも一般的な機器では再生することができない可能性がある（ウイルス対策上の観点も必要となる。）。検認は、事前に再生テストを行うことも難しく、検認期日の当日に初めて再生する場合、期日の空転も想定される。(最高裁)

- 電磁的記録（主に録音・録画）のファイル形式・容量によっては、当該電磁的記録を複製又は電子化された記録ファイルへの記録ができない可能性があり、検認調書の作成や当該調書の閲覧及び謄本作成（記録の電子化後を含む。）に支障が生じる。電磁的記録のファイル形式等が様々あり、上記支障の可能性があることからすれば、ファイル形式等を主務省令等により具体的に定めておくべきである。(最高裁)

- 現在の実務では、遺言書の検認を終えた遺言書原本の末尾に検認済み証明書を添付し、遺言書原本と証明書との間を契印をして証明する扱いが多いところ、【甲案】により遺言が電磁的記録となった場合、検認した電磁的記録につき同様の形での検認済み証明をすることは想定されなくなるから、それを前提としてどのように対応するかを検討する必要がある。(最高裁)

- 遺言の電磁的記録が多数複製され、複数保管・発見されていた場合には、その遺言ごとに検認を行う必要があり、同じ遺言内容の複数の電磁的記録に係る遺言の検認申立てがされることになりかねず、遺言の検認の実務に重大な支障をきたす可能性がある。(最高裁)

- 電磁的記録は複製可能であるため、電磁的記録自体から検認済みかどうかの判断がしづらく、すでに検認済みである遺言についても重複して申立てをされると、家庭裁判所においてもそれが重複申立てであるか否かを判別することが困難である。(最高裁)

- 保管を遺言者や証人等に委ねることになっているため、遺言の効力発生後に相続人等がデジタル技術を活用した新たな遺言の方式によって作成した遺言を発見できないリスクが払拭できず、現行の自筆証書遺言と同様、発見されないリスクが残存することとなる。その結果、相続手続の執行に至らないことも考えられ、遺言者の最終意思の実現を達成することに大きく寄与するとは考え難い。(日司連)

- デジタル技術を活用した新たな遺言の方式によって作成された遺言データの保管を、遺言者や証人等が保有する端末等で行うことにより、当該

遺言データを改ざんされるリスクが高まるおそれがある。一般的に、遺言は、作成から数年、場合によっては数十年後に効力が発生することになる
ところ、遺言者等が保有する端末等に保管していた場合で、何らの手当て
もしていないときは、ハッシュ値を変えないことなく、第三者により遺言デ
ータを書き換えられる等の改ざん行為の危険性が常に残存することとな
る。以上より、偽造防止等の措置が講じられているとは言い難い。(日司
連)

• 家庭裁判所において【甲 1 案】の方式で録音等がなされたデータを含め
た遺言データ全体を見分することとなると、家庭裁判所の事務負担の増
大は容易に想定することができ、【甲 1 案】は、実務上の混乱を生じさせ
るおそれがある。(日司連)

• 遺言全文記録後の方式要件(証人 2 名の前での全文の口述、証人による
証人と口述、口述に係る録音録画とその保存) 具備のために遺言者に課さ
れる手続が多岐にわたっており、「国民が…遺言を簡便に作成できるよう
な新たな方式を設ける」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定「規制改革実施計画」)
という議論の出発点に即した制度といえるのか疑問がある。(ゆうちょ銀
行)

• 遺言の執行を受ける金融機関では、それぞれの金融機関において方式要
件充足確認のための事務ルールを新たに制定したうえ、遺言に基づく相
続人・受遺者(以下「相続人等」とする)からの請求のたびに、新たに制
定した事務ルールに則った手続を実施することが必要となると考えられ
る。この結果、金融機関においては事務負担の増加が、相続人等において
は預貯金等の払戻を受けるまでの時間の長期化が懸念される。【甲 1 案】
を採用した上で相続人等及び遺言の執行を受ける者の負担を軽減するた
めには、家庭裁判所において、検認手続の改正または新たな手続を整備す
ることによって、方式の充足を確認する手続を創設することが必要では
ないかと考える。(ゆうちょ銀行)

• 遺言者の死後まで公的機関が関与しない【甲案】においては、誤記や不
正が相続開始後ないし遺言執行の終了時まで判明せず、取り返しのつか
ない事態になるおそれがある。【甲 1 案】については、リスクが高いとい
え、十分な対策が講じられるよう、慎重な検討を要すると考える。(神奈
川弁)

• 証人の関与によって、遺言の内容の真意性、真正性を担保することを意
図しているものと理解するが、遺言の作成時点では、電磁的記録に記録す
べき事項の適切な記録、遺言者による全文、日付および自己の氏名の口述、
ならびに証人による特定事項の口述など、遺言の有効性の前提となる要

件（以下「有効性要件」という。）が充足されているかを客観的に確認することができず、有効性要件の最終的な確認は、家庭裁判所による検認や、遺言の執行を受けた法務局、金融機関等に委ねられることになっていると考えられる。しかし、このことにより、検認手続を行う裁判所や、執行を受ける法務局、金融機関等において有効性要件を確認するための負担が生じることになり、特に金融機関等については、有効性要件を確認する主体としてそもそも適切であるか疑問がある。加えて、有効性要件を確認することは金融機関に相応の実務負担が発生するほか、複数の金融機関で評価・判断が分かれる可能性があり、その判断によって相続人との見解相違や、それにもとづくトラブルが増加することが懸念される。（全銀協）

- 仮に有効性要件の充足につき一定の判断がなされないまま、遺言が金融機関等に対して執行として示されることとなる場合には、遺言の内容に不満のある相続人から、遺言の有効性に疑義ありとして解約・払戻しをしないように求められる可能性もある。この場合には、金融機関等としては遺言の有効性の判断ができないことから遺言の執行を完了させることができず、未解決の状態が長期にわたることも懸念される。（全銀協）

- 仮に【甲案】を導入するとした場合には、検認手続において、有効性要件の充足が確認されることが不可欠であると考ええる。また、そこでなされる検認手続が、現状の自筆証書遺言の検認と同様に、遺言書の状態の確認、事後的な偽造・変造の予防のために保存を目的とするものに過ぎないという位置づけでなされる場合には、有効性要件の充足の判断はその執行を受けた法務局、金融機関等に委ねられることとなるが、その際は上記で述べた問題点がそのまま妥当することになる。加えて、仮に紛争が具体的に生じていない場合でも、遺言の執行は、遺言者の有している財産によって複数の機関になされることが容易に想定されるところ、有効性に疑問があるような遺言の場合には、執行を受けた複数の法務局、金融機関等で判断・対応が異なることとなる可能性もある。（全銀協）

- 電磁的記録による遺言、口述等の録音・録画による記録のいずれも、遺言執行時点までに長時間が経過することが多い中、偽造されるリスクを防止する手段が強くなく不安定であるため。また有効性を担保しないと解されている現状の裁判所の検認だけでは、遺言執行手続きを受ける側として、多くの紛争や苦情の発生が予想され、結果として、遺言者の最終意思の実現が速やかに行われたい懸念があるため、【甲1案】については、新制度として創設する場合、リスクが大きいと考えられる。（信託協会）

- 仮に【甲1案】や【甲2案】を採用するのであれば、遺言の保管は、民間事業者ではなく遺言者自身が行うべきである。【甲2案】には民間事業

者の関与が想定されており、【甲 1 案】でも民間事業者の関与が排除されていないとされ、中間試案及び同補足説明においては、民間事業者が遺言データを保管する前提の記述が見られる。しかし、遺言の作成から遺言執行までの間に長期の時間経過も想定されるところ、(i)民間事業者には事業終了（撤退）や解散等のリスクがあり、データの長期保管の確実性に不安が付きまとう。また、(ii) 高度な情報セキュリティ対策や、災害その他の障害対策が施され、維持され続けなければ、多数の遺言データが漏洩したり、消失するなどの危険があり、万が一にもそのようなことが起きれば、社会的混乱は大きく、取り返しのつかない事態となることが想定される。また、遺言データの保管を担う民間事業者が複数ある場合には、遺言がいつどこで作成されたのかわからないといった事態も生じかねず、(iii) 家族が遺言を発見できないか、発見までに多くの手間暇を要するリスクがある。したがって、民間事業者に遺言データの保管を担わせるべきではない。これに対し、例えば、長期保存可能、かつデータを書き換えられない光ディスク（DVD-R など、相当長期にわたって読み取り装置が供給される可能性が高い汎用的な媒体）に保存したものを遺言とし、遺言者自身が光ディスクを保管することとすれば、上記リスクの回避のみならず、第三者による改変を防ぐことができる。なお、光ディスクの不具合等を考慮し、副本（バックアップ）を 1 枚以上作成することが推奨される。また、光ディスクを封筒に入れて保管するといった取扱いが一般化すれば、自筆証書遺言と同程度かそれ以上に発見しやすさが確保できる。もっとも、後に遺言の真意性や真正性をめぐる紛争が生じた場合に備え、民間事業者においては、遺言以外の情報（例えば、受付日時、受付方法、遺言作成日時、担当（応対）者、同行者の有無など）を保管しておく必要があると考えられ、結局、民間事業者について、経営基盤が安定しており、情報セキュリティ対策が万全であるといった要件は欠かせないと思われる。

（相続学会）

- ・ 遺言の記録媒体が限定されていない場合には、遺言が PC の内蔵ディスクや、クラウドサービス上に保存されていることも考え得るが、検認が困難となりかねない。【甲案】による遺言の記録媒体は、携帯が容易で、読み取りのために特殊な機器やサービスの利用が必要ないものに限定すべきではなかろうか。（相続学会）

- ・ 【甲 1 案】には課題が多く、例えば、証人欠格事由に該当しない証人 2 名を自ら用意するのは、一般に容易でないと思われ、民間事業者の関与なく甲 1 案による遺言の普及を図ることは相当に困難であると考えられるが、民間事業者が関与する場合の課題もある。また、既存の方式である

秘密証書遺言においては、パソコン等で遺言書を作成することができるという点で【甲1案】と共通し、その上、他人に財産の内容を開示する必要がなく、費用も比較的安価（1万1000円）である。このような既存の方式があるなかで、より作成のハードルが高いと考えられる【甲1案】の方式を導入することで、遺言制度が「国民にとってより一層利用しやすいもの」となり、遺言の普及が図られるのか疑問である。（相続学会）

- ・ 【甲1案】に対し賛成する声はみられなかった。①証人確保の負担、②遺言の方式とされる録音・録画を確認する必要が生じ、遺言の検認、遺言の執行の実務に加重な負担が生じる可能性があるという理由からである（とりわけ、②が強く主張されていた。）。また、③【甲1案】を採用した場合、遺言作成の負担が重い一方、遺言としての効力、遺言無効の訴えで覆される可能性があることにつき、他の遺言と同等であるため、あえて設けるメリットがないという意見も出された。（企実研）

【（注1）～（注8）に対する意見】

個人1件

団体13件（信託協会、全信協、全銀協、相続学会、最高裁、静岡司登記、日視連、レガシィ、東弁、日行連、日司連、日弁連、リーテックス）

（（注1）に対する意見）

- ・ 理念としては本人の作成に係る遺言は本人が遺言の内容を記録すべきものであると考えられるが、電磁的記録を遺言とする場合、自筆証書遺言における自書の証明とは異なり、電磁的記録を本人が記録（入力）したことの証明はその性質上困難であるため、本人が記録したことを方式要件としないことは首肯し得る。（日弁連）
- ・ 「遺言者の指示を受けた者」の資格について、法律上他人の意思表示に係る書類の作成を業とする国家資格者に限定すべきである。改正行政書士法第十九条第一項本文が今般「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三（注、現行法第一条の二に該当する）に規定する業務を行なうことができない。」とされた趣旨は、今後行政手続のデジタル化の進展に伴い申請手続等の簡便化・審査の迅速化が図られる一方で、いわゆる「なりすまし」請求等の増加による行政の混乱や国民の権利利益の侵害等も危惧されることから、申請等に係る書類の作成及び提出等を業として行う（ことができる）国家資格者の職責（改正法第一条の二第二項）として申請者本人の確認及び認証、当該書類及び付帯する添付書類等の信憑性の確認を行うこ

とにより「行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資する」（改正法第一条）ことにあるところ、こうした国家資格者に課せられた使命及び職責を果たす観点からも、遺言者以外の者が遺言書の作成プロセスに關与する余地がある部分については、遺言能力と遺言意思に関する信憑性の確保をより重視した措置が必要であると思料する。（日行連）

（（注 2）に関する意見）

- 「電子署名」の導入を検討する場合には、視覚障害者が単独で電子計算機を操作して行うことができるシステムの導入を求める。「電子署名」の制度が導入される場合、その「電子署名」を行うためのシステムが、音声による操作ガイドが装備される等、視覚障害者が理解可能であつて、かつ、単独での操作が可能であるシステムでなければならない。そうでなければ、視覚障害者は利用できないこととなる、あるいは、支援者を通じて電子署名を行わざるを得ないこととなる。すなわち、「電子署名」が障壁となって、視覚障害者の利用控えが高まる可能性がある。このことは、視力が低下した高齢者にも妥当するものと考えられる。遺言作成という場面では、制度の利用者として多くの高齢者が想定される。視覚障害者が単独で利用できるシステムは、高齢者も利用しやすいシステムとなり得るのであつて、制度の利用を進めるためには必要な対応であると考えられる。（日視連）
- 電子署名を付することについて【甲 1 案】において電子署名まで要件とすることが、必要とはいえない。真意性担保には資するとしても手続的には重すぎるとも考えられる。改変防止措置が主眼であれば、前述のように記録媒体を制限することで対応可能ではないか。（相続学会）

（（注 3）に関する意見）

- 証人の重要性に鑑み、この方式における証人について、民法第 9 7 4 条の適用があることが確認されるべきであるが、それにとどまらず証人の欠格事由について慎重な検討を要するものと考えられる。この点、特に遺言者が身寄りのない高齢者等である場合において、一例として、高齢者等の入居先施設の利益となる遺言をするときに、当該施設関係者が遺言の全文等を入力した電磁的記録を作成し、さらには証人となって、録音・録画を行うといったケースを想定すると、遺言の真意性の確保の観点からは、証人の欠格事由につき現行規定を準用することで足りるかについて、なお慎重な検討が必要である。（日弁連）
- 「証人」の適格性については、（注 3）のとおり、推定相続人等を承認の欠格事由と定めている民法 9 7 4 条 1 号～3 号、9 8 2 条は、【甲

【1案】においても同様に適用されるものと解するのが適当である。また、更なる資格制限が必要か否かを引き続き検討されることにも賛成である。資格制限が必要か否かを引き続き検討されることにも賛成である。
(東弁)

5 • 証人の資格として、「弁護士、司法書士その他法務省令で定める者」等の規定を置き、2名の証人のうち少なくとも1名は法律専門職とすべきである。そうすることで、電磁的記録としての遺言は、作成に関与した法律専門職に保管させることが可能となり、これにより電磁的記録の紛失等の問題は相当程度払拭できる上、日本司法書士連合会等の
10 資格者団体が主導し、電磁的記録としての遺言のバックアップセンターを構築し、証人として司法書士が作成に関与した遺言について無償で保管する方法が期待される。また、別案としては、遺言書の作成に関与した法律専門職に限り、代理人として【乙案】や【丙案】の方式で公的機関に対し遺言書の保管申請をすることができるようにすることで、
15 遺言者の不便の低減に繋がるのではないかという意見もあった。(静岡司登記)

• 別途証人の要件を設けることを検討する必要があるものとする。例えば、第三者が自己の従事する法人を受遺者として作成した遺言の文案を、遺言者が【甲1案】の方式①から④までを満たして遺言として作成した場合に、この遺言文案を作成した第三者が方式②及び③における証人としても関わっていると、その第三者が直接の受遺者でなかったとしても当該遺言について利益相反の関係が生じることが考えられる。そのため、【甲1案】を引き続き検討することになる場合には、証人の要件についても検討を要する必要があるものとする。(日司連)

25 • 証人要件を明確にする点を支持するが、一方で要件が厳格であるため、利用拡大は困難ではないかと危惧する。証人要件は、土業関与により複数名ではなく1名でも代替可能とすることで、「高齢者や地方在住者」「障害を持つ方」にとって利便性が増すなど、実務に即した柔軟性が必要である。(レガシィ)

30 • 証人につき、遺言本文作成者や通訳人を証人欠格事由とすることは、検討の余地があるものとする。一方で、施設へ遺贈する遺言における施設従業員については、欠格事由ではなく個別の紛争事案として処理すべきではないか。(相続学会)

((注4)に関する意見)

35 • (注4)について、遺言の趣旨を口述することで足りるとすることについては反対する。証人の前で遺言の全文を口述することは、遺言の真

意性を確保するための中心的な措置であり、現行法の自筆証書遺言において全文を自筆することとも一定の対応関係があると考えられ、要件とされることが相当である。(日弁連)

- (注4)に記載されている「遺言の全文」に代えて、「遺言の趣旨」を口述するものとする」との内容については、積極的な検討を求める。視覚障害者が【甲1案】の①に定められた方式を行う場合、電子計算機の利用に習熟していない視覚障害者は、遺言の内容を口述し、これを「遺言者の指示を受けた者」を通じて電磁的記録に記録することが想定される。この場合、視覚障害者がその後の②の方式を履行しようとする場合、電磁的記録に記録された遺言の全文を正確に復唱することは困難を伴う。そこで、「遺言の全文」に代えて、「遺言の趣旨」を口述することで足りるとする規律となれば、電子計算機の利用に習熟しておらず、かつ、点字の利用にも困難を伴う状況にある視覚障害者にとっても利用しやすい方式となる。(日視連)

- (注4)「遺言の趣旨」は認めるべきではなく、「記録されている全文」を口述するという規律を維持するべきである。(日行連)
- 「遺言の全文」に代えて、「遺言の趣旨」を口述するものとする」とについては、反対する。遺言の内容を理解している遺言者でも、その趣旨をきちんと説明できるとは限らない。また、「遺言の趣旨」が説明されたかどうかは、遺言の有効無効にかかわる重要な事実となり、証人は、「遺言の趣旨」が説明されたかどうかを判断しなければならないが、そのための明確な判断基準を示すことは困難である。そうすると、証人が「この程度で良い」と考えても、後に、その遺言の成立が否定されるケースが生じ得るからである。(相続学会)
- (注4)につき、遺言の趣旨が不明確の場合、全文との認識に相違が生じる恐れがある。遺言の趣旨は本文の一部(メタデータ)に加え、全文を口述することが望ましいと考える。(リーテックス)

((注5)に関する意見)

- (注5)について、遺言者ないし証人が口がきけない者又は耳が聞こえない者である場合に一定の措置を取ることは認められるべきである。(日弁連)
- (注5)に記載された内容については、積極的な検討を求める。視覚障害者の中には、聴覚障害のある者も存在する。このような場合でも自己の意思により遺言の作成が可能である制度とすることは、遺言制度が「誰一人取り残さない」制度であることを示すこととなり、極めて重要である。このような観点からすれば、(注5)に記載されている「通

訳人の通訳により申述すること又は遺言者若しくは証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口述に代える」ものとすることは、様々な障害特性を有する者に多様な意思表示の方法を認めることとなるため、積極的な検討を求めたい。(日視連)

- 口がきけない者等を考慮した方式の検討を要することに異論はない。問題はその方法であるが、手話の場合などは、証人において、通訳人と遺言者のやり取りが正確であることの確認ができないため、通訳人を利用する方法は疑問である。また、遺言全文等を機械が自動で読み上げる場合には、遺言者がその内容を聞いて頷くだけで真意性が担保されたと言えるのか疑問である。これに対し、補足説明14頁(3行目～)でいう「入力する文字情報を・・・」が、要件①で作成済の遺言全文等を、改めて遺言者自身が全文タイピングして音声に変換する措置を意味するのであれば、採り得る方法ではなかろうか。聴覚障害者については別途の配慮が必要と思われ、各障害者に聴取するなどして、各障害(高齢による各機能の低下も含む)の類型に応じて対応を検討すべきであると考える。(相続学会)

((注6)に関する意見)

- (注6)につき、証人の立会いをウェブ会議の方法によって足りるとすべきではない。(個人)
- (注6)の証人の立会いについて、ウェブ会議の方法によることを許容することには反対する。ウェブ会議の方法では音声及び動画の品質を含めて伝達される情報量に一定の差異があり、相手の状態を必要な程度に相互に認識できるかが担保できるか否かの点に不確実性がある。さらに、二人以上の証人の存在は、第三者が立ち会うかどうかという形式面にとどまらず、遺言の内容について遺言者の意思が実現することを積極的に確保する側面もあることに留意すべきであるところ、遺言者が証人の前で口述を行うことは、遺言の真意性の確保の観点からは必要な措置であるというべきである。(日弁連)
- (注6)につき、【甲案】は、【乙案】【丙案】と比較して、偽造されるリスクの高い制度であると考えられるが、特に【甲1案】で、証人がウェブ会議で証人が立ち会う場合、偽造目的の悪意をもった者が「遺言者本人が遺言を口述している偽造動画(フェイク動画)」を作成し、これをアルバイトと称し集めた善意の証人に見せることで、善意の証人が立ち会う動画を作成できる余地を増やすリスクがあるため、対面ではなくウェブ会議の方法で、証人が立ち会うことは、【甲1案】の偽造リ

スクを更に高める懸念があると考えられる。(信託協会)

- 証人のウェブ会議による立会を認めることについて、積極的に賛成はできない。遺言の普及を促す面からはウェブ会議による証人の立会も検討の余地はあるが、真意性の確保は証人に期待するところが大きく、直接面談の必要性が高い。また、ウェブ会議では、証人において、利害関係者の関与がないことを十分に確認できるのか、そして、証人がその点を証明する役割を担うとすれば、証人はどこまで何をすべきなのか等、検討すべき点は多い。なお、AI技術を用いて、例えば遺言者が応答しているかのような画像を表示しつつ、裏で(画像としては表示されていない)別の者が応答するといったことも非現実的な話とはいき切れないのではなかろうか。(相続学会)

((注7)に関する意見)

- (注7)について、④に基づく措置による電磁的記録の作出には、当該電磁的記録を記録するための環境整備を含めた業務が必要となるが、仮に民間事業者を関わらせるとしても、国家資格を有する法律専門職が主体となるべきである。本来、電磁的環境整備はサービスではなく遺言の要件であるところ、サービスの名のもとに法律行為である遺言に関する業務を行う無資格業者の違法行為が従前より横行していたことに鑑みて、当該電磁的記録に関わらせる民間事業者等の適格性及び役割並びに当該電磁的記録の作出プロセスの適確性に係る規律等について、本中間試案及び補足説明において言及されているように詳細かつ厳格な規律(特に、民間事業者の役割については弁護士法とともに行政書士法に違背してはならない等)を、法律及び主務省令をもって定めるとともに、当該規律等が適正に機能していることについての国家資格者による確認の機会が主体的に確保されるべきである。(日行連)

((注8)に関する意見)

- (注8)については、証拠の保全ないし講学上の公証の観点から、家庭裁判所の負担についても考慮した上で、検認を要することとすべきである。(日弁連)
- (注8)には賛成する。デジタル技術を活用した新たな遺言の方式においても、自筆証書遺言と同様に、検認手続きによる偽造・変造の防止を図ることが好ましいといえる。(東弁)
- 電磁的記録は編集が容易(録音・録画した電磁的記録についてもデジタル技術や人工知能の発達により画像や音声の加工が可能となっている。)であり、そのような電磁的記録について、技術的知見のない裁判所が、別表第一事件であり当事者対立構造となることが想定されてい

ない検認手続において、外形上のものを含め、その後の手続において編集の有無を判断するための資料とすべき点を特定した上で見分や審問をし、その結果を検認調書とすることは困難であることが想定される。そうすると、多くの場合、検認調書には、遺言の全文等の電磁的記録並びに遺言者と証人の口述及びその状況を録音・録画した電磁的記録の複製等を調書末尾に添付するにとどまることになると思われる。(最高裁)

- 遺言執行に際して金融機関等の相続債務者が「録音・録画により記録された電磁的記録」を確認する必要があるとすると実務上の負担が大きいため、遺言の内容を文字として確認できることが望ましい。そのため、(注8)のとおり、「現行の検認手続の枠組みの中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等」について引き続き検討を行うとともに、補足説明2(5)ウ記載のとおり、相続人等から提出を受けた検認調書の記載から、遺言が方式要件を充たしていることについて懷疑のないことを確認することができれば、「録音・録画により記録された電磁的記録」を視聴等しなくとも、金融機関等は必要な注意を尽くしたと評価することとしていただきたい。(全信協)
- (注8)につき、検認調書には、遺言全文とともに遺言の状況、立ち会った相続人等の陳述内容が記載されるが、【甲案】の場合、遺言執行手続きを受ける金融機関側での事務負担、苦情対応負担が増大することを避けるため、「遺言全文と口述の録音・録画が一致していること」、「遺言者本人が自分の遺言であることを宣言していること」「証人による間違いのないことの宣誓をしていること」「電磁的記録の保存場所、保存状況」「当該電磁的記録の最新更新日、上書き保存履歴」を記載することが考えられる。(信託協会)
- (注8)につき、遺言作成者が死亡してから裁判所に提出する間に改訂・改ざんがされないように改ざん予防をするなどの要件が必要である。裁判所で検認する際に、担当者がデジタル技術に対する理解や知識がないと、遺言書の改訂・改ざんを防止する検認の役目を十分に果たせないのではないかと考える。「デジタル遺言検認士」などの資格を創設し、一定の専門知識を有した者が検認できるようにするべきだと考える。遺言サービスの利便性を高めるため、検認の業務を金融機関に開放するべきだと考える。遺族と金融機関(信託銀行など)は、預金・貸金庫などのサービスを提供する利害関係者である場合も想定されます。この場合、遺族に対して利益誘導をすることがないように社内で検認

するための専門部署を設けることなどを要件とすることが必要だと考える。(リーテックス)

- 検認は必須である。そして、金融機関は検認調書によって方式要件充足に疑義がないことを確認すれば良いとする、中間試案補足説明 18 頁 20 行目に記載された考えに賛成する。このようにしないと、遺言を作成したにもかかわらず相続人等が金融機関で払戻しができず、結局は遺産分割協議を経なければならないという事態が生じ得るからである。そのため、検認調書には、例えば家庭裁判所が方式要件ごとに「満たす」か否かをチェック式で記載するなど、後に金融機関等において方式要件充足の確認が容易であるような措置がとられる必要がある。(相続学会)
- 不都合が生じる可能性や、複数の機関で遺言の有効性の確認を行わざるを得なくなる非効率性を考慮すると、仮に【甲案】を導入するとしても、遺言の有効性が検認手続において相応の水準で確認される制度設計とし、少なくとも遺言執行の局面において、執行を受ける法務局、金融機関等で有効性要件の充足確認の負担が生じることがないようにしていただきたい。(全銀協)

(複数の(注)に関する意見、その他の意見)

- 遺言書作成後速やかに、「証人」は公証役場等において、遺言者の真意による遺言作成であることを証する電磁的記録を作成のうえ、作成した遺言、口述状況等を録音・録画した電磁的記録と結合することを定める等、遺言の真意性・真正性を担保する程度をより一層高め得る制度を整備できるのであれば、本文、並びに(注1)、(注2)、(注3)、(注5)及び(注7)に賛成する。これに対して、(注4)、及び(注6)には反対する。(注1)、(注2)、(注7)の各注の内容は、作成した遺言書の真意性・真正性を担保するためのデータの保存作業を第三者に委託するものにすぎず、口述状況等の録音・録画そのものに影響するものではない以上、第三者へ委託することの影響は大きくない。他方、これらの電子的作業を遺言者自らが実施することを手続き的要件として求めることは、デジタル化に親和性の薄い者の利用を排除することにもなりかねず、「様々な属性の者」に対し、遺言の方式について多くの選択肢を用意し、もって遺言の利活用の促進を図るという本改正の目的に反する結果ともなる。さらに、(注5)遺言者や証人が口がきけないときは通訳人を活用できるとの提案は、上記「様々な属性の者」への遺言の方式について多くの選択肢を用意するもののといえる。(東弁)
- (注1)及び(注2)につき、遺言作成者以外の者も遺言の全文、日

付、自己の氏名及び証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項を記録することを前提としている。遺言作成者以外の者が遺言作成者になりすまし、意図しない遺言が作成される可能性がある以上、遺言作成者や遺言者の指示を受けた者の本人確認と、遺言が作成者の意図に反して改訂・改ざんされていないかを確認する必要性が極めて高いと感じる。そのため、電子署名法第2条1項を要件として含めるべきだと考える。(リーテックス)

- (注3)「証人となることができる者の資格」及び(注5)「通訳人」について、③との関連も含めて「更なる資格の制限が必要」と考える。具体的には、少なくとも証人のうち1名は、法律上他人の意思表示に係る書類の作成を業とする国家資格者に限定するべきである。④に基づく措置によって作出される電磁的記録があったとしても、当該電磁的記録の作出より前に「証人」による遺言者の遺言意思形成プロセスへの何らかの関与があることは否定できない。また、(注5)における「通訳人」を当該「証人」が兼ねる可能性もあることから、これらの懸念を払拭する観点からも、当該証人及び当該通訳人の適格性に関して有資格者による確認の機会が確保されるべきである。(日行連)
- (注4)のように「遺言の趣旨」のみの口述で足りるとした場合には、たとえ証人それぞれが電磁的記録を各人のパソコン等の画面で確認していたとしても、証人各人のその口述された「遺言の趣旨」の捉え方の相違等によっては証人による遺言内容の把握や、遺言者が遺言内容を真意により作成したかどうかの判断が区々となったり、それらの判断が疎かになる可能性がある。また、日常的に行われているウェブ会議の欠点として参加者の雰囲気や表情が掴みにくいという点が指摘されていることからすれば、仮に(注6)のように相手の状況が相互に認識が可能であるとしても、現実の立ち会いの場合における証人相互の認識には劣るものがあるだろう。そのため、(注4)や(注6)による要件の緩和は、【甲1案】において「証人2人以上による立ち会い」を要件とする②を形骸化する危険性があるものと評価すべきであり、(注4)及び(注6)の提案への賛同は困難である。(東弁)
- (注5)及び(注6)につき、口述に代わる手段とウェブ会議の検討における遺言者及び証人それぞれのなりすまし予防については、将来の技術開発について考慮する必要があるのではないかと考える。適合する技術要件については、法務省やデジタル庁などが「指針」や「手引き」のような形で定期的に告示していくことが必要と考える。(リーテックス)

【その他の意見】

個人 1 件

団体 5 件（相続学会、神奈川弁、静岡司登記、日弁連、リーテックス）

- 5 • 【甲 1 案】と【甲 2 案】を選択的に採用するのであれば、【甲 2 案】が
良い。【甲 1 案】は、現行の自筆証書遺言に比べ簡便性に欠ける。普通方
式では証人を不要とする方が、遺言のデジタル化の推進につながると考
えるが、【甲 1 案】は、【甲 2 案】で作成した遺言の信頼性をより高めるた
めのオプションにはなり得ると考える。また、現行の自筆証書遺言に比べ
10 て、本人以外が作成することが容易になると考えられるため、厳格な本人
確認、意思確認、本人関与の事実が記録され、また事後的にその確認が確
実に行えるようなシステムが構築されたうえで運用されるべきと考える。
（個人）
- 15 • 遺言の全文等を電磁的記録により作成する遺言については、執行の場
面で、電磁的記録のままで情報を共有することが容易であることから、将
来的には、公正証書遺言も含めて、不動産登記や預金口座の手続等の場
面で電磁的記録を用いた活用がなされることが期待される。（日弁連）
- 20 • 【甲 1 案】の規律が採用された場合、事業者等により、遺言の条項例が
あらかじめ電磁的に提供されることが想定される。特に近時の生成 A I
の発展に鑑みると、遺言者が生成 A I のプロンプト（ユーザーによる指示
の入力）に遺言者の希望する遺言の概要等を入力し、それに対応して遺言
の全文が出力され、遺言者はその出力をコピー・アンド・ペーストによっ
てそのまま遺言とするようなサービスが提供されることが考えられる。
これは遺言の作成を容易にするものであるが、他方において、このように
25 生成 A I を含む遺言者以外の第三者によってあらかじめ遺言の本文全体
が作成されるような場合に、遺言の真意性を確保し、第三者の過度な介入
を排して、慎重に考慮することを促すことが可能かについても慎重な検
討が必要である。遺言者にとって利便性の高いサービスは、場合によっ
ては当該サービスによって遺言者の意思形成に影響を与える危険があるか
30 らである。（日弁連）
- 35 • 生成 A I を用いる等して遺言の条項を出力する等のサービスの提供が
遺言者の意思形成自体に関与する場合、それ自体遺言の真意性確保に重
大な問題を生じさせ、さらには当該サービスの提供は非弁行為に該当す
るのではないかという点についても慎重な検討が必要である。（日弁連）
- 【甲 1 案】の採用を支持する意見にも賛同できる余地がある。「デジ
タル技術を活用」して、コスト面も含めて「簡便に」遺言を作成するとの本

改正の目的に最も適う。(静岡司登記)

- 【甲1案】について、資格者団体等による保管の仕組みを設けることが考えられる。証人の資格として、「弁護士、司法書士その他法務省令で定める者」等の規定を置き、2名の証人のうち少なくとも1名は法律専門職とすることで、電磁的記録としての遺言は、作成に関与した法律専門職に保管させることが可能となり、これにより電磁的記録の紛失等の問題は相当程度払拭できる。また、日本司法書士連合会等の資格者団体が主導し、電磁的記録としての遺言のバックアップセンターを構築し、証人として司法書士が作成に関与した遺言について無償で保管する方法が期待される。(静岡司登記)
- 現状においてはデジタル技術を使いこなす能力が十分とはいえない状態のままデジタル技術を使用している者も少なくない。例えば、スマートフォンの利用者はあまりに多いが、そのすべてがデジタル技術に精通しているとは到底考えられず、現にスマートフォンへのメールや SNS 等を利用した特殊詐欺被害等が多発している。かかる状況では、「遺言作成サービス」に擬態した詐欺サイトが発生する(手軽に遺言書が作成できると称して、銀行口座等の情報の入力を求めたうえで、遺言執行時に必要であるとの理由で預金口座の暗証番号の入力を求め、犯人がこれを利用してインターネットバンキングで口座の預金を他に振込むなど)など、デジタルならではの新たな犯罪被害を生じるおそれがある。直接には民事法の問題ではないとしても、予防策が不要とは思われない。また、文書の作成においても、予測変換やスペルミスの自動修正などにより、固有名詞等に予想外の誤記が生じることがある。デジタル技術により遺言書を作成すれば、遺言書は、日常生活で作成する文書とは異なる性質の文書であることから、普段の本人が使わない単語が使用されるため、より予測変換の誤りが発生しがちになることも懸念される。今後の技術の進歩により、現状では考えられないほど先走った予測変換がなされ、現在では想像できない態様の誤記が発生するおそれもある。正しく入力されても勝手に誤記と判断されて「校正」されてしまうことすらあり得、自筆証書における誤記よりもはるかに発生確率が高いと思われる。しかも、活字の文字列やコンピューターから出てきた文字列は一見もっともらしく見えるので、誤記に気づきづらく読み飛ばしてしまうおそれもある。それに、口述において、遺言者本人の発音の不明瞭がある場合にいかに聞き分けられるか、例えば「青海」「青梅」のように、読み違いやすく聞き分けも混乱しがちな固有名詞がある場合、正確に聞き分けられるのか、証人も聞き間違い等により誤記に気付かない事態も想像されることから、本人による読み上げ

すら正確性の担保にならない可能性もある。すなわち、自筆では考えられないような形で、遺言者の意思に添わない遺言が生成されるおそれや、文章と読み上げとで内容が異なる場合が生じるおそれがある。よって、アナログ手法の併用等により、誤記の発生自体を予防する必要があると思料する。(神奈川弁)

- ④につき、将来の技術開発について考慮する必要があるのではないかと考える。適合する技術要件については、法務省やデジタル庁などが「指針」や「手引き」のような形で定期的に告示していくことが必要と考える。(リーテックス)
- 遺言が、要件①の電磁的記録なのか、要件①と③を合わせた電磁的記録なのか明らかにされるべきだが、①③のどちらかが欠ければ遺言として成り立たないと思えるほかなく、①と③を合わせたものが遺言とされることが論理的ではないかと考える。(相続学会)

甲 2 案について

【賛成する意見・条件付きで賛成する意見】

個人 4 件

団体 4 件（京都司、日視連、レガシィ、東弁）

(賛成する意見)

- これまでの自筆証書遺言が証人不要である為に利用したいと思っていた人が一定多数いると考えられる為、証人不要である【甲 2 案】がいいと考える。(個人)
- 全体を通して、遺言制度の見直しが図られた大きな背景として、その制度の利用の改善と身寄りのない高齢者の増加が背景にあるとすると、結論から言えば、【甲 2 案】、【乙案】が相応しいと思われる。また、そもそも、保管申請の際に再度役所まで足を運ばなくてはならないという現状の制度を踏襲するかのような制度設定になっているのが迂遠であり、アプリ導入にもコストを割くと考えられる。(個人)

(条件付きで賛成する意見)

- 【甲 1 案】と【甲 2 案】を選択的に採用するのであれば、【甲 2 案】が良い。また、現行の自筆証書遺言に比べて、本人以外が作成することが容易になると考えられるため、厳格な本人確認、意思確認、本人関与の事実が記録され、また事後的にその確認が確実にできるようなシステムが構築されたうえで運用されるべきと考える。(個人)
- 今回の中間試案は、従来の公正証書遺言や自筆証書遺言に比べて、コスト面や手続きの煩雑さ、心理的ハードルを下げる可能性があると感じ

じている。提案として、【甲 2 案】に【乙案】を組み合わせる方式にすると、ユーザー視点でも合理的で、公的機関での保管という安心感もあり利用しやすいと考える。【甲 2 案】については、証人探しや他人に内容を知られることなく、自宅で自分のペースで遺言を作成できる点は、
5 プライバシーの確保と精神的負担の軽減につながる。外出不要というのも、働き盛りの世代や高齢者にとっては大きなメリットだ。入力ミスや法的要件の漏れを防ぐ機能が実装されれば、ユーザーは安心して遺言作成ができる。国による事業者認定制度があれば、信頼性の担保にもつながり、悪質な業者を避けることが可能になるだろう。電子署名や生体認証といった技術を活用することで、本人確認や改ざん防止も実現
10 でき、遺言が本人の意思に基づくものであることを技術的に証明できる。【乙案】と組み合わせることについては、遺言の保管を公的機関が担うことで、紛失や改ざんのリスクを低減できる。定期的な電子署名の更新など、長期的な信頼性も確保できるとよい。また、検認不要となることで、死亡後の相続手続きがスムーズに進み、遺族の負担軽減にもつ
15 ながる。オンラインで保管手続きが完結できる仕組みがあれば、利便性も高く、現代のライフスタイルにマッチする。(個人)

- ・ (注 7) に提案のある民間業者のサービスについて主務大臣による認定を行うことを前提として、【甲 2 案】を前向きに検討することに賛成
20 し、(注 1)、(注 2)、(注 3)、(注 4)、(注 5)、及び(注 6)に賛成する。(注 7)を採用するのであれば、民間事業者の利活用により「遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする」ことが可能になるのではないかと考える。なお、この「主務省令で定める基準」としては、①認定基準に関する規律、②主務行政庁による認定手続に関する
25 規律、③民間事業者の情報の適正な使用等に関する規律が必要となる。(東弁)

- ・ 【甲 2 案】には多くの懸念事項があるところ、それらの懸念事項を払拭して【甲 2 案】方式を実際に稼働するためにはかなりの準備期間が必要と思われるため、まず【乙案】を先行して施行し、準備が整い次第【甲
30 2 案】を施行することを提案する。(京都司)

- ・ 電磁的記録により作成された遺言書が健全に活用されるために、【甲 2 案】では、その作成過程に遺言者と利害関係を持たない第三者(民間事業者等)が対面で関与することを要件とするべきである。(京都司)

- ・ 真意性及び真正性担保のために必要な措置が十分にとられることを前提として、【甲 2 案】は、近い将来、デジタル技術が進展し、成熟した社会における遺言書の形態として最も相応しい形態になるように思
35

われる。ただし、現在のデジタル技術水準では真意性及び真正性を担保するための必要な措置を十分にとることが難しいので、措置が講じられるまでの間は遺言書の作成時に対面での本人確認が必要であると考ええる。(京都司)

- 5 • 証人の立会がなく完全に遺言者のみで作成可能である利便性・秘匿性があるので、現行の自筆証書遺言方式のデジタル化として近い案であると考ええる。(京都司)
- 10 • 遺言の全文の口述を録音及び録画することによる利点として、後日遺言の有効性が争われたときに録音及び録画データ自体を証拠として用いることができること、また、遺言を開封するときに遺言者の生前の声や姿が再生されるので、自筆証書遺言での遺言者の筆跡のように、確かに同人が遺した遺言であることを家族が視覚的・聴覚的に認識することができるものとする。(京都司)
- 15 • 遺言の全文を口述する過程は、遺言者に熟慮を促すという側面もあると考える。(京都司)
- 20 • 遺言の活用を推進する観点から、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設は必要であり、その目指すところは「誰でも何時でも何処でも」思い立ったときに作成することができる方式であるべきところ、【甲2案】はこれに合致するものとする。(京都司)
- 25 • 高度な本人認証システムによる真意性及び真正性担保のための措置(例：声紋認証・虹彩認証による本人確認、フェイク動画の真贋を判定する装置やシステムの構築、録音及び録画データの改竄予防措置の構築)が必要不可欠であるが、現在のデジタル技術水準では、オンライン面談によっては真意性及び真正性を担保するための必要な措置を十分にとることが難しいので、当面の間は遺言書の作成時に対面での本人確認を必須とし、措置構築の進展具合に合わせて徐々に対面からオンラインへの移行を図るといった段階的な改正を行うべきと考える。また、真意性及び真正性の担保、及び後日の紛争防止の観点から、録音に加えて録画も行うべきである。(京都司)
- 30 • 遺言を記録した記録媒体の経年劣化等でデータを読み取ることができない場合の問題も想定しなければならない。例えば、家庭裁判所での検認時、録音及び録画を再生することができないと遺言は失効するの
- 35 か、あるいは再生することができなかった場合においてサービス提供者が予備的に保存した媒体、クラウドサービス等で再生することがで

きたときは有効とするのかといった問題に対応する規定の整備が必要である。また、遺言者自身による保管ではなく、サービスを提供する民間事業者における保管を推奨したり、法務局における保管を認めたり（例 当該民間事業者が提供するクラウドサービス、データセンターへの保管委託、電磁的記録のみ法務局で保管）といった対応策も併せて必要であると考ええる。（京都司）

- 高度な本人認証システムを構築するためには相当の費用が必要である。サービス提供者を民間事業者とする以上、システム構築のための投資費用を回収しなければならず、遺言者が遺言書を作成する際の利用手数料が高額にならざるを得ないとなれば、遺言書は誰でも等しく残せるものであるという民法の理念にも反する事態が生じてしまうことを懸念する。低廉な手数料での運用が現状では難しいのであれば、真意性・真正性の担保のために必要な措置構築の進展具合に合わせて徐々に対面からオンラインへの移行を図るといった段階的な改正や、保管方法や保管先の別によって異なる利用手数料を定める（例：遺言者が自ら保管、法務局が保管、民間事業者が保管など）といった柔軟な運用が必要ではないかと考える。（京都司）

- 中間試案からは、【甲 2 案】における民間事業者の範囲をどこまで想定しているのか判別することができない（金融機関等の将来的に経営基盤が揺るがない可能性が高い事業者に限るのか、スタートアップ企業も含め広く事業者として参入を想定しているのか）。【甲 2 案】では民間事業者サービスを利用しなければ作成することができないため、サービス提供者として遺言を確実に保存し、遺言者の意思の実現を叶えるという真摯な姿勢の徹底と、遺言を記録した電磁的記録を安易に滅失・紛失させてはならないという強い倫理観を求めるべきであると考ええる。よって、中間試案の（注 7）で示されているように基準を満たすサービスについて主務大臣による認定を行う必要があるのはもちろんであるが、将来的に経営基盤が揺るがない可能性が高く、高度な倫理観による職務執行が期待される事業者（具体的には金融庁の監督下にある金融機関等）のみを、【甲 2 案】におけるサービス提供民間事業者として認めるべきである。（京都司）

- 金融機関等での相続手続、法務局における登記申請時など、遺言執行の場面において録音及び録画データをどう取り扱うのかについて、中間試案では言及されていない。遺言執行者、相続手続を行う金融機関等においては録音及び録画データを一度は全て再生し、確認する作業が必要であると考えられるところ、例えば人員が豊富なメガバンク等の

大手金融機関ではスムーズに手続を進められても、人員が少ない小規模地銀、信用金庫等においては手続が大きく遅滞するといった事態が懸念される。遺言書の作成をより広く促すという今回の法改正の指針がある以上、検認時に、家庭裁判所で録音及び録画データを補助資料として確認しつつ、遺言の本文（【甲 2 案】①の部分）につき検認調書を作成し、これをもって執行することを可能とするといった法整備が必要であると考ええる。（京都司）

- 口がきけない方や耳が聞こえない方にも、単独で作成することができる利便性、内容を他者に知られたくない秘匿性は尊重されなければならないところ、実際には障がいがある方が単独で遺言書を作成することは現状では難しい。【甲 2 案】においてサービス提供する民間事業者へは、障がいがある方が遺言書を作成するための積極的なサポートを期待する。（京都司）
- スマートフォン登場から約 15 年、ようやく高齢者にもデジタル通信機器が普及し始めたが、【甲 2 案】で求める電子署名は、企業などでは普及し始めているが、個人での利用は進んでおらず、また有効性の確認、期限切れの問題など検討すべき課題は多い。遺言者の年齢に関する公的機関の統計数値はないが、実務的な経験や専門士業のウェブサイトを見ると、70 歳を超えてからの利用者が多く、パソコンを使つての文字入力ではできても、電子署名をすることが容易であるとは考えにくい。子供の頃からデジタル技術を扱う世代が遺言をする世代になり、【甲 2 案】が想定する遺言者が電子署名等を当たり前を使いこなすことができる時代が到来するまでにはまだ時間を要すると考えるが、デジタル技術のめざましい進展により電子署名の一般への普及が早まることを期待する。（京都司）
- 賛成であるが、次の各要望事項の実現を求める。①に記載されている「電子署名」を検討する場合には、視覚障害者が単独で電子計算機を操作して行うことができるシステムの導入を求める。「電子署名」の制度が導入される場合、その「電子署名」を行うためのシステムが、音声による操作ガイドが装備される等、視覚障害者が理解可能であつて、かつ、単独での操作が可能であるシステムでなければならない。そうでなければ、視覚障害者は利用できないこととなる、あるいは、支援者を通じて電子署名を行わざるを得ないこととなる。すなわち、「電子署名」が障壁となつて、視覚障害者の利用控えが高まる可能性がある。このことは、視力が低下した高齢者にも妥当するものと考えられる。遺言作成という場面では、制度の利用者として多くの高齢者が想定される。視覚障

害者が単独で利用できるシステムは、高齢者も利用しやすいシステムとなり得るのであって、制度の利用を進めるためには必要な対応であると考えられる。また、②に記載された「電磁的記録に記録されている遺言の全文」の口述に当たっては、同遺言を視覚的に確認できない視覚障害者による口述の方法を想定した制度とすることを求める。【甲2案】では、遺言の真意性、真正性を確保するための手段として、電磁的記録に記録されている遺言の全文を遺言者自身が口述するものとされているが、当該電磁的記録に記録された遺言を電子計算機の画面等を視覚的に確認できない視覚障害者が口述するためには、例えば、遺言と同内容の文書を点字を用いて作成し、それを指先で確認しながら口述する方法や、電磁的記録に記録された遺言を、電子計算機の画面読み上げソフトを用いて音声で再生し、それを復唱する形で口述する方法などが考えられる。このように、遺言の内容を視覚的に確認できない視覚障害者でも、遺言の内容を口述することが可能となる方法を許容する規定とすることを求める。加えて、③に記載された「録音【及び録画を同時に行う方法】により電磁的記録に記録する方法」ないし、④に記載された「遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにするとともに、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置」の具体的検討に当たっては、視覚障害者も単独で利用できる仕組みないしサービスとすることを求める。明示的には示されていないが、（注2）及び（注5）を読むと、【甲2案】は、民間事業者が関与し、遺言者が遺言の内容を口述している様子を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録することを前提にしているようである。係る業務を民間事業者に行わせる場合、当該サービスは、視覚障害のある利用者が、自らの意思のみに基づいてそのサービスを単独で利用できる方法ないし仕様とされなければならない。例えば、当該サービスの利用を申し込む際に、サービスの説明が印刷物のみによって示されたり、サービス利用の申し込みに自署が求められるとすれば、視覚障害者は、家族や支援者による助力を得なければ【甲2案】の方式による遺言を行うことができなくなってしまう。そのため、【甲2案】の方式に関与する民間事業者の認証に当たっては、視覚障害者が単独で同事業者の提供するサービスを利用できるよう、環境の整備及び合理的配慮が万全に尽くされることを条件とするべきである。（日視連）

- 民間事業者の関与は時代の要請に合致している。A Iによる本人確認補完、電子署名＋タイムスタンプ、失効確認義務を制度上明示し、関与

する民間事業者にはプライバシーマーク取得を条件とするなど、役割を明確化することで安心感も担保できる。当法人が２０２５年に実施した「デジタル遺言に関するアンケート」でも「音声・映像で伝えられる」（２０６件）、「自宅で手軽に作れる」（１９８件）が重視されており、

- ・ 【甲２案】を支持するところ、さらに①政府によるデジタル遺言アプリ認証制度を創設し、基準を満たす民間開発事業者を認定する、②マイナンバーカードに加え、生体認証など複数の本人確認の仕組みを掛け合わせる、③運営を担当する民間事業者はプライバシーマーク取得を条件とし、遺言作成支援、eKYC、AIによる本人確認、電子署名管理、データ保管を担い、監督機関への報告・監査を通じて透明性を確保する、④公証人は現状の作成業務から監督・検証業務へと役割を再定義し、制度全体の信頼性維持に注力できる環境を整えるといった仕組み合わせることで、制度に対する国民の信頼を確保しつつ、将来の技術進展にも柔軟に対応できる枠組みになると考える。（レガシィ）

【反対する意見】

個人６件

団体１１件（神奈川司、神奈川弁、札幌弁、静岡司登記、静岡司IT、主婦連、千葉司、東京司、日弁連、兵庫司、大阪司）

- ・ デジタル技術を活用した新たな遺言の方式によって作成された遺言データの保管を、遺言者や証人等が保有する端末等で行うことにより、当該遺言データを改ざんされるリスクが高く、偽造防止等の措置が講じられているととても言い難い点や家庭裁判所における遺言データ全体を見分することとなると家庭裁判所の事務負担の増大は容易に想定されるほか、紛争予防として作成される遺言が要件充足のところで偽装を含めて争いが今以上起こることが予想され、実務上の混乱をさらに生じさせるおそれがあるため不適切だと考える。（個人）
- ・ ディープフェイクによる音声・映像の偽造の有無を公的に確認する手続きが含まれていないため、そのような方式で作成されたデジタル遺言書の効力が争われた場合に、成立および内容の真正性を事後的に立証することが困難である。（個人）
- ・ 動画というのはいくら真正担保にはならない。電子署名は、電子証明書を厳密に保管する慣行が根付けば、本人の同一性担保に効果的ではあるものの、電子署名は一定期間後に有効期限が切れ、遺言を執行する段階では

本人が死亡して失効していることになる。作成時に電子署名の有効性について検証を行うプロセスがなければ、たとえ電子署名を行っても、それは真正担保ではなく単なる儀式以上の意味がなくなる。現行の自筆証書遺言の「押印」についても同じことがいえるものの、旧世代の古い技術の欠点を克服せずに、新しい技術を用いて新たな欠陥のあるルールを制定すべきではない。デジタル技術を活用するなら、正しく用いるべきである。(個人)

• 民間業者によるシステムのみ依存する方法は悪用の危険性があるため反対。民間業者プラス公証人や弁護士、行政書士等の国家資格者の関与を要件とするべき。また、動画については、AIによりあたかも本人が述べているように見えるものも作成できるため、遺言書の偽造が行われる重大な懸念がある。やはり民間業者任せは大変危険。甚しきに至っては、反社会的勢力に悪用されて、財産を奪われる事案も起こりうる。やはり、民間プラス国家資格者の関与を要件とするべき。権利義務、事実証明に電磁的記録の作成は、行政書士の独占業務であることが、2025年6月の法改正で確認されている。民間業者によって行政書士法違反にならないような措置が必要不可欠。(個人)

• 非常に煩雑で、公正証書遺言より手間がかかることも考えられる。現実には殆ど利用されないかと思える。録音・録画を要件とすることは本人の意思の確認に有効であるが、テクノロジーの進化で通常では判別困難なフェイク画像も作成でき、万全ではないと思われる。また、画像データの保管方法、民間事業者の都合で将来アクセスできなくなることも考えられる。また、民間事業者の本人確認方法とは言っても具体的にどのような方法なのか。特にウェブを介した本人確認では、画像そのものを偽装して成りすますことも有りえるかと思われる。(個人)

• 【甲2案】の採用については、時期尚早と考える。電磁的記録につき電子署名を行うことによって、遺言の真意性・真正性は一定程度図られることになるが、遺言者の真意、熟慮・熟考の過程は、主にその後の遺言の全文等の口述にあらわれることになる(ゆえに、遺言の「趣旨」の口述で足りるとすべきではない)。とすると、遺言の真正性は、最終的にこの口述の記録にかかってくるわけであるが、これ自体電磁的記録によることとなっており、また、この記録、その本人確認のために民間事業者を利用するとの想定になっている。これらの過程における他人の意思の介入の可能性、デジタル技術の不確実性、民間事業者の不安定性をめぐる幾つかの懸念が重なり、それらを完全に拭い去ることは現状では難しい。今回の改正では、【甲1案】の整備に努め、その運用の状況を見て、【甲2案】のよ

うな案は、次回の改正の対象として検討すべきである。(個人)

- 遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにするために民間事業者の介入が想定されるが、民間事業者による確認が適正に行われたことを担保することが困難である。また、非弁行為の温床となる可能性も否定できない。(札幌弁)
- 死後に発見されないなどの理由で実際に執行に至らないまま放置される「発見されないリスク」が排除できないものである。「発見されないリスク」が内在する【甲案】を創設することは相当でない。また検認手続やその後の執行手続について「引き続き検討」とされているもののその道筋を見通せる状況になく、【甲案】を創設する理由はほとんどないものと言
って良い。(千葉司)
- 【甲2案】の当否を考えるに当たっては、口述の記録をするに当たって、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにすることともに、遺言者以外の者が口述をすることができないようにするという措置の内容が、【甲1案】の証人二人以上の立会いと同等の効果を有することは前提として必要であるが、そのみで十分であるとはいえない。【甲2案】の措置の内容としては「遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにするとともに、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする」というだけでは【甲1案】の証人二人の立ち会いを求める規律と同等とはいえず不十分である。(日弁連)
- 近時、英語の資格試験において、極めて小型のイヤホンに耳を着けて当該試験を受験することにより、外部の者の指示を受けて試験に回答するという不正があったことが報じられているが、同様の仕組みは、遺言作成においても悪用されるおそれは否定できないのであり、形式的に口述の記録をするに当たって、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにすることともに、遺言者以外の者が口述をすることができないようにするという措置が実現されたとしても、遺言の真意性を確保する観点からは必ずしも十分とはいえない。
(日弁連)
- 【甲2案】に相当する規律については、後日、法律に実質的な要件を明確に定められる程度にデジタル技術の発展が現実化した時点で、当該実質的な要件を法律に書き込む形での立法の要否について改めて検討がなされるべきである。(日弁連)
- 電子署名を付すことは第三者による遺言の偽造及び変造(改ざん)を防止する観点からは一定程度有効であると考えられるものの、他方におい

て、電子署名に係る電子証明書ないしパスワード等を本人の承諾に基づいて親族等の第三者が管理することは、特に高齢者等においては十分にあり得るものであって、電子署名を付すことによる真意性、真正性の担保にはその意味で一定の限界がある。したがって、電子署名は、全くの第三者の関与を防止する観点からは一定の効果が認められるが、親族等の関与を防止する効果は限定的である。遺言の真意性、真正性において問題となるのは親族等が関与している場合が多く、電子署名を付す要件の効果には一定の限界があるとも考えられる。そうすると、電子署名は、特に高齢者等に対する親族等による関与を防止する場面においては十分に機能し得ないおそれがある。(日弁連)

- ・ 遺言の本文が遺言者自身の端末等に保管される仕組みは、相続人等が遺言の存在を知らずに手続を進めてしまう危険を内在している。遺言が発見されなければ、その内容は実現されず、遺言者の意思が尊重されない結果となるおそれが極めて高い。こうしたリスクは制度設計の段階で排除しておくべきであり、「見つからない遺言」を制度的に増やすような選択肢を法制化することには慎重であるべきである。(静岡司IT)

- ・ 本文④の要件を物理的に担保する方法が明確に示されていない現状においては、遺言の「真意性・真実性の担保」の観点から、導入に賛成できない。(静岡司登記)

- ・ 証人の立ち合いを不要とし、民間事業者のサービスの利用を想定しているところ、サービスの具体的内容や仕組みが不明である。また、電子署名については、パスワードの管理など、国民への普及は途上であると思われる。(主婦連)

- ・ 現状においてもAI技術によって「他人の声を再現する」ことが可能になっている(例えば、既に死亡している歌手に新曲を歌わせるようなことがテレビ放映できるようなレベルで実現されている。)ところ、かような技術は今後さらに進化して一般人の手の届くものになるとともに、より精巧に、見破ることの困難なものとなっていくと考えられる。そして、その進化形態は現時点で予測困難であるから、法律上の対応をすり抜ける形でこれらの技術が利用され偽造遺言書がつくられるおそれがある。読み上げは歌唱より技術的ハードルは低いと考えられるから、遺言者による口述の録音録画を要求しても偽造は抑止できないのではないかと懸念される。このため、制度の創設においては、今後のフェイク技術の進歩にも対応できるよう慎重に検討すべきであって、【甲2案】には賛成できない。【甲1案】のように証人の立ち合いは要求すべきであるし、手続の一部にアナログ・対面要素を残すことをあえて積極的に検討すべきである。

(神奈川弁)

- 遺言者の死後まで公的機関が関与しない【甲案】においては、誤記や不正が相続開始後ないし遺言執行の終了時まで判明せず、取り返しのつかない事態になるおそれがある。(神奈川弁)
- 現状においてはデジタル技術を使いこなす能力が十分とはいえない状態のままデジタル技術を使用している者も少なくない。例えば、スマートフォンの利用者はあまりに多いが、そのすべてがデジタル技術に精通しているとは到底考えられず、現にスマートフォンへのメールや SNS 等を利用した特殊詐欺被害等が多発している。かかる状況では、「遺言作成サービス」に擬態した詐欺サイトが発生する(手軽に遺言書が作成できると称して、銀行口座等の情報の入力を求めたうえで、遺言執行時に必要であるとの理由で預金口座の暗証番号の入力を求め、犯人がこれを利用してインターネットバンキングで口座の預金を他に振込むなど)など、デジタルならではの新たな犯罪被害を生じるおそれがある。直接には民事法の問題ではないとしても、予防策が不要とは思われない。また、文書の作成においても、予測変換やスペルミスの自動修正などにより、固有名詞等に予想外の誤記が生じることがある。デジタル技術により遺言書を作成すれば、遺言書は、日常生活で作成する文書とは異なる性質の文書であることから、普段の本人が使わない単語が使用されるため、より予測変換の誤りが発生しがちになることも懸念される。今後の技術の進歩により、現状では考えられないほど先走った予測変換がなされ、現在では想像できない態様の誤記が発生するおそれもある。正しく入力されても勝手に誤記と判断されて「校正」されてしまうことすらあり得、自筆証書における誤記よりもはるかに発生確率が高いと思われる。しかも、活字の文字列やコンピューターから出てきた文字列は一見もっともらしく見えるので、誤記に気づきづらく読み飛ばしてしまうおそれもある。それに、口述において、遺言者本人の発音の不明瞭がある場合にいかに聞き分けられるか、例えば「青海」「青梅」のように、読み違いやすく聞き分けも混乱しがちな固有名詞がある場合、正確に聞き分けられるのか、証人も聞き間違い等により誤記に気付かない事態も想像されることから、本人による読み上げすら正確性の担保にならない可能性もある。すなわち、自筆では考えられないような形で、遺言者の意思に添わない遺言が生成されるおそれや、文章と読み上げとで内容が異なる場合が生じるおそれがある。よって、アナログ手法の併用等により、誤記の発生自体を予防する必要があると思料する。(神奈川弁)
- 遺言作成の過程が私人に委ねられており、真正性をめぐる紛争を予防す

る機能を十分に果たし得ない。証人を不要とし、代替的な措置を講ずる方式では、遺言者の周囲に他者がいないことを確認するとしても、実際に他者が介在しないことを担保するのは難しく、制度としての信頼性に乏しい。(東京司)

- 5 • 録音や録画が要件とされているが、動画や音声の編集技術が高度化している現状においては、映像や音声を改変し、例えば、財産の受取人である相続人や受遺者をすり替えることも技術的に可能である。こうした改ざんを制度的に防止する仕組みが講じられていない限り、デジタル技術を活用した遺言方式は、新たな紛争を誘発する危険がある。(東京司)
- 10 • 生成A Iやディープフェイク技術により、遺言書作成者とされる本人が一切関与していない遺言が偽造されるリスクも考えられる。これらの技術を用いて、本人の声や映像を極めて精巧に再現し、実際に本人が遺言を口述、録画したかのようなデータを生成された場合、被相続人の真意とは全く異なる遺産承継が実現してしまうリスクがある。(東京司)
- 15 • 検認手続においては、録音、録画の内容と、電磁的記録によって作成された遺言の全文とが一致するかを確認する必要があると考えられるが、遺言を私人がデジタル技術を用いて作成する場合、そのデータ形式は多様化することが予想され、裁判所が当該データ形式に対応できず、検認手続に支障を来す事態も想定される。また、ウイルス対策も不可欠であり、
- 20 裁判所側の受け入れ態勢を構築するためには、システム改修上、相当なコストがかかることが予想される。さらには、録音、録画の内容が長時間に及ぶ場合、裁判所及び相続人は、その全編を確認するために検認手続に相当な時間を費やさざるを得ず、手続の迅速性が著しく損なわれるおそれがある。(東京司)
- 25 • 仮に、実際に作成された①の電磁的記録の内容と②の電磁的記録の内容との間に不一致又は齟齬が生じていた場合には、遺言の真正な成立に疑義が生ずることとなり、実務上、円滑な検認手続及び執行手続に支障をきたすおそれが生ずることを否定しがたいものと考えられる。(東京司)
- 30 • 遺言執行に際して、預貯金等の払い戻しの請求を受ける金融機関、登記手続を受任する司法書士、登記の審査を行う法務局等はそれぞれに、遺言の全ての要件が具備されているか確認する必要がある。そのためには【甲案】で作成された遺言の場合は、録音・録画された電磁的記録の確認が必要となり、遺言執行完了までに現在よりもさらに時日を要することとなる。平成30年の民法改正により、遺言によって法定相続分を超える権利
- 35 を取得した者は、その超える部分について「登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない」とされた(民法第8

99条の2第1項)。遺言により権利を取得した者が遺言の内容を実現させるためには、相続開始後、他の相続人やその債権者が、法定相続分による相続登記と持分譲渡や担保権設定等の登記を申請する前に、権利を取得した者が、遺言の内容に従った登記を申請する必要がある。しかし、【甲案】は、司法書士による遺言の要件具備の確認と、裁判所による検認に従来よりも時間を要するため、権利を取得した者が他の相続人やその債権者に後れをとり、遺言どおりの権利を確保できなくなる恐れがある。(兵庫司)

- 相続開始後、システムの変更や、電磁的記録を保存している媒体が使用できなくなるなど、遺言者の責任によらない外的な要因で、作成した遺言にアクセスすることができなくなる可能性がある。パスワードが不明な場合も、同様である。また、相続人が遺言者から遺言の保存の方法を知らされていない場合は、紙の遺言に比べて発見することが難しい。(兵庫司)

- 録音・録画は、なりすましや生成AIによる偽造のリスクがある。デジタル技術の一層の進歩により、より精巧な偽造が可能になると思われる。さらに、【甲2案】は電子署名を行うことにより偽造を防止しようとするが、電子署名ツールとして例示されているマイナンバーカードについては、親族等がパスワードを含めて保管しているケースが多数見受けられ、親族等が遺言者になりすまして電子署名を行うことにより偽造が容易である。(兵庫司)

- 遺言者が全文を自書する必要がない点においては、現行の自筆証書遺言に比べて簡便になったと言えるが、全文自書に代わる真意性・真正性を担保するための負担が格段に増えており、簡便に作成できない制度となっている。(兵庫司)

- 家庭裁判所が検認時における遺言の状態を保全し偽造、変造、隠匿等を予防する目的で録音及び録画の内容を見分けるとすれば事務負担が増大し、検認手続きが遅滞する懸念がある。相続手続は、相続放棄の申述期限(民法915条)、相続税の申告期限(相続税法27条)など様々な期限を念頭にすみやかに進めていく必要があり、検認手続もできるだけ早期に完了することが望ましいといえ、検認の手続の遅滞につながるおそれがある方式の採用は避けるべきであると考える。(大阪司)

- 手続きが煩雑に過ぎ、多くの遺言者にとって利用困難または利用するメリットが少ないと思われる。【甲案】については、遺言の保管場所が特定されていないため未発見の遺言が存在する可能性が増すことが考えられ、相続手続きの安定性を損なう恐れがある。また、現行の遺言制度の現状を鑑みるに、さらに録音・録画についても昨今のAIにおける映像生成技術

の発達を考えれば、将来においてどれだけの効果があるか疑問がある。デジタル技術の進歩の速さを考えれば、省令で時代に即した適切な細目を極めて頻繁かつ迅速に定める必要があり、実現性に疑問がある。(神奈川県)

5

【懸念事項や問題点があるとの意見】

個人 1 件

団体 6 件 (信託協会、全銀協、相続学会、ゆうちょ銀行、最高裁、日司連)

10 • 電磁的記録は、かつてのビデオカセットのように、技術の変化により再生が困難になるおそれがある。また、口述の録音・録画は、AI による偽変造のおそれがある。(個人)

• 【甲案】における検認手続に関し、実務上の問題点の指摘が多かった。(最高裁)

15 • 遺言の全文等の電磁的記録並びに遺言者と証人の口述及びその状況を録音・録画した電磁的記録のいずれについても事後的に編集が容易であることからすれば、遺言作成の時点において公的機関が保存に関与するものでなければ、被相続人死亡後の遺言の有効性をめぐる紛争において、電磁的記録の偽造や変造の有無に関する審理が高度に専門化・複雑化することが予想され、遺産分割手続の円滑な進行等に支障が生じ得る。(最高裁)

20

• 電磁的記録（主に録音・録画）のファイル形式は様々であり、その形式によっては、裁判所が検認手続において再生が必要であると判断した場合でも一般的な機器では再生することができない可能性がある（ウイルス対策上の観点も必要となる。）。検認は、事前に再生テストを行うことも難しく、検認期日の当日に初めて再生する場合、期日の空転も想定される。(最高裁)

25

• 電磁的記録（主に録音・録画）のファイル形式・容量によっては、当該電磁的記録を複製又は電子化された記録ファイルへの記録ができない可能性があり、検認調書の作成や当該調書の閲覧及び謄本作成（記録の電子化後を含む。）に支障が生じる。電磁的記録のファイル形式等が様々あり、上記支障の可能性があることからすれば、ファイル形式等を主務省令等により具体的に定めておくべきである。(最高裁)

30

• 現在の実務では、遺言書の検認を終えた遺言書原本の末尾に検認済み証明書を添付し、遺言書原本と証明書との間を契印をして証明する扱いが多いところ、【甲案】により遺言が電磁的記録となった場合、検認した電磁的記録につき同様の形での検認済み証明をすることは想定されなくな

35

るから、それを前提としてどのように対応するかを検討する必要がある。
(最高裁)

- 遺言の電磁的記録が多数複製され、複数保管・発見されていた場合には、その遺言ごとに検認を行う必要があり、同じ遺言内容の複数の電磁的記録に係る遺言の検認申立てがされることになりかねず、遺言の検認の実務に重大な支障をきたす可能性がある。(最高裁)
- 電磁的記録は複製可能であるため、電磁的記録自体から検認済みかどうかの判断がしづらく、すでに検認済みである遺言についても重複して申立てをされると、家庭裁判所においてもそれが重複申立てであるか否かを判別することが困難である。(最高裁)
- 電子署名は、それを提供する民間事業者のサービス次第で内容も異なってくるところ、遺言の状態を保全し偽造、変造、隠匿等を予防する目的で行われる検認の手続において、裁判所が何を見分することが想定されるのか、それが技術的に可能なのかが不明であり、これらの観点にも留意して主務省令上の措置を定める必要がある。(最高裁)
- 保管を遺言者や証人等に委ねることになっているため、遺言の効力発生後に相続人等がデジタル技術を活用した新たな遺言の方式によって作成した遺言を発見できないリスクが払拭できず、現行の自筆証書遺言と同様、発見されないリスクが残存することとなる。その結果、相続手続の執行に至らないことも考えられ、遺言者の最終意思の実現を達成することに大きく寄与するとは考え難い。(日司連)
- デジタル技術を活用した新たな遺言の方式によって作成された遺言データの保管を、遺言者や証人等が保有する端末等で行うことにより、当該遺言データを改ざんされるリスクが高まるおそれがある。一般的に、遺言は、作成から数年、場合によっては数十年後に効力が発生することになるところ、遺言者等が保有する端末等に保管していた場合で、何らの手当てもしていないときは、ハッシュ値を変えることなく、第三者により遺言データを書き換えられる等の改ざん行為の危険性が常に残存することとなる。以上より、偽造防止等の措置が講じられているとは言い難い。(日司連)
- 家庭裁判所において【甲２案】の方式で録音等がなされたデータを含めた遺言データ全体を見分することとなると、家庭裁判所の事務負担の増大は容易に想定することができる。このように、【甲２案】は、実務上の混乱を生じさせるおそれがある。(日司連)
- (注７)で、主務大臣による認定制度が想定されているが、民間事業者の事業の継続性や永続性の観点からの検討が不可欠となり、その検討に

多大なる労力が求められることとなる。更に、民間事業者が遺言書の作成に関連する周辺サービスを提供することとなった場合、各種法令との関係から疑義が生じ得るものと思われる。このように、多くの検討すべき課題が残されている【甲 2 案】であるが、それに対して実務上の大幅な優位性は見受けられず、実務的にも混乱が生じるおそれがあるため、【甲 2 案】については慎重に検討すべきである。(日司連)

- 方式不備の遺言が作成されることや、方式の充足を確認するため遺言の執行を受ける金融機関等における負担が重くなることから、相続人・受遺者が不便を被る可能性がある。この点は、法務省の監督下で、サービスを提供する民間事業者が方式要件の充足を判断し、その結果を書面及びデータとして遺言の執行を受ける金融機関等に提供する仕組みが構築されるのであれば、【甲 1 案】と比較して問題は小さくなると考えられる。もっとも、民間事業者が金融機関等に提供する書面及びデータが区々であれば金融機関等の事務負担は必ずしも小さくならないし、民間事業者による判断を信頼した金融機関等が民法 478 条の適用などの局面で無過失と評価されるのかもわからない(金融機関にとっては、少なくとも民間事業者の判断の正確性が担保されていることが求められるものであり、そのためには、民間事業者のサービスレベルが一定の水準にあることを制度的に担保する必要があると思われる。)。こうしたことから、【甲 2 案】による民間事業者サービスの活用が遺言者及び相続人等の利便性向上につながるとはいいい難い面もあるため、【乙案】及び【丙案】のように、公的機関が方式要件の充足を確認する制度が遺言の作成及び執行に係るコストを低減させるものと考えられ、望ましい。(ゆうちょ銀行)
- 【甲 2 案】では、遺言の内容の真意性、真正性の担保に加えて、上記の有効性要件の充足についても、デジタル技術によって確認されることを意図しているものと理解するが、現時点において、本審議会で議論された様々な論点、課題をすべて解決できる民間事業者のサービスが、安定的かつ利用者にとって利用しやすいコスト水準で提供されるかは、必ずしも明らかではないように思われる。(全銀協)
- 仮に【甲案】を導入するとした場合には、検認手続において、有効性要件の充足が確認されることが不可欠であると考え。また、そこでなされる検認手続が、現状の自筆証書遺言の検認と同様に、遺言書の状態の確認、事後的な偽造・変造の予防のために保存を目的とするものに過ぎないという位置づけでなされる場合には、有効性要件の充足の判断はその執行を受けた法務局、金融機関等に委ねられることとなるが、その際は上記で述べた問題点がそのまま妥当することになる。加えて、仮に紛争が具体的

に生じていない場合でも、遺言の執行は、遺言者の有している財産によって複数の機関になされることが容易に想定されるところ、有効性に疑問があるような遺言の場合には、執行を受けた複数の法務局、金融機関等で判断・対応が異なることとなる可能性もある。(全銀協)

- 5 • 電磁的記録による遺言、口述等の録音・録画による記録のいずれも、遺言執行時点までに長時間が経過することが多い中、偽造されるリスクを防止する手段が強くなく不安定であるため。また有効性を担保しないと解されている現状の裁判所の検認だけでは、遺言執行手続きを受ける側として、多くの紛争や苦情の発生が予想され、結果として、遺言者の最終意思の実現が速やかに行われたい懸念があるため、【甲 2 案】については、
10 新制度として創設する場合、リスクが大きいと考えられる。(信託協会)
- 15 • 仮に【甲 1 案】や【甲 2 案】を採用するのであれば、遺言の保管は、民間事業者ではなく遺言者自身が行うべきである。【甲 2 案】には民間事業者の関与が想定されており、【甲 1 案】でも民間事業者の関与が排除されていないとされ、中間試案及び同補足説明においては、民間事業者が遺言データを保管する前提の記述が見られる。しかし、遺言の作成から遺言執行までの間に長期の時間経過も想定されるところ、(i)民間事業者には事業終了(撤退)や解散等のリスクがあり、データの長期保管の確実性に不安がつきまとう。また、(ii)高度な情報セキュリティ対策や、災害その他の障害対策が施され、維持され続けなければ、多数の遺言データが漏洩したり、消失するなどの危険があり、万が一にもそのようなことが起きれば、社会的混乱は大きく、取り返しのつかない事態となることが想定される。また、遺言データの保管を担う民間事業者が複数ある場合には、遺言がいつどこで作成されたのかわからないといった事態も生じかねず、
25 (iii)家族が遺言を発見できないか、発見までに多くの手間暇を要するリスクがある。したがって、民間事業者に遺言データの保管を担わせるべきではない。これに対し、例えば、長期保存可能、かつデータを書き換えられない光ディスク(DVD-Rなど、相当長期にわたって読み取り装置が供給される可能性が高い汎用的な媒体)に保存したものを遺言とし、遺言者自身が光ディスクを保管することとすれば、上記リスクの回避のみならず、第三者による改変を防ぐことができる。なお、光ディスクの不具合等を考慮し、副本(バックアップ)を1枚以上作成することが推奨される。また、光ディスクを封筒に入れて保管するといった取扱いが一般化すれば、自筆証書遺言と同程度かそれ以上に発見しやすさが確保できる。も
30 っとも、後に遺言の真意性や真正性をめぐる紛争が生じた場合に備え、民間事業者においては、遺言以外の情報(例えば、受付日時、受付方法、遺
35

言作成日時、担当（応対）者、同行者の有無など）を保管しておく必要があると考えられ、結局、民間事業者について、経営基盤が安定しており、情報セキュリティ対策が万全であるといった要件は欠かせないと思われる。（相続学会）

5 • 遺言の記録媒体が限定されていない場合には、遺言がP Cの内蔵ディスクや、クラウドサービス上に保存されていることも考え得るが、検認が困難となりかねない。【甲案】による遺言の記録媒体は、携帯が容易で、読み取りのために特殊な機器やサービスの利用が必要ないものに限定すべきではなかろうか。（相続学会）

10 • 民間事業者が関与することを前提とした案も示されているところ、デジタルデバインドを考慮することは必要であるが、民間事業者が制度の一角を担うことを前提とする制度設計は、多くの問題があり、望ましくない。また、デジタル技術を活用しても、現行の方式よりも手続が煩雑で時間や費用を要するのであれば、ほとんど利用されない制度となりかねないため、負担という観点から既存方式と比較することは重要である。これらの
15 観点から、【甲案】には問題が多いと考える。（相続学会）

• 【甲2案】において、民間事業者の関与が必須要件とされているのか否かが明確でない。民間事業者の関与が必須要件でなければ、デジタル技術に慣れた遺言者にとって【甲2案】は非常に利便性の高い方式になり得るが、一方で、高齢者等においては、本人の真意に基づかない遺言が作成される（例えば、意味を解しない状態で、提示された遺言を読み上げさせられる等）といった、本方式が悪用される可能性が高まるように思われる。また、民間事業者が関与する場合に、その民間事業者の質の確保は極めて重要であり、質を確保するための規律は慎重に検討されるべきである。そして、民間事業者が認可要件を満たしたとしても、万が一その運用が杜撰であれば（例えば、④の措置が不十分であるなど）、作成された遺言が無効になりかねず、当該事実が判明するのは遺言者が亡くなった後となる場合も多いと思われ、もはや取り返しがつかないことが想定される。そのため、民間事業者に対する継続的かつ厳格な監督も必要不可欠である。
25 突き詰めれば、民間事業者に求められる機能・役割は、公証役場と同等になるようにも思われ、このように民間事業者が重い責任を担うことを制度設計の一部とする遺言方式を策定する必要性・相当性については、極めて慎重な検討が必要なのではないだろうか。（相続学会）

35 【（注1）～（注8）に対する意見】

団体10件（信託協会、全信協、相続学会、企実研、最高裁、レガシィ、

東弁、日行連、日弁連、リーテックス)

((注1) に対する意見)

- (注1)の「遺言者の指示を受けた者」の資格について、法律上他人の意思表示に係る書類の作成を業とする国家資格者に限定するべきである。改正行政書士法第十九条第一項本文が今般「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三(注、現行法第一条の二に該当する)に規定する業務を行なうことができない。」とされた趣旨は、今後行政手続のデジタル化の進展に伴い申請手続等の簡便化・審査の迅速化が図られる一方で、いわゆる「なりすまし」請求等の増加による行政の混乱や国民の権利利益の侵害等も危惧されることから、申請等に係る書類の作成及び提出等を業として行う(ことができる)国家資格者の職責(改正法第一条の二第二項)として申請者本人の確認及び認証、当該書類及び付帯する添付書類等の信憑性の確認を行うことにより「行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資する」(改正法第一条)ことにあるところ、こうした国家資格者に課せられた使命及び職責を果たす観点からも、遺言者以外の者が遺言書の作成プロセスに関与する余地がある部分については、遺言能力と遺言意思に関する信憑性の確保をより重視した措置が必要であると思料する。(日行連)

((注3) に対する意見)

- 口がきけない者等を考慮した方式の検討を要することに異論はない。問題はその方法であるが、手話の場合などは、証人において、通訳人と遺言者のやり取りが正確であることの確認ができないため、通訳人を利用する方法は疑問である。聴覚障害者については別途の配慮が必要と思われ、各障害者に聴取するなどして、各障害(高齢による各機能の低下も含む)の類型に応じて対応を検討すべきであると考ええる。(相続学会)

((注4) に対する意見)

- (注4)につき、仮に本文③の電磁的記録が本文①の電磁的記録と併せて遺言であるとされた場合に、金融機関等の相続債務者が本文③の「録音・録画により記録された電磁的記録」を確認する必要があるとされることを懸念している。繰り返しになるが、金融機関が「録音・録画により記録された電磁的記録」を視聴等することは実務上の負担が非常に大きいため、遺言の内容を文字として確認することができる方式となるよう、今後の議論を進めていただきたい。(全信協)
- (注4)につき、【甲1案】とは違い、証人がいないため、口述と録

音・録画等が同時に行われていることを証明する手段を厳しく要件化するべきだと考える。録画であれば、作成者の表情や姿が記録されるため真正性は高まるが、録音はなりすましがしやすくなることに留意しなければいけない。(リーテックス)

5 ((注5) に対する意見)

- (注5) につき、A I 認証を用い、生体認証(写真を撮影、A I 偽造等に対応)を可能にできる。(PGS)

((注7) に対する意見)

- (注7) において細目を主務省令に委任することを検討するとしている点について、要求される措置の内容は、本来、証人二人以上の立会いと同等のものとなるべきものであるが、デジタル技術の急速な進展が見込まれるとしても、少なくとも現在において、どのような要件が満たされれば証人二人以上の立会いと同等の効果を有することとなるのかは明確ではなく、さらに、近い将来にデジタル技術の急速な進展があった場合にもどのような規律を設ければ証人二人以上の立会いと同等の効果を有することとなるかが明確でない。(日弁連)
- (注7) において細目を主務省令に委任することを検討するとしている点について、遺言の方式という相続における財産の権利変動に直接関係する事項は法律により定められるべきであり、その実質的な規律が主務省令に委任することを認めることは相当ではない。(日弁連)
- (注7) では、民間事業者が提供するサービスの利用も前提とされているが、想定されているサービスの具体的内容や仕組みも明らかではない。(日弁連)
- (注7) では、遺言執行の場面において、遺言に係る電磁的記録が認定を受けたシステムを利用してされたものであることを民間事業者に証明させ、これを確認することで、当該遺言が方式要件を充たしたものであるとの定型的な判断がされることを想定していることに照らすと、民間事業者において前記の証明を行うためには、証明に必要な記録を当該民間事業者において一定の期間保存しておくことが必要となることから、④民間事業者の長期間にわたる業務の継続性及び適正性を担保するための規律や、⑤民間事業者の事業の継続が困難となった場合における前記記録の取扱いについての規律を設けることについても、引き続き検討することが必要である。(東弁)
- (注7) につき、仮に【甲2案】が採用される場合には、民間事業者については、主務大臣による認定を前提とすべきと考えられる。また認定に際しては、遺言は長ければ半世紀以上あとに執行することとなる

文書であり、これを作成や保管する民間事業者については補足説明 29 頁に記載の③④⑤の規律も含めた認定が必要であると考えられる。なお、⑤（事業継続が困難の取扱い）について、保管業務に関しては、認定された他の民間事業者もしくは政府機関への移管を前提とすべきと考えられる。かつ重要な機微情報であり、誤って破棄、流出がなされないよう、認定期間中の主務大臣による監督も重要であるとする。（信託協会）

- ・ 【甲 2 案】と【乙案】【丙案】が合わせて法制化される場合、公正証書遺言の検索制度は既存のものがあるが、各民間事業者が各々の検索制度を設定した場合、最新の遺言検索の手間が大きくなることから、【乙案】【丙案】での検索システムと連携すべきと考えられるため、【甲 2 案】で保管業務も併せて行う民間事業者の場合の主務大臣による認定の条件として、保管している遺言についての法務局等での検索との連携を条件とすべきである。（信託協会）

（（注 8）に対する意見）

- ・ デジタル技術を活用した新たな遺言の方式においても、自筆証書遺言と同様に、検認手続きによる偽造・変造の防止を図ることが好ましいといえる。（東弁）
- ・ 電磁的記録は編集が容易（録音・録画した電磁的記録についてもデジタル技術や人工知能の発達により画像や音声の加工が可能となっている。）であり、そのような電磁的記録について、技術的知見のない裁判所が、別表第一事件であり当事者対立構造となることが想定されていない検認手続において、外形上のものを含め、その後の手続において編集の有無を判断するための資料とすべき点を特定した上で見分や審問をし、その結果を検認調書とすることは困難であることが想定される。そうすると、多くの場合、検認調書には、遺言の全文等の電磁的記録並びに遺言者と証人の口述及びその状況を録音・録画した電磁的記録の複製等を調書末尾に添付するにとどまることになると思われる。（最高裁）
- ・ 遺言執行に際して金融機関等の相続債務者が「録音・録画により記録された電磁的記録」を確認する必要があるとすると実務上の負担が大きいため、遺言の内容を文字として確認できることが望ましい。（注 8）や、補足説明 3（5）カの記載のとおり、「現行の検認手続の枠組みの中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等」について引き続き検討を行うとともに、相続人等から提出を受けた検認調書の記

載から、遺言が方式要件を充たしていることについて懷疑のないことを確認することができれば、「録音・録画により記録された電磁的記録」を視聴等しなくとも、金融機関等は必要な注意を尽くしたと評価することとしていただきたい。(全信協)

- 5 • 検認は必須である。そして、金融機関は検認調書によって方式要件充足に疑義がないことを確認すれば良いとする、中間試案補足説明 18 頁 20 行目に記載された考えに賛成する。このようにしないと、遺言を作成したにもかかわらず相続人等が金融機関で払戻しができず、結局は遺産分割協議を経なければならないという事態が生じ得るからである。そのため、検認調書には、例えば家庭裁判所が方式要件ごとに「満たす」か否かをチェック式で記載するなど、後に金融機関等において方式要件充足の確認が容易であるような措置がとられる必要がある。(相続学会)

- 15 • (注 8) につき、遺言作成者が死亡してから裁判所に提出する間に改訂・改ざんがされないように改ざん予防をするなどの要件が必要である。また、裁判所で検認する際に、担当者がデジタル技術に対する理解や知識がないと、遺言書の改訂・改ざんを防止する検認の役目を十分に果たせないのではないかと考える。「デジタル遺言検認士」などの資格を創設し、一定の専門知識を有した者が検認できるようにするべきだと考える。遺言サービスの利便性を高めるため、検認の業務を金融機関に開放するべきだと考える。遺族と金融機関(信託銀行など)は、預金・貸金庫などのサービスを提供する利害関係者である場合も想定されます。この場合、遺族に対して利益誘導をすることがないように社内で検認するための専門部署を設けることなどを要件とすることが必要だと考える。(リーテックス)

- 25 • 【甲 2 案】に対しても、②遺言の方式とされる録音・録画を確認する必要が生じ、遺言の検認、遺言の執行の実務に加重な負担が生じる可能性がある。ただ、民間事業者の活用を志向する【甲 2 案】においては、実務上の工夫で、②の批判を回避できる可能性があるのではないかと
30 も思われる。かかる観点から、既存制度に選択肢を増やすという前提であれば、【甲 2 案】につき強く反対する理由がないのではないかという議論が強かった。(企実研)

(複数の(注)に関する意見、その他の意見)

- 35 • (注 1) 及び(注 2) につき、遺言作成者以外の者も遺言の全文、日付、自己の氏名及び証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項を記録することを前提としている。遺言作成者以外の者が遺言作成者に

なりすまし、意図しない遺言が作成される可能性がある以上、遺言作成者や遺言者の指示を受けた者の本人確認と、遺言が作成者の意図に反して改訂・改ざんされていないかを確認する必要性が極めて高いと感じる。そのため、電子署名法第2条1項を要件として含めるべきだと考える（リーテックス）

- （注2）及び（注5）について、電子署名に係る電子証明書の有効期限が失効していないこと、若しくは遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにする措置に民間事業者を関わらせるとしても、遺言者の意思形成に全く関与していないことを明らかにするための厳格なルール（特に、弁護士法とともに行政書士法に違背してはならない等）を作成・適用することが必要である。また、（注5）の「遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにするとともに、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置」に関与する場合、その方法は主務省令によって具体的に列挙して明示し、厳格な規律に服することを求めることが必要であると思料する。当該電磁的記録の作出には、当該電磁的記録を記録するための環境の整備を含めて当該電磁的記録に関わらせるとしても、当該電磁的記録に関わらせる民間事業者等の適格性及び役割並びに当該電磁的記録の作出プロセスの適確性に係る規律等について、本中間試案及び補足説明において言及されているように詳細かつ厳格な規律（特に、民間事業者の役割については弁護士法とともに行政書士法に違背してはならない等）を、法律及び主務省令をもって定めるとともに、当該規律等が適正に機能していることについての国家資格者による確認の機会が確保されるべきである。（日行連）
- 遺言者以外の者の関与に関する措置要件④に関し、（注5）（注6）（注7）が示す措置を検討することについて賛成する。（相続学会）

【その他の意見】

個人1件

団体5件（全信協、全銀協、相続学会、PGS、企実研）

- 高度なセキュリティ技術によって不当な介入を検知し、認知機能チェックツールの利用等で、より高いレベルの真意性・真正性担保を実現できる可能性がある。しかし、そのレベルと要するコストとはトレードオフの関係にある。証拠保全能力と利便性のバランスを考慮し、この方式の位置づけを明確にした上で、詳細の技術要件を定める必要があると思われる。長

期間にわたる遺言書データの保管は、民間事業者にとって参入障壁が高いため、民間サービスによって作成されたデータを公的機関で保管する方式も有効であると考える。(個人)

- 5 • 不都合が生じる可能性や、複数の機関で遺言の有効性の確認を行わざるを得なくなる非効率性を考慮すると、仮に【甲案】を導入するとしても、遺言の有効性が検認手続において相応の水準で確認される制度設計とし、少なくとも遺言執行の局面において、執行を受ける法務局、金融機関等で有効性要件の充足確認の負担が生じることがないようにしていただきたい。(全銀協)
- 10 • 補足説明3(4)アでは、部会において『録音等の電磁的記録』に記録された口述の内容と遺言に係る電磁的記録に記録された遺言の全文とが一致しない場合に、(…中略…)遺言が事後的に無効と判断されるケースが増加するとの指摘があった。この点については、遺言者の最終意思を尊重する観点から柔軟な解釈がされる余地がある一方で、制度上、何らかの担保を設けることが必要か否かについて引き続き検討する」との記載がある。遺言者の最終意思を尊重する方向性について異論はないが、仮に柔軟な解釈を認める場合には、金融機関等の相続債務者の実務の混乱や、相続人の間で争いを招かないよう、制度上で明確な規定をしていただきたい。(全信協)
- 15 • ①～④に記載された要件のうち、③については、録音のみでなく録画も要すると考えるが、その他は賛成である。遺言者自身によって遺言が口述されたとの事実を確認するには、録音よりも録音録画のほうが、より優れた手段だと考えられるため、録画も行われるべきである。また、録音データは、編集によって一部カットすることが録画データより容易である(例えば、録画データをカットすると、顔の位置が急に移動するなど、不自然さが残りやすい)ことも考慮すると、改変をより困難にするという点でも、録音録画のほうが優れている。なお、中間試案では、民間事業者が遺言データを保管することを前提に、録画データのデータ量を考慮したようであるが、民間事業者がデータ保管まで担うべきでない。(相続学会)
- 20 • ①～④に記載された要件のうち、③については、録音のみでなく録画も要すると考えるが、その他は賛成である。遺言者自身によって遺言が口述されたとの事実を確認するには、録音よりも録音録画のほうが、より優れた手段だと考えられるため、録画も行われるべきである。また、録音データは、編集によって一部カットすることが録画データより容易である(例えば、録画データをカットすると、顔の位置が急に移動するなど、不自然さが残りやすい)ことも考慮すると、改変をより困難にするという点でも、録音録画のほうが優れている。なお、中間試案では、民間事業者が遺言データを保管することを前提に、録画データのデータ量を考慮したようであるが、民間事業者がデータ保管まで担うべきでない。(相続学会)
- 25 • ①～④に記載された要件のうち、③については、録音のみでなく録画も要すると考えるが、その他は賛成である。遺言者自身によって遺言が口述されたとの事実を確認するには、録音よりも録音録画のほうが、より優れた手段だと考えられるため、録画も行われるべきである。また、録音データは、編集によって一部カットすることが録画データより容易である(例えば、録画データをカットすると、顔の位置が急に移動するなど、不自然さが残りやすい)ことも考慮すると、改変をより困難にするという点でも、録音録画のほうが優れている。なお、中間試案では、民間事業者が遺言データを保管することを前提に、録画データのデータ量を考慮したようであるが、民間事業者がデータ保管まで担うべきでない。(相続学会)
- 30 • 利用可能な電子署名について検討すべきである。また、(注2)に記載の民間事業者による電子証明書の有効性確認については、記録方法を含めて検討すべきである。電子証明書の有効期限の問題に対処するためには、長期署名の利用等、何らかの措置が必要であると思われるところ、使用可能な電子署名を広げれば、方式が混在すること、関係者(認定認証事業者等)が多くなること、認定認証事業者が認証事業を廃止する場合もあることなどから、当該措置の実施を難しくする場合があるようにも思わ
- 35 • 利用可能な電子署名について検討すべきである。また、(注2)に記載の民間事業者による電子証明書の有効性確認については、記録方法を含めて検討すべきである。電子証明書の有効期限の問題に対処するためには、長期署名の利用等、何らかの措置が必要であると思われるところ、使用可能な電子署名を広げれば、方式が混在すること、関係者(認定認証事業者等)が多くなること、認定認証事業者が認証事業を廃止する場合もあることなどから、当該措置の実施を難しくする場合があるようにも思わ

れる（杞憂の可能性もあり、断言するものではない）。他方で、近時の政策から国民のマイナンバーカードの保有割合が高まっていることも踏まえると、マイナンバーカードの署名用電子証明書による電子署名以外の電子署名を利用する必要性（社会的な需要）は高くないように思われる。

そこで、電子署名法の特定認証業務による電子署名を許容すべきか否かについては、その必要性（社会的な需要）も踏まえて議論されるべきものとする。また、民間事業者が電子証明書の有効性を確認する場合には、その有効性を確認した事実が記録されるべきであろうが、相続開始時には当該業者が存在しない可能性も考慮しつつ、どのような形で記録されるべきかについて規律を検討すべきである。（相続学会）

- ・ 口述の対象は、「遺言の趣旨」ではなく「遺言の全文」を口述することに賛成する。遺言の趣旨が説明されたかどうかは、遺言の有効無効にかかわる重要な事実となるが、有効であるための明確な判断基準を示すことはできないと考えられるからである。（相続学会）

- ・ 弊社の特許技術「Hash Shot」アプリにて録音及び録画の際にハッシュ値を算出し、その記録を更に jpeg 変換しその jpeg のハッシュ値を算出することでハッシュチェーン化して改ざんを困難にし、アプリからエクスポートの際 Open Timestamps などを使用。クラウド保存によりクラウドと送付先と遺言者のデバイス（スマートフォン）内のハッシュ値が真正性を検証可能とできる。（PGS）

- ・ 民間事業者のサービスが保管まで含む場合（【甲 2 案】はそれを排除する趣旨ではあるまい。）、【甲 2 案】は、【乙案】と近接してくる。かかる観点から、両案について統合できるかどうかにつき、引き続き検討すべきという声も見られた。（企実研）

- ・ 本研究会においては、電子署名に対し、特段の反対はみられなかった。ただ、電子署名は失効することがある。署名は民事訴訟法において、二段の推定等立証において大きな意義を有している。デジタル化した場合、かかる現行の裁判実務との接合につき慎重な検討が必要であるという意見が強く主張された。（企実研）

乙案について

【賛成する意見・条件付きで賛成する意見】

個人 7 件

団体 19 件（全銀協、相続学会、大阪司、神奈川司、神奈川弁、ゆうちょ銀行、京都司、札幌弁、静岡司登記、静岡司 IT、日視連、日司連、主婦連、法人協、千葉司、東京司、東弁、日弁連、兵庫司）

(賛成する意見)

- 多様なニーズに対応するために【甲 1 案】と【乙案】・【丙案】の併存を支持したい。(個人)
- 本改正の大きな論点はデジタル技術を活用した遺言者が作成やすい遺言であることと、遺言作成の際の偽造の防止(ディープフェイクなどの動画偽装への対策も含む)、そして遺言者の真意を侵すことなく遺言作成ができる環境・体制があることだろうと考える。このため各案を検討したときにいずれの案にもメリットやデメリットがあるが【乙案】が一番これらに優れているという考えのもと、【乙案】に賛成する。また公的機関は現行すでに行われている法務局の自筆証書遺言の保管と同じく法務局で行うべきであり、そのようにする事で保管申請の際に、司法書士や弁護士が関与することも考えられるところ、保管申請前に司法書士等が遺言の内容や申請情報の内容の正確性の確認等を行うことで、より一層、遺言者本人の真意に沿った信頼性の高い遺言書の保管がなされることにも繋がることとなると言える。(個人)
- 公的機関への署名用電子証明書の提供・照合及び出頭又はウェブ会議の方式により公的機関の職員が遺言者の挙動を同時的に観察・確認するという信用性担保措置が取られているため、既存の方式と同等の信頼性が保たれているといえる。(個人)
- 電子署名を行った後に公的機関に提出するのであれば、その時点で有効性を検証することができるので、正しく電子署名された電磁的記録により作成された遺言であることが担保される。なお、個人の権利義務に重大な影響を及ぼす手続であるので、遺言を保管する公的機関は、自筆証書遺言の保管と同様に法務局とするか、遺言書検認類似の事件として家庭裁判所の管轄とすべきである。(個人)
- 電子署名のうえ保管時にも本人確認されるので信頼性は一定程度担保され则认为。(個人)
- 全体を通して、遺言制度の見直しが図られた大きな背景として、その制度の利用の改善と身寄りのない高齢者の増加が背景にあるとすると、結論から言えば、【甲 2 案】、【乙案】が相応しいと思われる。また、そもそも、保管申請の際に再度役所まで足を運ばなくてはならないという現状の制度を踏襲するかのような制度設定になっているのが迂遠であり、アプリ導入にもコストを割くと考えられる。したがって、申請もデジタル化で既存の Z o o m やビデオカメラ付きの w e b システムを利用すれば余計なコストカットにもつながり、望ましいのではないかと疑問に思う。(申請の際に予約をとる方式で)。その上で、【乙案】に

おける押印もデジタルにおけるサインに統一すれば良いかと思う。さらに、未成年者や被成年後見人については、医者や証人の立ち会いを有する方式で事足りるかと思う。本人確認の際に、自身の判断能力を証明する通院歴などのデータがあれば(マイナンバーの紐付け、電子データなど)があればその点もクリアできるのではないかと思う。身寄りのない高齢者が増える中、証人要件はあまり必要な要件ではないのか。(個人)

- 公的機関が本人確認を行う点により、本人が作成したという意味で遺言の真意性について一定の担保がなされ、また、偽造・変造の防止及び
10 確実な発見については公的機関の保管及び通知等によって相当な担保がなされることとなる。(日弁連)
- 保管申請については、原則は公的機関への出頭を要するとすべきである。ただし、公的機関におけるウェブ会議のシステムについては、全国一律の相当な性能を有するウェブ会議のシステムが構築され、当該ウェブ会議のシステムの運用が公的機関により随時確認されるものと思
15 われる。また、公的機関が、ウェブ会議のシステムの利用に係る遺言者の申出が認められる範囲を適切に判断し、かつ、ウェブ会議における本人確認や口述による申請の確認についても一定の必要な措置を講ずることが可能であると考えられる。さらに、公証人による公正証書遺言についてウェブ会議の利用が認められていることとの均衡も考慮する必要
20 がある。以上の考慮から、公的機関が、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、上記公証人における規律の趣旨も踏まえた上で、ウェブ会議の方法によって上記の口述をさせることができるとすることに賛成する。(日弁連)
- 遺言の真正性を担保しつつ、公的機関による確実な管理がなされ、遺言が発見されないというリスクも大幅に低減される。さらに、従来の自筆証書遺言書保管制度との制度的親和性も高く、実務面における対応も比較的容易である。したがって新たなデジタル型遺言方式の創設は、公的機関による保管を前提とした【乙案】に集約し、簡明かつ確実な制
30 度設計を行うべきである。ただし、④については、公的機関への口述方法につき、出頭とウェブ会議の方法を並列的に列挙すべきである。(静岡司IT)
- 公的機関で保管されるため、偽造・変造・紛失のリスクが極めて低くなる。また、自筆証書遺言書保管制度と同様に検認手続が不要となれば、
35 遺言執行の迅速化につながる上、遺言者が公的機関に出頭し、遺産目録を除く遺言の全文を口述するため、本人性等に関する紛争を回避する

効果も期待できる。近年は高齢者であっても、パソコンやスマートフォンなどのデジタル機器を保有し、デジタル機器によって文書を作成することのハードルが下がっている。遺言者の支持を受けた者が遺言の全文を記録することも許容されることから、遺言者の利便性にも資する上、遺言の口述をウェブ会議の方法によれば、海外在住者も利用できる。【丙案】と併用することで、幅広い選択肢を提供できることになり、本来の遺言制度を普及するという究極の目的に資することになる。(静岡司登記)

- 現行の自筆証書遺言の脆弱性を克服しつつ、公正証書遺言よりも負担を軽減した、中間的で実効的な制度設計であると評価でき、デジタル化が進展した現代社会に適合する制度である。公的機関の関与により紛失や死後の未発見を防止できるとともに、本人確認を経て保存されることから、遺言の真正性を確実に担保する。さらに、電子署名やオンライン申請を通じて効率性を高めることができ、国民にとって利用しやすい制度として普及が期待できる。【乙案】の導入は、遺言の確実な所在担保に資するだけでなく、相続登記の円滑化を通じて所有者不明土地問題の解消にも直結する。立法事実として掲げられる社会的要請に応えるものとして、【乙案】の採用が妥当であると考えている。(法人協)
- 多くの国民の日常生活において、デジタル機器の使用が不可欠となりつつある現代では、遺言を簡便に作成できる新たな方式として、遺言の全文等を電磁的記録によって作成できるようにすることは、必要である。また、公的機関が保管申請時の本人確認を行った上で保管することについては、偽造・変造の防止及び確実な発見については担保され、また、家庭裁判所における検認手続きを要しないため、国民（遺言者）にとってメリットが大きいといえる。(主婦連)
- 公的機関がマイナンバーカードに記録された署名用電子証明書等により遺言者の本人確認を行い、かつ、口述の状況を確認することから、金融機関をはじめとする遺言の執行を受ける者において方式要件の充足を確認するための負担は、現行制度よりも少なくなることが期待できる。また、遺言者の利便性という観点からも、口述のために公的機関に赴く手間はあるものの、公的機関が相当と認めればウェブ会議による口述も認められていることを踏まえれば、現行制度よりも利便性は向上しており、「国民が…遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設ける」(令和4年6月7日閣議決定「規制改革実施計画」)という議論の出発点を損なうものではないと考えられる。なお、遺言の執行を受ける者の態勢によって書面とデータのどちらが便利であるかは区々であ

るところ、遺言の内容の迅速な実現を可能にする観点から、相続人等が書面とデータのいずれでも公的機関から遺言に係る記録（自筆証書遺言保管制度における遺言書情報証明書に相当するもの）を取得し、遺言の執行を受ける者に提出できるように検討していただきたい。（ゆうちょ銀行）

- 私人に保管が委ねられた方式では、作成過程における不正の可能性や、相続開始後に真正性について疑義が生じる危険を十分に払拭できないのに対し、公的機関が本人確認や手続の適正性を担保することにより、遺言の真正性に関する後日の争いを大幅に低減することができる。（東京司）

- 公的機関において電磁的記録が保管されるため、私人が恣意的にデータを編集、改変する余地がなく、技術的改ざんのリスクを実質的に排除できる。（東京司）

- 近時急速に進展する生成AIやディープフェイク技術を用いれば、遺言者本人が一切関与していないにもかかわらず、あたかも本人が作成したかのように見える遺言データが偽造される危険があるが、公的機関が本人確認を行った上で遺言を保管するため、この種の偽造リスクを制度的に遮断することができる。（東京司）

- 公的機関において遺言が適式に保管されるため、検認手続が不要となり、紛争予防効果とともに実務の迅速性、効率性が確保される。（東京司）

- 検認手続を要しないため、相続開始後直ちに遺言の趣旨に沿った遺産承継や遺言執行を行うことができる。さらに、公的機関が本人確認を行い、適式に保管する仕組みが整うことで、相続開始後に遺言の真正性をめぐる紛争が生じる可能性は、【甲案】に比して大幅に抑制される結果、遺言執行者は速やかに執行を開始できるだけでなく、真正性をめぐる争いにより執行行為を中断せざるを得なくなる事態も未然に防止することができ、執行行為を安心して履行できるものとする。（東京司）

- 現行の遺言書保管制度は、住所地等の法務局（京都府では本局及び6支局）が低廉な手数料（令和7年9月1日現在3,900円）で遺言書を保管するという利用の簡便さから、遺言書の作成の推進に一定の効果を上げていると評価することができる。さらに同制度は、相続発生後の家庭裁判所の検認手続が不要で、遺言書情報証明書を使って不動産の相続登記や、預貯金解約手続等を行うことができるなど使い勝手もよい。今回の新たな遺言の方式の創設にあたっては、現行の遺言書保管制度に近い保管の仕組みを設けるとする【乙案】に賛成する。（京都司）

- 電磁的記録により作成された遺言書が健全に活用されるために、【乙案】では、遺言書の保管申請の場面で当該保管機関（法務局等）が遺言者と対面することを要件とすべきであるとする。（京都司）
- 新たな遺言の方式としてパソコンやスマートフォンを使って遺言書を作成することが可能になると、遺言書作成の壁が低くなる。そして、遺言者は、遺言書を作成したならば、その遺言書が安全に保管され、遺言が確実に実行されることを期待している。そのための選択肢の一つとして、【甲2案】のような民間事業者を利用する方法又は公正証書遺言を利用する方法に加え、【乙案】のように比較的簡便な方法があることで、遺言書の作成が促進されるものと思われる。（京都司）
- 現行の遺言書保管制度の枠組みを活用することとすれば、【乙案】については施行までの期間を短縮することができる。（京都司）
- 新たな遺言の方式が複数創設されることは一見すると選択肢が増えるため好ましいようにも思われるが、一度に類似した複数の選択肢を設けると混乱を招き、要件を満たさない無効な遺言が多数作成されることにもつながることが懸念される。遺言を作成する意義が遺言者の意思を自らの相続に反映し、円滑に相続手続を進めることにあると考ええると、安定性を重視すべきである。よって、普通の方式によるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を創設すること自体には賛成するものの、安易に複数の選択肢を設けることには消極であり、実務的観点から最も妥当であるとする【乙案】と【丙案】に賛成する。（大阪司）
- 【乙案】であれば、大幅に遺言作成が簡便になりかつより多くの国民が利用できること考える。なお、保管を担当する公的機関としては、すでに自筆証書遺言保管制度で遺言書の保管実務を担っている法務局とすることがコストや手続的な安定性を考慮すると望ましいと考える。（大阪司）
- 公的機関による保管の過程において、遺言の有効性要件も確認されることから、相続の発生後、執行の局面において、遺言の有効性要件の充足に起因する紛争の発生を回避することができ、ひいては迅速な遺言の執行に資するものと考えられる。（全銀協）
- 公的機関が遺言を保管することで、遺言作成後の改ざんの恐れがなくなる。また、遺言が発見されない可能性も低減でき、手続きの安定にも寄与すると考える。また、デジタル技術の活用という趣旨に鑑みれば、オンラインを原則とし、オンラインで完結可能な制度とするのが望ましい。そのため、保管申請をウェブ会議で行う方法については原則として認める方向で検討すべきである。【甲1案】【甲2案】と比較して手続

きが煩雑でないとはいえ、本案の採用にあたっては、市民が制度を利用しやすいよう、遺言の作成および公的機関への保管申請を行うためのアプリ開発や、ウェブ会議のシステムを構築すべきと考える。(神奈川県)

5 (条件付きで賛成する意見)

• 今回の中間試案は、従来の公正証書遺言や自筆証書遺言に比べて、コスト面や手続きの煩雑さ、心理的ハードルを下げる可能性があると感じている。提案として、【甲2案】に【乙案】を組み合わせる方式にすると、ユーザー視点でも合理的で、公的機関での保管という安心感もあり利用しやすいと考える。【甲2案】については、証人探しや他人に内容を知られることなく、自宅で自分のペースで遺言を作成できる点は、プライバシーの確保と精神的負担の軽減につながる。外出不要というのも、働き盛りの世代や高齢者にとっては大きなメリットだ。入力ミスや法的要件の漏れを防ぐ機能が実装されれば、ユーザーは安心して遺言作成ができる。国による事業者認定制度があれば、信頼性の担保にもつながり、悪質な業者を避けることが可能になるだろう。電子署名や生体認証といった技術を活用することで、本人確認や改ざん防止も実現でき、遺言が本人の意思に基づくものであることを技術的に証明できる。【乙案】と組み合わせることについては、遺言の保管を公的機関が担うことで、紛失や改ざんのリスクを低減できる。定期的な電子署名の更新など、長期的な信頼性も確保できるとよい。また、検認不要となることで、死亡後の相続手続きがスムーズに進み、遺族の負担軽減にもつながる。オンラインで保管手続きが完結できる仕組みがあれば、利便性も高く、現代のライフスタイルにマッチする。(個人)

• 遺言者の真意性の担保や保管申請時のなりすまし防止のため、④の遺言者の口述は、現実出頭による対面方式を原則とすべきであり、(注3)のウェブ会議による特例については、遺言者が身体の障がい等により法務局へ出頭することができない場合や、遺言者の居住地が離島など隔絶地にあつて管轄の法務局への出頭が困難な場合に限るものとすべきである。またその場合、口述を録画するものとすべきである。(京都府)

• 概ね賛成するが、録音録画は作成や保存にまだ技術的不安が残るから、録音録画を自ら行うことなく電磁的記録による遺言を残せる制度を用意すべきである。ただし、③において、ウェブ会議その他のオンラインの方法で本人確認をすることについては精度が不十分となるおそれがあるため反対する。(札幌市)

- 遺言者が④本文記載のとおり公的機関に出頭することを要し、かつ④本文記載の口述を設けるのであれば、賛成する。なお、(注4)は、主務省令の内容が遺言全文の口述に相当すると評価し得るものとなることを前提として賛成し、②が電子情報処理組織を使用する方法(オンラインの方法)による申請を認めている点、及び④ただし書き、(注3)及び遺言の全文を口授する方法ではなく①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うことで足りるとする(注4)には反対する。【乙案】においては、遺言者による公的機関に対する本文②から本文④に則った保管申請手続き自体が、遺言の真正性のみならず、真意性を担保する役割を担っており、このような制度設計に照らせば、(保管申請の制度設計上は、申請情報(申請書)等の外形上の審査が主にならざるを得ないとしても、遺言者が公的機関に出頭する形式での保管申請及び遺言全文の口述は、遺言者の真意性を公的機関が対面で直接確認する場として特に有用であると思われることから)公的機関が遺言の真意性を直接確認し得る機会が省かれる、ないしその質が大幅に低減する方式を選択する提案への賛同は困難である。(東弁)
- 【乙案】の内容をベースとして検討することが妥当である。相続人等により当該遺言が発見されないといったリスクを解消するためには、新たな遺言の方式の創設に当たっては、公的機関による保管制度を導入することが重要である。公的機関による保管制度を設けることのメリットとして、民法第1004条の規定が適用されず検認手続が不要となることのほか、遺言書が発見されないリスクの軽減や公的機関による保管申請時の本人確認等がなされることから、遺言書の真正性及び真意性が補強されることとなる。また、公的機関に対する保管申請の際に、司法書士や弁護士といった法律専門職が関与することも考えられるところ、保管申請前に司法書士等が遺言の内容や申請情報の内容の正確性の確認等を行うことで、より一層、遺言者本人の真意に沿った信頼性の高い遺言書の保管がなされることにも繋がることとなる。更に、デジタル技術を活用した新たな方式によって作成された遺言については、保管を方式要件とすることにより、保管された遺言を一元的に検索することができることとなる。その結果、遺言の効力が発生した後に、遺言者の指定した相続人等への円滑な通知が可能となるため、作成した遺言が発見されないといった懸念は解消される。併せて、公的機関に保管されることにより、遺言作成後の改ざんリスクも消滅する。もっとも、電子署名は、遺言者の真意性・真正性の補強材料として、また、①や②の電磁的記録自体や当該電磁的記録が送信された際の送信経路

において改ざんされていないことを担保するための重要な措置である。更に、②の申請情報に対して、マイナンバーカードの署名用電子証明書が添付されていることにより、遺言者の本人性の特定が可能な情報を自動検証することができるため、公的機関での遺言者の本人確認を迅速に行うことが可能となることから、①のみならず②の申請情報に対しても電子署名を行うこととする点について、更に検討すべきである。マイナンバーカードは国民が無償で取得した上で使用できるものであるため、マイナンバーカードを紛失した際における再発行の場面を除き、国民に費用負担を強いることはない。また、マイナンバーカードに搭載された情報は公的機関による厳格な本人確認を経た情報であるため、身元確認保証レベルや当人認証保証レベルは極めて高い。更に、確定申告をはじめとした行政手続を行う際にマイナンバーカードによる電子署名を行うことは広く一般的に行われており、手続的な側面からも国民に過度な負担となることはない。これらから、①及び②の双方に電子署名を行うことを検討することで、原案以上の遺言者の真意性及び真正性の補強に繋がり、かつ、公的機関における本人確認等の負担を軽減することが可能となる。(日司連)

- ①③⑤に賛成する。②について、電子署名を行うことや、申請情報をオンラインの方法で提供することは、マイナンバーカードや電子機器の普及により遺言者にとって大きな負担にならないと考えられる一方で、現状では添付情報(戸籍等)の提供までを完全オンラインとすることは遺言者の負担になると考えられるため、添付情報の提供については郵送等オンライン以外の方法によることも認めるべきである。また、④のウェブ会議の方法を利用する際の申請人が本人であるかの確認方法について、顔認証機能等のあるシステムを導入することも考えられるが、なりすまし等を防止するため、遺言者本人であるかの確認については厳重にすべきであり、慎重に検討されるべきである。(兵庫司)
- 賛成であるが、次の各要望事項の実現を求める。まず、①に記載されている「電子署名」を検討する場合には、視覚障害者が単独で電子計算機を操作して行うことができるシステムの導入を求める。「電子署名」の制度が導入される場合、その「電子署名」を行うためのシステムが、音声による操作ガイドが装備される等、視覚障害者が理解可能であつて、かつ、単独での操作が可能であるシステムでなければならない。そうでなければ、視覚障害者は利用できないこととなる、あるいは、支援者を通じて電子署名を行わざるを得ないこととなる。すなわち、「電子署名」が障壁となって、視覚障害者の利用控えが高まる可能性がある。

このことは、視力が低下した高齢者にも妥当するものと考えられる。遺言作成という場面では、制度の利用者として多くの高齢者が想定される。視覚障害者が単独で利用できるシステムは、高齢者も利用しやすいシステムとなり得るのであって、制度の利用を進めるためには必要な対応であると考えられる。次に、②に記載された「電子情報処理組織を使用する方法（オンラインの方法）により、公的機関に対し、①の電磁的記録、申請情報及び添付情報を提供して、保管の申請をする方法が、視覚障害者にも単独で利用できるシステムとすることを求める。【乙案】では、原則的に、遺言者自身が、電子情報処理組織を使用する方法により、公的機関に対し、電磁的記録に記録された遺言、申請情報及び添付情報を提供して、保管の申請をすることが想定されている。その具体的方法は示されていないが、例えば、公的機関のウェブサイトへのアップロードの方法とする場合には、そのウェブサイトのアクセシビリティが確保され、視覚障害者が、単独で、画面読み上げソフト等を用いて操作できるものである必要がある。そのようなシステムでなければ、視覚障害者は、家族や支援者の助力がなければ単独で遺言を行うことができないことになってしまうからである。最後に、（注４）に記載された「遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとする」とについて積極的に検討されるよう求める。

（日視連）

- デジタル技術を使用した新しい遺言の方式は、保管制度を伴うものであるべきと考える。遺言を作成した以上は、相続開始後にそれが実現されること、すなわち遺言が執行されることが重要であるところ、デジタル遺言については発見の困難さや文字情報への復元に困難が生じ得る点の考慮が不可欠である。すなわち、遺言執行時には遺言者が死亡しており、遺言者本人に遺言の有無、遺言情報の保存場所を尋ねることはできない。そして、電磁的記録はパソコンやスマートフォンの内蔵記憶媒体、SDカード、USBメモリなど、様々な媒体に記録され得るが、遺言者の住居に多数の記録媒体が存在したり、小型の媒体であれば記録媒体自体を容易に発見できないなど、遺言を探索することが困難な場合も生じ得る。また、電磁的記録はそれだけでは文字として感得できず、記録媒体に記録されている電磁的記録を何らかの装置を通し文字情報に変換して初めて感得できるという特徴があるが、遺言情報を作成・記録した後、遺言が発効するまで長時間が経過している場合には、記録媒体が時代遅れになり読み取り装置が容易に手に入らなくなったり、記

録媒体の劣化等により、読み取れなくなるといった恐れがある。これに対し、デジタル遺言が、遺言を保管する公的機関（以下「保管機関」という。）で保管されていれば、相続人等は、保管機関の情報を検索することで遺言がなされたかどうかを容易に確認でき、また、記録媒体が時代遅れになって電磁的記録を復元できないといった問題も生じない。もともと、要件①では、遺言の電磁的記録に電子署名を行うこととしているが、反対である。要件④で遺言者は、保管機関に出頭し、またはウェブ会議方式を利用して、保管機関に対して本人確認（要件③）をしたうえ、遺言全文を口述することとしており、この手続によって遺言の真正性、真意性は担保されるというべきである。したがって、さらに遺言の真正性を担保するために（かかる目的で）、遺言の電磁的記録に電子署名を行うことまで要求する必要は無いと考える。（相続学会）

- 要件④について、遺言の全文の口述ではなく、遺言が自分のものである旨の宣誓で代替することも検討されているが（注4）、適当ではない。遺言の本文は、遺言者の指示を受けた者が記録することも許容されており（注1）、遺言者が遺言の内容を十分に理解していない可能性もあるのであって、当該遺言が自分の遺言に係るものである旨の宣誓だけでは真意性は担保できず、熟慮も促せない。したがって、遺言者の真意性担保、熟慮の機会確保の観点から、遺言者には、遺言の全文を口述させるべきである。なお、秘密証書遺言は、自己の遺言である旨の申述を要件としており、宣誓と類似するとも言えるが、秘密証書遺言の遺言者は、遺言の証書に署名押印し、遺言者が証書を封じて証書に用いた印で封印し、公証人と証人2名の前で自己の遺言書である旨と遺言の筆者の氏名住所を申述し、公証人が日付と遺言者の申述を封紙に記載して遺言者、証人と共に署名押印することが要件とされており、自己の遺言である旨の申述以外の要件も多々あるので、同列には論じられない。このような要件なしで宣誓のみで遺言が成立することは、真意性の担保、熟慮を促すことの観点から適切ではない。また、遺言が記載された書面又は遺言が表示されたディスプレイを読み上げるのであれば、他人が作成した遺言を、遺言者が真意に基づかず朗読することもないとは言えないが、読み上げ時に第三者の立会を排していれば、少なくとも第三者から強要されて朗読する危険は相当軽減すると考えられる。また、遺言者が遺言の意味を理解しないまま朗読する可能性もないとは言えないが、自筆証書遺言の場合でも、遺言者において、他人が作成した遺言書を機械的に書き写すこともあり得るのであって、これに比して遺言が記載された書面等をそのまま読み上げることが口述の方法として適

切でないとは言えない。体力や認知能力の衰えにより、遺言者が遺言の全文を口述することが困難な場合もあり得るが、自筆証書遺言では遺言の全文を自筆することを要件としているところ、遺言の全文を口述させることが、自筆証書遺言の作成に比べて負担が大きいとは言えない。そして、遺言者が遺言の全文を口述できなかった場合には、保管機関は遺言保管の申出を却下すべきである。自筆証書遺言は遺言の全文を自筆するとの要件を満たさなければ無効なのであるから、それとのバランスからしても、遺言者が遺言の全文を口述できなかった場合に保管申出を却下し、デジタル遺言が成立しないこととなっても、不当ではないと言える。(相続学会)

- 要件④について、遺言の全文の口述ではなく趣旨の口述とすることも考え得るが、遺言者の真意性担保、熟慮の機会確保の観点から、遺言者には、遺言の全文を口述させるべきである。仮に、遺言の趣旨の口述で足りるとすると、保管機関の担当者が、遺言の「趣旨の口述」と評価できるか否かを検討し、その要件を満たさないと判断した場合には、さらに遺言者に発問して口述させるような事態が想定されるが、適当ではない。どの程度の内容であれば要件を満たすといえるか判断するには、相当程度の知識経験が必要であるから、保管機関の担当者にその実質的判断を担わせることは適切ではなく、担当者には形式的な判断権限しかないとすべきである。(相続学会)
- 要件④では、ウェブ会議方式で遺言者に口述させることができることを想定しているが、ウェブ会議方式は、遺言の真意性、真正性等を確保するうえで、支障になりかねないため、限定的に運用されるべきである。この点、公証事務においては、間もなく、嘱託人からの申出があり公証人が相当と認めるときはウェブ会議を用いることができるようになるが、その相当性について慎重に判断することが予定されている。一方で、保管機関で担当するのは行政官であり、公証人（法律の専門家であり、かつ、遺言に関し相当な知識経験がある者）と同程度に、個々の事案に応じて臨機応変に適切な判断を下すことを期待することは、適切とは言いがたい。そこで、どのような場合にウェブ会議方式で口述させることができるかを明確にし、かつ、形式的要件を満たすというのみで安易にウェブ会議方式が利用されることがないよう、その点を十分考慮した規律が置かれるべきである。(相続学会)
- 遺言者に対する第三者の影響を排除するため、遺言者が保管機関に対して遺言を口述する際には原則として第三者の立会いは認めるべきではなく、遺言者以外が同席しない個室で行われるべきである。ウェブ会

議方式でも同様である。仮に、介護、看護、治療などのために第三者が同席せざるを得ない場合であっても、遺言の内容に利害関係を有する者（例えば推定相続人及び受遺者並びにこれらの者の配偶者及び直系血族）の同席は認めるべきではない。そこで、第三者が同席せざるを得ない場合には、予め同席の理由と関係性を申請させ、保管機関は、同席者に説明を求め、身分証明を示させるなどして、利害関係の有無を確認すべきである。（相続学会）

【反対する意見】

反対する旨明記する意見なし

【（注１）～（注５）に対する意見】

個人２件

団体５件（日視連、東弁、日行連、日弁連、兵庫司）

（（注１）に対する意見）

- （注１）について、理念としては本人の作成に係る遺言は本人が遺言の内容を記録すべきものであると考えられるが、電磁的記録を遺言とする場合、自筆証書遺言における自書の証明とは異なり、電磁的記録を本人が記録（入力）したことの証明はその性質上困難であるため、本人が記録したことを方式要件としないことは首肯し得る。（日弁連）
- （注１）の「遺言者の指示を受けた者」の資格について、法律上他人の意思表示に係る書類の作成を業とする国家資格者に限定するべきである。改正行政書士法第十九条第一項本文が今般「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三（注、現行法第一条の二に該当する）に規定する業務を行なうことができない。」とされた趣旨は、今後行政手続のデジタル化の進展に伴い申請手続等の簡便化・審査の迅速化が図られる一方で、いわゆる「なりすまし」請求等の増加による行政の混乱や国民の権利利益の侵害等も危惧されることから、申請等に係る書類の作成及び提出等を業として行う（ことができる）国家資格者の職責（改正法第一条の二第二項）として申請者本人の確認及び認証、当該書類及び付帯する添付書類等の信憑性の確認を行うことにより「行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資する」（改正法第一条）ことにあるところ、こうした国家資格者に課せられた使命及び職責を果たす観点からも、遺言者以外の者が遺言書の作成プロセスに関与する余地がある部分については、遺言能力と遺言意思に関する信

憑性の確保をより重視した措置が必要であると思料する。(日行連)

((注3) に対する意見)

- (注3) につき、遺言の全文(財産目録を除く)の公的機関への口述をウェブ会議の方法によってすることを認めるものとするか、認めるならばどのような場合に認めるか、遺言の全文を口述する方法に代えて電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとするかについては、他人の意思の介入のリスクを筆頭に、遺言の真意性・真正性の確保への懸念もあり、十分に慎重な検討が求められる。(個人)

((注4) に対する意見)

- (注4) のとおり、提出した遺言が自らの遺言に係るものである旨の宣誓を行うことで十分であると考え。保管申請の際に全文を朗読するという行為が不要と考える。申請者が自らの遺言として提出しているのであれば、それ以上の確認を求める必要性は低いと考える。また、内容を朗読させることにより、遺言の内容が法的に有効であることが担保されると遺言者が誤認する可能性がある。(個人)

- (注4) については、遺言者が遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、②の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとするについて、反対する。証人の前で遺言の全文を口述することは、遺言の真意性を確保するための中心的な措置であり、現行法の自筆証書遺言において全文を自筆することとも一定の対応関係があると考えられ、要件とされることが相当である。(日弁連)

- 「遺言全文の口述」が遺言の真意性・真正性を担保するための重大な要件と評価しているところであり、これが実質的に守られないことが起こるようなことは極力避けるべきと考えている。そのため、当該口述要件を形式的にも維持すべく【乙案】の(注4)には反対する。(東弁)

- (注4) について、【乙案】では遺言の全文を遺言者が口述することにより、真意性・真正性の担保が図られているところ、宣誓によって口述に代える方法では、遺言者が公的機関の求めに応じて定型の文言を述べるのみであり、公的機関において遺言者が遺言の内容を理解していることについて確認することができないため、宣誓の方法では、遺言の真意性・真正性の担保はできないと考える。(兵庫司)

- (注4) に記載された「遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとする」について積極的に検討

されるよう求める。電子計算機等の画面を視覚で確認できない視覚障害者にとり、遺言の全文を口述することは極めて困難である。対応策としては、電磁的記録に記録された遺言と同内容の文書を点字で作成しこれを指先で確認しながら口述する方法か、電磁的記録に記録された遺言を電子計算機の画面読み上げソフトを利用して音声で再生させ、それを復唱する方法が考えられるが、前者は点字を使用することのできない視覚障害者には利用できない方法であるし、後者は電子計算機の使用に習熟していない視覚障害者には利用できない方法である。そのため、【乙案】においては、遺言の真意性及び真正性を確保する手段としては、電子的記録に記録された遺言の内容の全文を遺言者に口述させる方法だけでなく、遺言者と公的機関の職員とのやり取りを通じて、オンラインで提出した遺言の内容を確認し、それが自己の遺言であることを、遺言者が公的機関の職員に対して宣誓する方法も認めるべきである。(日視連)

((注5)に対する意見)

- ・ (注5)について、遺言者ないし証人が口がきけない者又は耳が聞こえない者である場合に一定の措置を取ることは認められるべきである。(日弁連)

(複数の(注)に関する意見、その他の意見)

- ・ 遺言者が④本文記載のとおり公的機関に出頭することを要し、かつ④本文記載の口述を設けるのであれば、(注1)、(注2)及び(注5)に賛成する。なお、(注4)は、主務省令の内容が遺言全文の口述に相当すると評価し得るものとなることを前提として賛成する。(東弁)
- ・ ②が電子情報処理組織を使用する方法(オンラインの方法)による申請を認めている点、④ただし書、(注3)及び遺言の全文を口授する方法ではなく①の電磁的記録が自己の遺言係るものである旨の宣誓を行うこと で足りるとする(注4)には反対する。(東弁)

【その他の意見】

個人2件

団体7件(信託協会、企実研、静岡司登記、静岡司IT、レガシィ、東弁、日弁連)

- ・ 遺言という私的な行為の効力を公的機関への保管にかからしめることに強い違和感がある等の理由で、【甲1案】のみに賛成する意見もあった。(日弁連)
- ・ 遺言書に電子署名を付与して公的機関に出頭して、身元確認と保管の意

思確認を行った職員が組織の電子署名を付与する方式とすれば、自筆証書遺言保管制度以上の真正性担保が確保される。遺言者による読み上げは、現行の保管制度では行っておらず、公的機関職員の負担増となる上、プライバシー保護のための設備（間仕切りなど）が必要となる。この要件が、公正証書遺言と同等の効果につながるなら意義はあるが、そうでないなら不要とし、本人に公的機関窓口を設置した端末で文面を確認させるなど、出頭までの間に差し替えられていないことを確認するプロセスを設ける事が考えられる。もしくは、【甲 2 案】の方式で作成から保管申請までを一連の手続きとし、公的機関にて正本データを保管するといった方式も良いと思われる。（個人）

- ・ 今回のデジタル技術を活用した新たな遺言方式では、秘匿性、簡便性という点で【甲 2 案】が優れており、遺言書の長期にわたる信頼性の高い保管という面で、【乙案】、【丙案】が優れている。この 2 案を組み合わせることで、双方のメリットが享受できるのではないかと考えており、【甲 2 案】と【乙案】との組み合わせが最適であると言える。具体的には、認可された事業者のサービスを用いて、電磁的記録と録音・録画に電子署名とタイムスタンプを施し、公的機関には事業者のサービスから直接送信し、公的機関での口述を不要にする方式が良いと考える。この方式を支持する理由は、次の 7 点である。①オンラインによるガイドによって、法律知識が無くても法定要件に従った遺言を作成できる（作成の容易性）、②読み上げられた遺言内容が記述と一致しているか、法定要件を満たしているか、住所等の記述に誤りがないかなど、チェック済みのデータが送られてくるので、人手による確認の手間が無くなる（公的機関の負担軽減）、③証人探しや他人に内容を明かす必要がなく、遺言者が自宅で自分のペースで作成できるため、精神的負担が大幅に軽減される。外出の手間が省けるのも大きな利点である（プライバシー尊重と精神的負担の軽減）、④事業者の創意工夫で法的要件に適合した遺言作成がサポートされると安心して遺言を作成できる。また事業者に対し国の認定があることで遺言者は悪徳事業者を避けることが可能である（民間サービスによる利便性）、⑤公的機関で保管され定期的な電子署名の追加・更新等の対応が長期的に担保されることで、遺言書の紛失や悪意ある改ざんの心配がなく、遺言者の意思が確実に相続人等に伝えられる安心感がある（散逸・隠匿・改ざんの防止）、⑥検認が不要となり、死亡後に公的機関から相続人等に通知があるため、相続手続きがスムーズ。離れて暮らす遺族の負担を減らすことができ、残される家族への最大の配慮となる（相続手続きの簡素化と検認不要の利点）、⑦オンラインで保管手続きまでを完結できる手段を設け

ることは、利便性が高い（オンライン完結が可能）。（個人）

- ・ 紛失リスクを防止できる点は有用だが、出頭や全文口述の負担が大きい。短縮的な宣誓方式や部分的口述を選択可能とする柔軟な制度設計が求められる。（レガシィ）

- ・ 以下の6点を制度設計に明記するか、または政令において整備する必要がある。すなわち、①電子証明書の有効性確認について、申請時に添付される電子証明書（署名用電子証明書等）の有効性が確認できない場合には、保管申請を受理しない仕組みとすることで、申請時点における本人確認の正確性およびデータの信頼性を担保することができる。②申請前段階でのA I活用として、遺言内容の点検や形式的要件の充足確認について、申請前段階においてA I等による支援ツールを提供することは、利用者の高齢化やデジタル化の進展を踏まえた実務的配慮として有効である。ただし、これはあくまで「点検支援」ととどめ、最終的な判断責任が遺言者本人にあることを明記する必要がある。③不当な第三者の関与排除については、遺言の作成および申請において、遺言者の自由な意思形成に対して不当な第三者が介入することを認めない旨を制度上に明記し、その防止措置（例：顔認証やログ記録等の仕組み）については、技術革新に柔軟に対応できるよう政令等に委任して具体化することが望ましい。④保管窓口は法務局とすべきである。既存の「自筆証書遺言書保管制度」との制度的整合性、信頼性、中立性、アクセス性を考慮すれば、保管業務の窓口は法務局が最も適しており、地方自治体等ではなく国の責任において一元的に管理されるべきである。⑤保管手数料の水準については、制度の利用促進を図る観点から、保管にかかる費用は、現行の自筆証書遺言書保管制度（1件3,900円）と同程度に抑えることが望ましい。これ以上の負担が求められる場合、高齢者等にとっての利用ハードルとなるおそれがある。⑥制度の分かりやすい提示が必要である。【乙案】は、オンライン申請およびウェブ面談による品人確認を原則とし、全体としてウェブ完結型の手続であることが最大の特徴である。この点について、利用者（特に高齢者や支援者）が制度を理解しやすくするために、制度の構造と流れを図解等によって明示する必要がある。特に、「自宅から完結できること」「公的機関によって確実に保管されること」「従来の制度も選択可能であること」といった要素は、市民に安心感を与え、制度利用の促進に大きく寄与するものといえる。（静岡司IT）

- ・ デジタル遺言ではない現行の自筆証書遺言書保管制度ですら遺言者にとって使い勝手の良い制度となっていないことに鑑みれば、現行の保管制度を参考に制度化されることが予測される【乙案】についても、遺言者

の利便性という観点ではあまり期待できず、利用件数が低調になることが予測される。保管制度を前提とするため、保管申出のための手数料を遺言者に負担させることとなる（現行の自筆証書遺言書保管制度については、自筆証書遺言を作成した遺言者が、自ら希望して、手数料を負担したうえで保管申出をする制度である一方、【乙案】は保管申出が遺言の効力要件であるから、遺言者は必ず保管申出のための手数料を納付しなければならない。）（静岡司登記）

- 【乙案】及び【丙案】については、遺言者がいつの時点において遺言能力を有している必要があるかについても検討を要するが、両案は遺言者自らが保管申請を実施することで遺言書の真意性・真正性を担保する制度であることから、遺言書作成時のみならず、保管申請手続きを実施する段階においても遺言作成能力を有している必要があると考える。（東弁）
- 【乙案】や【丙案】が法制化される場合、遺言者が公的機関に対し保管の申請をする際に、主務大臣の認定を受けた民間事業者のサービスを利用して申請することも可能とし、当該認定事業者が遺言者より電子証明書等の提供を受け本人であることを確認した場合には、公的機関による③の確認を省略することともに、④についてWEB会議の方法を可能として、全文の口述を、（注４）記載の宣誓に代えることを可能とすることも考えうる。遺言利用の増加を企図する場合、公的機関の受付業務キャパシティが上限となることを避けることができ、かつ公的機関は曜日や時間で受付に制約があるところ、これを緩和することも可能となるためである。（信託協会）
- 選択肢を増やすという前提である限り、【甲１案】以外には特に反対するものではないが、なかでも【乙案】を支持する声が最も多かった。遺言検認を不要とするので、検認に際し過重な負担をかけないからである。ただ、【甲２案】における民間事業者のサービスが保管をも対象とする場合、【乙案】はそれと競合するため、整理・統合について再検討が必要ではないかとの声も聞かれる一方、既存の自筆証書遺言の保管制度とは保管の位置づけが異なるようなので（【乙案】は保管を遺言の方式と理解するようである。）、既存制度との調整が必要なのではないかとの声も聞かれた。（企実研）

丙案について

【賛成する意見・条件付きで賛成する意見】

個人４件

団体１２件（全銀協、相続学会、大阪司、神奈川弁、ゆうちょ銀行、札幌

弁、静岡司登記、日視連、主婦連、東弁、日弁連、兵庫司)
(賛成する意見)

- 多様なニーズに対応するために【甲1案】と【乙案】・【丙案】の併存を支持したい。(個人)
- 5 • 制度の利用者の大多数は高齢者であることが想定される。利用普及の観点から、負担が比較的少ない【丙案】を導入するのが良い。(個人)
- 個人の権利義務に重大な影響を及ぼす手続であるので、遺言を保管する公的機関は、自筆証書遺言の保管と同様に法務局とするか、遺言書検認類似の事件として家庭裁判所の管轄とすべきである。(個人)
- 10 • 概ね賛成であるが、プリントアウトの原稿には本人の意思を遺言書上に用命させるために自筆署名を要件とするべき。(個人)
- デジタル化との直接の関係は薄いが、電磁的記録と同様の公証によって遺言を残す方法を用意することにデメリットは少ない。(札幌弁)
- 電磁的記録でなくプリントアウトするなどした書面により遺言を作成したいという遺言者の需要は相当程度あると認められるところ、真意性及び真正性の実質が【乙案】と大きく変わらない【丙案】について
- 15 も【乙案】と同様に賛成する。(日弁連)
- 執行の場面においては、遺言の全文等が電磁的記録でないことから、利用の容易さが、電磁的記録のまま情報を共有する【甲案】及び【乙案】
- 20 に比して小さいが、これは現行の自筆証書遺言と比べた場合には同様であるため、遺言作成の選択肢を拡大する観点から、許容され则认为る。(日弁連)
- 公的機関で保管されるため、偽造・変造・紛失のリスクが極めて低くなる。また、自筆証書遺言書保管制度と同様に検認手続が不要となれば、
- 25 遺言執行の迅速化につながる上、遺言者が公的機関に出頭し、遺産目録を除く遺言の全文を口述するため、本人性等に関する紛争を回避する効果も期待できる。近年は高齢者であっても、パソコンやスマートフォンなどのデジタル機器を保有し、デジタル機器によって文書を作成することのハードルが下がっている。遺言者の支持を受けた者が遺言の
- 30 全文を記録することも許容されることから、遺言者の利便性にも資する上、現行の自筆証書遺言書保管制度に最も近く、高齢者にも親和性が高い。【乙案】と併用することで、幅広い選択肢を提供できることになり、本来の遺言制度を普及するという究極の目的に資することになる。(静岡司登記)
- 35 • 多くの国民の日常生活において、デジタル機器の使用が不可欠となりつつある現代では、遺言を簡便に作成できる新たな方式として、遺言の

全文等を電磁的記録によって作成できるようにすることは、必要である。電磁的記録したものをプリントアウトするなどして遺言の全文等が記載された書面を作成することは、国民にとって、従来の自筆証書遺言に最も近く、かつ、簡便であり、遺言作成の端緒と成り得る。また、
5 公的機関が保管申請時の本人確認を行った上で保管することについては、偽造・変造の防止及び確実な発見については担保され、また、家庭裁判所における検認手続きを要しないため、国民（遺言者）にとってメリットが大きい。（主婦連）

• 公的機関がマイナンバーカードに記録された署名用電子証明書等により遺言者の本人確認を行い、かつ、口述の状況を確認することから、
10 金融機関をはじめとする遺言の執行を受ける者において方式要件の充足を確認するための負担は、現行制度よりも少なくなることが期待できる。また、遺言者の利便性という観点からも、口述のために公的機関に赴く手間はあるものの、公的機関が相当と認めればウェブ会議による口述も認められていることを踏まえれば、現行制度よりも利便性は
15 向上しており、「国民が…遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設ける」（令和4年6月7日閣議決定「規制改革実施計画」）という議論の出発点を損なうものではないと考えられる。なお、遺言の執行を受ける者の態勢によって書面とデータのどちらが便利であるかは区々であるところ、遺言の内容の迅速な実現を可能にする観点から、相続人等が
20 書面とデータのいずれでも公的機関から遺言に係る記録（自筆証書遺言保管制度における遺言書情報証明書に相当するもの）を取得し、遺言の執行を受ける者に提出できるように検討していただきたい。（ゆうちょ銀行）

• 新たな遺言の方式が複数創設されることは一見すると選択肢が増えるため好ましいようにも思われるが、一度に類似した複数の選択肢を設けると混乱を招き、要件を満たさない無効な遺言が多数作成されることにもつながることが懸念される。遺言を作成する意義が遺言者の意思を自らの相続に反映し、円滑に相続手続を進めることにあると考え
25 ると、安定性を重視すべきである。よって、普通の方式によるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を創設すること自体には賛成するものの、安易に複数の選択肢を設けることには消極であり、実務的観点から最も妥当であると考え【乙案】と【丙案】に賛成する。（大阪司）

• 【丙案】であれば、大幅に遺言作成が簡便になりかつより多くの国民
30 が利用できると考える。なお、保管を担当する公的機関としては、すでに自筆証書遺言保管制度で遺言書の保管実務を担っている法務局とす

ることがコストや手続的な安定性を考慮すると望ましいと考える。(大阪司)

- ・ 公的機関による保管の過程において、遺言の有効性要件も確認されることから、相続の発生後、執行の局面において、遺言の有効性要件の充足に起因する紛争の発生を回避することができ、ひいては迅速な遺言の執行に資するものと考えられる。(全銀協)

(条件付きで賛成する意見)

- ・ ④本文記載のとおり遺言者が公的機関に出頭することを要し、かつ④本文記載の口述を設けるのであれば、賛成する。(注4)は、主務省令の内容が遺言前文の口述に相当すると評価し得るものとなることを前提として賛成する。④ただし書、(注3)のうち郵送による申請手続、及び遺言の全文を口授する方法ではなく①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うことで足りるとする(注5)には反対する。【丙案】においては、遺言者による公的機関に対する本文②から本文④に則った保管申請手続き自体が、遺言の真正性のみならず、真意性を担保する役割を担っており、このような制度設計に照らせば、(保管申請の制度設計上は、申請情報(申請書)等の外形上の審査が主にならざるを得ないとしても、遺言者が公的機関に出頭する形式での保管申請及び遺言全文の口述は、遺言者の真意性を公的機関が対面で直接確認する場として特に有用であると思われることから)公的機関が遺言の真意性を直接確認し得る機会が省かれる、ないしその質が大幅に低減する方式を選択する提案への賛同は困難である。(東弁)
- ・ 「デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設」という観点からは、【丙案】のみの創設には反対であり、【乙案】と併用する場合に限り、【丙案】の①②③及び⑤に賛成する。「デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設」という観点からは、【丙案】のみの創設には反対であり、【乙案】と併用する場合に限り賛成する。また、④のウェブ会議の方法を利用する際の申請人が本人であるかの確認方法について、顔認証機能等のあるシステムを導入することも考えられるが、なりすまし等を防止するため、遺言者本人であるかの確認については厳重にすべきであり、慎重に検討されるべきである。(兵庫司)
- ・ 賛成であるが、次の各要望事項の実現を求める。まず、遺言者が点字により印字された書面を提出し、提出された点字による書面及びこれを公的機関において墨訳(墨字(視覚的に表現される文字)に訳すこと)した書面を併せて保管する方法を認めることを求める。視覚障害者の中には、生来的に点字のみを文字として使用している者もあり、係る者

が単独で遺言を作成することができるよう、点字により遺言を作成し、保管の申請を行うことを認める必要がある。また、点字の経年変化による損耗の防止や、公的機関における内容確認の便宜のため、墨訳を行う必要があるとしても、これを申請者において行わせることとすべきではなく、公的機関において行うべきである。この点、日本点字には漢字が存在しないことから、遺言に含まれる人名等の墨訳において漢字表記の誤りが生じないように、公的機関の職員が申請者との対話等により表記の確認を実施することにも必要となる。次に、①に記載された、「遺言者が、全文が記載された遺言書に署名すること」について、公的機関職員等による代筆等の措置を認めることを求める。視覚障害等により自ら署名することが困難な者であってもこの方式を利用することができるよう、本人確認及び意思確認のうえ、公的機関の職員等が代筆する等、本人の署名に代わる措置であって遺言の真正性を確保することができる措置を認める必要がある。なお、代筆に当たっては、例えば、2名以上の職員等が立ち会うこと、職員が本人の請求に基づいて代筆した旨を記録することなどの、真正性を担保する措置も考えられる。次に、④に記載された、「遺言者が、公的機関に出頭し、①の遺言書に記載された遺言の全文（財産目録を除く。）を口述すること」については、書面の内容を視覚的に確認することが困難な視覚障害者による口述の方法を想定した制度とすることを求める。【丙案】では、遺言の真意性、真正性を確保するための手段として、提出された遺言の全文を遺言者自身が口述するものとされているが、墨字を読むことが困難な視覚障害者が、書面の全文を口述するためには、例えば、点字の書面又は提出した墨字の書面を点訳したものを指先で確認しながら口述する方法や、電磁的記録に記録された遺言を、電子計算機の画面読み上げソフトを用いて音声で再生し、それを復唱する形で口述する方法などが考えられる。このように、墨字を読むことが困難な視覚障害者でも、遺言の内容を口述することが可能となる方法を許容する規定とすることを求める。最後に、（注5）に記載された内容については、積極的な検討を求める。また、この際、視覚障害等により墨字を読むことが困難な者から保管の申請があった場合については、公的機関職員等が遺言者に対し、提出を受けた書面の全文を口述し、遺言者が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うこととすべきである。（日視連）

- デジタル技術を使用した新しい遺言の方式は、保管制度を伴うものであるべきと考える。また、デジタルデバイドの配慮は必要であり、【丙案】の方式はデジタル技術が苦手な者にとって【乙案】よりも利用しや

すいと思われることから、【乙案】の方式に加えて、【丙案】の選択肢を置くことは意義があると考える。(相続学会)

【反対する意見】

5 個人1件

団体5件（京都司、静岡司IT、法人協、千葉司、東京司、）

• デジタル遺言の創設ではなく現行の自筆証書遺言保管の緩和で対応できる内容のため必要な場合にこの内容の緩和の改正をすべきでデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設とは言いにくいと思われる。(個人)

• 新たな遺言の方式として創設するものとしては消極である。積極的に否定するものではないが、自筆証書遺言、公正証書遺言が現行法において認められている中で、新たに創設する制度は、デジタルでの一気通貫を可能とする【乙案】に一本化することが相当であると考える。(千葉司)

15 • 実務に与える影響を考慮すれば、新たな制度を創設する合理性に乏しい。書面で遺言を遺したいというニーズについては、既に自筆証書遺言や公正証書遺言という手段が確立しており、それらの制度が引き続き利用可能である以上、あえて重複的な書面方式を追加する必要はない。かえって、手続の選択肢が増えることで利用者や実務家に混乱をもたらすおそれすらある。(静岡司IT)

20 • 【丙案】については、一定の利用可能性を有するものの、最終的に紙媒体に依拠する方式は、制度全体の効率性や利便性を後退させるおそれがある。たとえば媒体の維持コスト倍増のリスクが大きいといえる。とりわけ次世代にとっては、デジタルデータを紙に戻す手続は不自然かつ冗長であり、制度設計として持続可能性に乏しいものだと言わざるを得ない。(法人協)

25 • 外観上「印字された全文に署名すれば足りる」かのように見え、社会一般において自筆証書遺言（民法第968条）の方式が緩和されたとの誤認を広める危険がある。仮に「全文の自書を欠いても署名さえあれば有効」との誤解が浸透すれば、自筆証書遺言制度本来の安定性を根底から揺るがしかねない。新たな方式による遺言制度は、従来の自筆証書遺言とは明確に区別されるべきであり、その内容は全面的にデジタル技術を活用した制度設計とするのが相当である。(東京司)

30 • 遺言書の活用を推進する観点から、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設に賛成し、その具体的な方式としては、パソコン等を利用して遺言の全文等を入力した電磁的記録により遺言書を作成する方法がふ

さわしいと考える。したがって、電磁的記録をプリントアウトした書面を遺言書とする【丙案】は、新たな遺言書の方式の創設ではなく、自筆証書遺言の方式要件の在り方として検討すべきであると考え、賛成しない。
(京都司)

5

【(注1)～(注6)に対する意見】

個人2件

団体4件(日視連、東弁、日行連、兵庫司)

((注1)に対する意見)

- 10 ・ (注1)の「遺言者の指示を受けた者」の資格について、法律上他人の意思表示に係る書類の作成を業とする国家資格者に限定するべきである。改正行政書士法第十九条第一項本文が今般「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三(注、現行法第一条の二に該当する)に規定する業務を行なうことができない。」
- 15 とされた趣旨は、今後行政手続のデジタル化の進展に伴い申請手続等の簡便化・審査の迅速化が図られる一方で、いわゆる「なりすまし」請求等の増加による行政の混乱や国民の権利利益の侵害等も危惧されることから、申請等に係る書類の作成及び提出等を業として行う(ことができる)国家資格者の職責(改正法第一条の二第二項)として申請者本人の確認及び認証、当該書類及び付帯する添付書類等の信憑性の確認
- 20 を行うことにより「行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資する」(改正法第一条)ことにあるところ、こうした国家資格者に課せられた使命及び職責を果たす観点からも、遺言者以外の者が遺言書の作成プロセスに
- 25 関与する余地がある部分については、遺言能力と遺言意思に関する信憑性の確保をより重視した措置が必要であると思料する。(日行連)

((注4)に対する意見)

- 30 ・ (注4)につき、遺言の全文(財産目録を除く)の公的機関への口述をウェブ会議の方法によってすることを認めるものとするか、認めるならばどのような場合に認めるか、遺言の全文を口述する方法に代えて電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとするかについては、他人の意思の介入のリスクを筆頭に、遺言の真意性・真正性の確保への懸念もあり、十分に慎重な検討が求められる。(個人)
- 35 ・ (注4)は、主務省令の内容が遺言全文の口述に相当すると評価し得るものとなることを前提として賛成する。(東弁)

((注5)に対する意見)

• (注5)について、遺言の全文を遺言者が口述することにより、真意性・真正性の担保が図られているところ、宣誓によって口述に代える方法では、遺言者が公的機関の求めに応じて定型の文言を述べるのみであり、公的機関において遺言者が遺言の内容を理解していることについて確認することができないため、宣誓の方法では、遺言の真意性・真正性の担保はできないと考える。(兵庫司)

• (注5)に記載された内容については、積極的な検討を求める。また、この際、視覚障害等により墨字を読むことが困難な者から保管の申請があった場合については、公的機関職員等が遺言者に対し、提出を受けた書面の全文を口述し、遺言者が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うこととすべきである。(注5)において、「遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、①の遺言書が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとすることも考えられる。」との記載があるが、視覚障害により墨字を読むことが困難な者が、公的機関に対し提出した印刷物の内容が、自己の作成した遺言の内容に相違ないかを確認するためには、提出を受けた公的機関の職員が遺言者に対し提出を受けた書面の内容を読み聞かせることが必要であると考えられる。(注5)における宣誓の方法に関し、主務省令がいかなる定めを置くかについては現時点では未定であると思われるが、視覚障害のない者の場合、提出した書面の内容を一読するなどして、提出された書面の真正性を自ら確認した後に宣誓を行うことが考えられる。一方、視覚障害のある者については、誤った書面を提出したり、提出に際して書面のすり替えが行われたりした場合においても、その場で書面の内容を視覚的に確認することができないために、提出した書面が自己が作成し、保管を希望する遺言の内容と異なっていることを知ることができない危険性がある。したがって、視覚障害のために墨字を読むことが困難な者から保管の申請があった場合においては、宣誓に先立って、公的機関の職員等が申請者に対し書面の全文を口述する措置を実施することが必要である。(日視連)

• 保管申請の際に全文を朗読するという行為が不要と考える。申請者が自らの遺言として提出しているのであれば、それ以上の確認を求める必要性は低いと考える。また、内容を朗読させることにより、遺言の内容が法的に有効であることが担保されると遺言者が誤認する可能性がある。提出した遺言が自らの遺言に係るものである旨の宣誓を行うことで十分であると考え。(個人)

(複数の(注)に関する意見、その他の意見)

- ④本文記載のとおり遺言者が公的機関に出頭することを要し、かつ④本文記載の口述を設けるのであれば、本文及び（注1）、（注2）、（注3）のうち出頭による申請手続、及び（注6）に賛成する。（東弁）
- ④ただし書、（注3）のうち郵送による申請手続、及び遺言の全文を口授する方法ではなく①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うことで足りるとする（注5）には反対する。「遺言全文の口述」が遺言の真意性・真正性を担保するための重大な要件と評価しているところであり、これが実質的に守られないことが起こるようなことは極力避けるべきと考えている。（東弁）

【その他の意見】

個人2件

団体7件（信託協会、神奈川司、企実研、静岡司登記、レガシィ、東弁、日司連、）

- 遺言書に電子署名を付与して公的機関に出頭して、身元確認と保管の意思確認を行った職員が組織の電子署名を付与する方式とすれば、自筆証書遺言保管制度以上の真正性担保が確保される。遺言者による読み上げは、現行の保管制度では行っておらず、公的機関職員の負担増となる上、プライバシー保護のための設備（間仕切りなど）が必要となる。この要件が、公正証書遺言と同等の効果につながるなら意義はあるが、そうでないなら不要とし、本人に公的機関窓口を設置した端末で文面を確認させるなど、出頭までの間に差し替えられていないことを確認するプロセスを設ける事が考えられる。もしくは、【甲2案】の方式で作成から保管申請までを一連の手続きとし、公的機関にて正本データを保管するといった方式も良いと思われる。（個人）
- 遺言者がいつの時点において遺言能力を有している必要があるかについても検討を要するが、両案は遺言者自らが保管申請を実施することで遺言書の真意性・真正性を担保する制度であることから、遺言書作成時のみならず、保管申請手続きを実施する段階においても遺言作成能力を有している必要があると考える。（東弁）
- 民事上の手続において今やあえてプリントアウトや自署まで要求する必要があるのかという観点から、積極的には支持しないというだけであって、【乙案】との選択制であれば導入にあえて反対はしない。（個人）
- 利用者負担が少なく高齢者に受け入れられやすいが、デジタル化の効果が薄い。紙と電子署名の併用や、保管時のデータ化を組み合わせることが望ましい。（レガシィ）

- 5 • デジタル遺言ではない現行の自筆証書遺言書保管制度ですら遺言者にとって使い勝手の良い制度となっていないことに鑑みれば、現行の保管制度を参考に制度化されることが予測される【丙案】についても、遺言者の利便性という観点ではあまり期待できず、利用件数が低調になることが予測される。保管制度を前提とするため、保管申出のための手数料を遺言者に負担させることとなる（現行の自筆証書遺言書保管制度については、自筆証書遺言を作成した遺言者が、自ら希望して、手数料を負担したうえで保管申出をする制度である一方、【丙案】は保管申出が遺言の効力要件であるから、遺言者は必ず保管申出のための手数料を納付しなければならない。）。加えて、「デジタル技術を活用した」遺言制度の創設が本改正の主たる目的であるなら、現行の自筆証書遺言書保管制度とさほど変わることはない【丙案】では改正の目的に適う制度となっていない。（静岡司法登記）
- 10 • デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設に係る検討が諮問事項である中、保管される遺言が書面とされており、諮問の趣旨から外れているのではないかとの意見や、現行の自筆証書遺言の保管制度を緩和し、法務局で自筆証書遺言を保管する際は、全文自書の要件を【丙案】の方式に変更することで【丙案】を実現することができるのではないかとの意見があった。そのため、【丙案】の考え方については、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）の改正も含め、引き続き検討することが必要であると考え。（日司連）
- 15 • 【丙案】が法制化される場合、遺言者が公的機関に対し保管の申請をする際に、主務大臣の認定を受けた民間事業者のサービスを利用して申請することも可能とし、当該認定事業者が遺言者より電子証明書等の提供を受け本人であることを確認した場合には、公的機関による③の確認を省略することともに、④についてWEB会議の方法を可能として、全文の口述を、（注4）記載の宣誓に代えることを可能とすることも考える。遺言利用の増加を企図する場合、公的機関の受付業務キャパシティが上限となることを避けることができ、かつ公的機関は曜日や時間で受付に制約があるところ、これを緩和することも可能となるためである。（信託協会）
- 20 • 賛否については述べないが、採用する場合には現行の自筆証書遺言書保管制度との類似性によって混乱が生じないように、両者の統合等も含めた制度の改正を検討すべきである。（神奈川司）
- 25 • 【丙案】に対し、積極的に反対する見解はみられなかった。ただ、現行の自筆証書遺言の保管制度に関し、遺言本文のワープロ化を認めただけ
- 30
- 35

で、特段新味はないのではないかと、そうであれば、既存の制度に統合した上、既存制度の改正として位置付けるべきではないかといった声が聞かれたところである。(企実研)

2 保管制度の在り方

本文 1 において【乙案】又は【丙案】を採用した場合の保管制度について、次の考え方に基づく規律を設けるものとする。

- (1) 相続人、受遺者、遺言執行者等（以下「相続人等」という。）は、相続開始後、公的機関に対し、①自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録又は遺言書が保管されているか否かを証明する書面又は電磁的記録の提供、②当該遺言の内容の閲覧、③当該遺言の内容を証明する書面又は電磁的記録の提供を請求することができる（注 1）（注 2）。
- (2) 公的機関は、(1)②の閲覧をさせ又は③の書面若しくは電磁的記録を提供したときは、他の相続人等に対し、遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管している旨を通知する。
- (3) 公的機関は、遺言者の死亡の事実を確認したときは、あらかじめ遺言者が指定した者に対し、遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管している旨を通知する。
- (4) 保管されている遺言に係る電磁的記録又は遺言書については、遺言書の検認（民法第 1004 条第 1 項）の規定は適用しない。

（注 1）保管を行う公的機関としては、保管事務を実施するための体制の整備の必要性、国民の利便性、プライバシー保護の重要性等を考慮して検討する必要がある、具体的には、全国で統一的な対応をすることが可能であり、かつ、現在自筆証書遺言書保管制度に係る事務を担っている機関である法務局とすることが考えられる。

なお、新たな方式の遺言の保管が法務局で行われ、(1)①の規律を設ける場合には、法務局において保管されている自筆証書遺言と新たな方式の遺言について、既存の自筆証書遺言書保管制度に係るシステムも含め情報処理システムの整備を要するという前提はあるものの、一元的な検索を行うことができるものと考えられる。また、相続人等としては、当該検索とともに公証役場に保存されている公正証書遺言等の検索を行うこととなると考えられる。

（注 2）自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録又は遺言書が保管されているか否かを証明する電磁的記録及び当該遺言の内容を証明する電磁的記録には、公的機関が電子署名を行うものと考えられる。

(1)～(4)について

【賛成する意見・概ね賛成する意見・異論なしとする意見】

個人 1 件

団体 13 件（大阪司、企実研、京都司、神奈川司、札幌弁、神奈川弁、千葉司、東京司、東弁、日行連、日司連、日弁連、兵庫司）

- 5 • 現行制度と平仄を合わせるものである。（札幌弁）
- 10 • 遺言を公的機関に預ければ確実に執行されるという安心感が、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとするために必要なことから、提案の施策にいずれも賛成したい。特に(3)については、遺言に係る電磁的記録を保管する公的機関がリアルタイムで遺言者の死亡情報を把握する仕組みを整えることが肝要であり（戸籍情報連携システムの活用など）、また確実な執行のため遺言執行者に対する通知も検討すべきと考える。（千葉司）
- 15 • (1)ないし(4)の考え方にに基づく規律を設けること自体に異論はない。【乙案】又は【丙案】を採用した場合、保管制度が真意性・真正性確保の手段として重要な役割を担うことになるため、自筆証書遺言書の保管制度と同様の考え方にに基づく規律が必要となる。ただし、保管制度を設ける場合、法務局で保管されている自筆証書遺言や公証役場に保存されている公正証書遺言等につき、新たな方式の遺言も含めた遺言の有無を一元的に検索できる仕組みを構築すべきである。この必要性は平成30年民法改正議論の当時から指摘されていたところでもある。遺言作成を容易にする新たな遺言の方式を創設するのであれば、遺言者が死亡した後に遺言の有無を一元的に検索できる仕組み構築の必要性はより高まる。作成を容易にするだけでなく、特定の遺言書の存在が知られずに遺産分割や撤回された遺言に基づく執行がなされて遺言に対する信頼を損なう事態を避けることに資する仕組みも同時に導入すべきであり、今回を機に仕組み構築に向けた積極的な検討をすべきである。これに伴う費用負担や手続負担、管理方法の変更による個人情報保護に関する問題等は、いずれも解決不可能ではなく、仕組み構築を否定する理由にはならない。（日弁連）
- 20 • 遺言制度の実効性を確保するためには、遺言の通知及び検索の仕組みが確立されていることが望ましく、既に運用が開始されている自筆証書遺言保管制度の仕組みを基盤として用いる形で、国民の利便性やプライバシー保護の重要性を考慮しながら、【乙案】及び【丙案】の保管制度を仕組み化していくことが好ましい。（東弁）
- 25 • 遺言制度の実効性を確保するためには、遺言の通知及び検索の仕組みが確立されていることが望ましく、既に運用が開始されている自筆証書遺言保管制度の仕組みを基盤として用いる形で、国民の利便性やプライバシー保護の重要性を考慮しながら、【乙案】及び【丙案】の保管制度を仕組み化していくことが好ましい。（東弁）
- 30 • 遺言制度の実効性を確保するためには、遺言の通知及び検索の仕組みが確立されていることが望ましく、既に運用が開始されている自筆証書遺言保管制度の仕組みを基盤として用いる形で、国民の利便性やプライバシー保護の重要性を考慮しながら、【乙案】及び【丙案】の保管制度を仕組み化していくことが好ましい。（東弁）
- 35 • 全体を通して概ね賛成するが、(3)にある通知は、書面に限らずデジタル技術を活用した方法により行うことを許容するものであることが望ましいと考える。現行の自筆証書遺言書保管制度における「法務局における遺

言書の保管等に関する省令」第48条では、遺言者の死亡後に遺言者の指定する者への通知は「郵便又は信書便により書面を送付する方法」により行うとされているところ、デジタル技術を活用した新たな遺言について、
【乙案】を採用した場合、保管されている遺言がデジタルデータであること、また、保管申請をオンラインで受け付けることが許容されていること等から、遺言者の指定する者への通知が書面のみで行われるという点に合理的な理由はないように思われる。なお、令和7年3月より、試験的ではあるものの、現行の自筆証書遺言書保管制度において、一部の手続きにつき、オンラインの方法によることが可能となっていることから、この動向を踏まえつつ、デジタル技術を活用した通知方法も検討することが妥当である。(日司連)

- 制度に対する信頼性を確保すべく適切な公的保管制度が講じられる必要がある。また、その方法としては、なるべく現行制度との連続性がある方法が検討されるのが最も法的安定性に資すると言うべきである。(神奈川県)
- 【乙案】が採用されることを前提として賛成する。新たな遺言制度における保管機関としては、法務局を担い手とするのが最も適切であると考え。第一に、法務局は既に「自筆証書遺言書保管制度」を運用しており、遺言書の収受、形式審査、原本保管、画像情報化、証明書発行といった一連の実務を蓄積している。新制度を法務局に一元化すれば、既存の仕組み、人的資源及びシステムを活用でき、制度構築にかかる追加的コストを大幅に抑えることができる。第二に、自筆証書遺言書保管制度には、公正証書遺言にも備わっていない「通知制度」が設けられている。すなわち、遺言者の死亡が戸籍上確認されると、あらかじめ指定された相続人等に対して、遺言書が保管されている旨が通知される。この制度は、遺言の存在が発見されないまま埋没することを防ぎ、相続開始後の紛争防止に資するものである。新制度においても、この通知制度を適用、拡充することにより、遺言の発見可能性が確保され、遺言の真正な執行が一層担保される。第三に、同一の機関で自筆証書遺言と新たなデジタル遺言を統合的に取り扱うことで、両制度の運用の統一性、整合性が確保される。仮に別の機関を新設すれば、利用者にとって手続窓口が二重化し、行政側にも無用のコストが生じる上、制度間の連携が困難となる。(東京司)
- (1)(2)(3)(4)に賛成する。(注1)について、保管を行う公的機関としては、既に令和2年から遺言書保管制度の運用を開始し、保管体制の基盤が整備されている法務局とすることが相当である。(兵庫司)
- 保管を担当する公的機関としては、すでに自筆証書遺言保管制度で遺言

書の保管実務を担っている法務局とすることがコストや手続的な安定性を考慮すると望ましいと考える。(大阪司)

- ・ 遺言は実現されることが重要であり、相続人等に対する通知及び検索の仕組みを整えることは必要であると考え。(大阪司)

- 5
- ・ 既存の自筆証書遺言書保管制度と同様の制度設計とするのが妥当であり、その保管機関も法務局とすることが望まれる。また、情報処理システムの整備については、従前の自筆証書遺言書保管制度により保管された遺言書データと一元的な検索を行うことができるように整備することに賛成である。(神奈川司)

- 10
- ・ 司法書士の業務からみた場合、遺言書保管制度を利用する遺言者の立場、及び遺言執行を行う相続人等の立場の双方の視点から、令和2年7月に運用が開始された遺言書保管制度は利用しやすい制度に設計されているといえる。さらに、同制度は利用件数も順調に増加しており、【乙案】又は【丙案】を採用した場合の保管制度については、中間試案のとおり、
- 15
- ・ 現行の遺言書保管法に関する規律を参照した制度設計が望ましいと考える。(京都司)

【反対する意見】

反対を明記する意見なし

20

【その他の意見】

個人3件

団体9件(信託協会、全信協、相続学会、企実研、京都司、最高裁、静岡司登記、静岡司IT、日行連、)

- 25
- ・ 保管機関の事務負担を最小限に抑えられるため、マイナポータル上にデジタル遺言のストレージを構築するのが相当である。(個人)

- ・ 公的機関との表現があるが、利便性を考え、戸籍事務を行う市区町村においても、遺言者を保管するサービスを行うべき。市区町村が関与することで、偽造を防ぐこともできる。(個人)

- 30
- ・ 【乙案】は電磁的記録のみの保管であるため、データ消失に備えたバックアップシステムや不正なアクセス・改ざんに備えたシステムの構築が必須と思われる。また、【丙案】についても、書面の保管と併せて、火災や水害などにより書面自体が紛失・破損・汚損・判読できない状態になった場合に備え、予備的な記録データの作成と、書面自体が失われた場合にも同等の効力を有する予備的な手続上の担保が必要と考える。(個人)
- 35

- ・ 指定者通知制度(いわゆる死亡時通知制度)を中心に据え、遺言の確実な

発見と円滑な実現を支える仕組みとして、より実効性のある制度設計を強く求める。特に【乙案】においては、遺言が電磁的に保管される前提に立つ以上、制度側が死亡の把握と通知までを積極的に担う構造とすることが不可欠であり、次の4点を制度設計に盛り込むべきである。すなわち、①公的機関による死亡情報の把握は「可能な限りリアルタイム」であるべきであり、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）や戸籍情報システムとの連携等により、遺言者の死亡情報を保管期間（例：法務局）が迅速かつ確実に把握できる仕組みを整備する必要がある。具体的には、死亡届が提出された段階で速やかに連携されるような、ほぼリアルタイムの自動照合を可能とすべきである。これにより、「気づかれない遺言」というリスクを大幅に軽減することが可能となる。②指定通知先は「複数人の指定を許容」すべきである。遺言者が通知を希望する相手は、必ずしも一人とは限らず、親族、信頼する友人、司法書士等の専門職など、複数の通知先を登録可能とする制度設計が必要である。通知先を一人に限定した場合、その者がたまたま連絡不能であると、遺言の発見が遅れるリスクが生ずるため、柔軟な指定が望ましい。③通知手段は「多様なオプション」を用意すべきであり、従来の郵送に加え、Eメール、マイナポータルでの通知、SMS、LINE公式アカウント等も活用し、受け取りやすく、確実性のある複数の手段から選択可能とすべきである。利用者のデジタル対応状況に応じて通知方法を選択できることによって、制度の実効性がより確保される。④通知対象者への説明責任およびアクセスの整備が必要である。通知を受けた者がどのように遺言内容を確認できるか（例えばマイナポータル経由での閲覧申請手順等）について、制度上明確に案内する必要がある。また、制度開始当初は通知対象者の理解が十分でない可能性もあるため、通知時に同封または添付される案内資料の整備も併せて行うべきである。以上のように、「保管制度＝安心して遺言を託せる仕組み」であるためには、制度側が死亡後の通知までを含めて責任を持つ設計とすることが不可欠である。（静岡司IT）

- 【甲1案】について、資格者団体等による保管の仕組みを設けることが考えられる。証人の資格として、「弁護士、司法書士その他法務省令で定める者」等の規定を置き、2名の証人のうち少なくとも1名は法律専門職とすることで、電磁的記録としての遺言は、作成に関与した法律専門職に保管されることが可能となり、これにより電磁的記録の紛失等の問題は相当程度払拭できる。また、日本司法書士連合会等の資格者団体が主導し、電磁的記録としての遺言のバックアップセンターを構築し、証人として司法書士が作成に関与した遺言について無償で保管する方法が期待される。（静岡司登記）
- 遺言書の作成に関与した法律専門職に限り、代理人として【乙案】や【丙

案】の方式で公的機関に対し遺言書の保管申請をすることができるようにすることで、遺言者の不便の低減に繋がるのではないかという意見もあった。(静岡司登記)

5 • (1)③につき、金融機関等の相続債務者においては、相続人等から提出を受けた証明書に基づいて相続預金等の払戻事務を行うことになると考えられる。これについて一部の相続人等による証明書の偽造・変造による事故を防止するため、最寄りの法務局やオンライン手続きにより、金融機関等の相続債務者が提出を受けた証明書の真正性を確認できる仕組みを検討していただきたい。(全信協)

10 • (1)について、相続財産清算人は遺言の存否や内容を調査する必要があるため、遺言の照会や閲覧等ができる「相続人等」に「相続財産清算人」を含めるのが相当である。(最高裁)

15 • 利用者の立場からすると、将来的には、法務局において保管されている自筆証書遺言書と新たな方式の遺言の有無の検索が一元的に行うことができることが望ましい。ただし、公証役場に保存されている公正証書遺言の検索との一元化については、今回の改正法が施行され、その改正省令等で遺言者の同意を得る仕組みを確立した上で、遺言者が遺言時に同意をしたものだけを対象とせざるを得ないとする。(京都司)

20 • 【甲2案】が想定する民間事業者による保管は、【乙案】や【丙案】にいう公的機関による保管とは性質が異なるため、検索の一元化の対象とすべきではない。(京都司)

25 • デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を定着させるためには、公的機関が保管したデジタル遺言による遺言執行をスムーズに行うことができるような制度設計を構築すべきであり、具体的な方法として、保管機関が発行する遺言の内容を証明する電磁的記録を持ち込んだ法務局や金融機関が適切に対応することができるよう、発行機関が当該電磁的記録に電子署名を行うことは有益であるとする。(京都司)

• 法務局が従来担っている事務の遂行に支障が生じないよう、保管事務を実施する人的体制の整備が十分になされるべきである。(京都司)

30 • (3)につき、通知対象者が、あらかじめ遺言者が指定した者とされており遺言執行者が明記されていないが、遺言執行者は明記されるべきと考えられる。遺言者が遺言に遺言執行者を記載した場合、その遺言執行者に遺言を実現することを企図していると考えられる。であるにもかかわらず、なぜ遺言執行者を通知対象にしない目的は存在しないと考えられる。なぜなら、遺言者の自己の財産処分権の行使を、死後に実現するのは遺言執行者であり、平成30年の民法改正でも遺言執行者の権限強化が図られている。指定した者

35

への他、遺言執行者には当然に通知されるべきであり、通知されない理由は考えられない。このままでは、不平のある相続人等は、例えば不動産の共有持ち分の相続登記を単独で行うことができるなど、遺言の執行への妨害を行うことができるため。(信託協会)

- 5 • デジタル遺言を設けることの意義は、相続手続のオンライン・デジタル化を実現することにもある。すなわち、電磁的記録である遺言を、電磁的記録のまま法務局、金融機関等に提供して、登記手続、口座の解約手続等ができることが便宜であり、そのようになることが将来あるべき姿といえよう。法務局や金融機関等において、電磁的記録として提供を受けた遺言に基づき
10 手続を進めるためには、まず、当該電磁的記録が遺言者の真正な遺言であり、偽造・変造されていないことを確認する必要がある。この点、電子証明書の有効期間は5年を超えないものとされており（電子署名法施行規則第6条第4項）、遺言者が遺言作成時に電子署名を付しても、遺言執行の時点で電子証明書の有効期間が経過していると、遺言の提供を受けた法務局、金融機関等は、電子署名の本人性や電磁的記録が改変されていないことを確認
15 することができない。そうすると、遺言にしたがって登記手続や口座の解約等をすることに支障が生じる。これに対し、相続手続時に、相続人・受遺者等の申請に応じて、保管機関が、保管しているデジタル遺言に「保管機関がこの電磁的記録を提供した」旨を証明する趣旨で保管機関の電子署名を
20 付した上で、法務局や金融機関等に提供することとすれば、法務局や金融機関等は、保管機関が真正に提供した電磁的記録であると確認することを通じて、間接的に「当該電磁的記録が遺言者の真正な遺言であること、偽造・変造されていないこと」を確認できるから、電磁的記録の形で遺言を執行することができる。(相続学会)
- 25 • 遺言の執行が円滑に行われるよう規律を検討すべきである。遺言執行において、遺言を電磁的記録のまま法務局、金融機関等に提供して手続が行えるよう、遺言執行者や遺産を承継した者等の申請に応じて、保管機関がデジタル遺言に電子署名を付して、関係機関に電磁的記録として提供できるようにすべきである。また、電子証明書の有効期間が限られることからすると、
30 相続開始から長期間経過後に改めて電子署名付きのデジタル遺言の提供申請がなされる可能性があるため、遺言者の死亡後も長期にデジタル遺言の保管を維持して、そのような申請にも対応できるようにする必要がある。(相続学会)
- 35 • 遺言の保管申請から短期間のうちに保管が開始できるような態勢が整えられなければならない。現行の自筆証書遺言の保管制度は、仮に保管機関の手続が滞り、保管完了前に遺言者が死亡し又は遺言能力喪失等の事態が

発生し、遺言の保管に至らなかったとしても、自筆証書遺言自体は残り、自筆証書遺言として効力を有する。これに対し、【乙案】・【丙案】の遺言は、遺言の本文を作成し、電子署名を行い、保管申請をしても、保管申請手続きが完了しなければ遺言は完成しない。保管申請後、保管機関の都合で保管開始までの期間が長くなると、その間に遺言者が死亡したり、遺言能力を失ったりする可能性もあり、そうすると、他の要式の遺言として有効とみる余地はなく（遺言者が作成した自筆証書遺言を【丙案】の方式で保管することも可能と考えられるので、この場合は格別）、遺言としては何の意味も持たない電磁的記録が残されるだけである。このような事態を避けるためには、遺言の保管申請から保管開始まではできるだけタイムラグがないようにする必要があり、要件④の「出頭」が保管申請から1～2週間内（長くとも1か月以内）に可能となるような態勢を整えるべきである。（相続学会）

- ・ 遺言の保管に関する費用が高額であれば、利用者が減ると思われるため、利用料は数千円に止めるべきである。（相続学会）
- ・ 中間試案で示されている規律の方向性に、基本的に賛成する。なお、新たな方式により作成された遺言「書」及びこれに係る「録音及び録画を同時に行う方法により記録された電磁的記録」がオンライン上で送受信される場合、その技術及び取扱いに関する規律は厳格な方針の下に整備されることが必要であると思料する。（日行連）
- ・ 【乙案】を前提に、民間業者の積極活用を説く声も聞かれた。また保管のみならず執行にもデジタル技術を活用すべきとの意見も出された。（企実研）

3 日付

日付について、次の考え方に基づく規律を設けることについて、引き続き検討する。

(1) 保管制度の対象としない場合（本文1の【甲1案】及び【甲2案】の場合）

遺言者が作成日（遺言が成立した日）を記録する。

(2) 保管制度に基づき保管される場合（本文1の【乙案】及び【丙案】の場合）

公的機関が保管を開始した日を記録する。

(1)について

【賛成する意見】

団体5件（神奈川弁、企実研、札幌弁、東弁、日行連）

- ・ 自筆証書遺言の現行制度と平仄を合わせるものである。（札幌弁）

- ・ 新たな遺言の方式においても、日付とは、真実遺言が成立した日の日付をいうものと解し、具体的には、方式要件が全て具備されるに至った日を記録すべきものと考えられる。(東弁)

5 【反対する意見】

団体 1 件 (京都司)

- ・ 【甲 2 案】については、民間事業者が日付を記録するものとすべきである。サービスを提供する民間事業者が当該日付について相違ない旨の認証を付与し、これを成立日とすることで、日付の正確性を担保することができる。と考える。(京都司)

【その他の意見】

個人 1 件

団体 3 件 (相続学会、日司連、日弁連)

- ・ 日付の時間的前後の問題を生じないため、マイナポータル上でデジタル遺言システムを構築するのが相当である。(個人)
- ・ 日付の正確性を客観的に担保し得るものであり、引き続き検討することに異論はない。しかし、保管制度の対象としない【甲 1 案】と【甲 2 案】の場合、デジタル機器によって日付が記録される場面が多くあることを踏まえた慎重な検討と配慮を要する。デジタル技術を活用する場合、デジタル機器によって日付が記録される場面が多くあるため、遺言者が作成日として記録した日付と、電磁的記録が保存された日(文字情報に係る電磁的記録が保存された日、録音・録画に係る電磁的記録が保存された日、両者の電磁的記録が結合された電磁的記録が保存された日等)や証人の供述する遺言成立日との相違が少なからず生じるおそれがある。新たな方式による場合、遺言者が作成日として記録した日付と真実遺言が成立した日が相違する場面など、事後の検証に際して日付の正確性が争いとなり、当該遺言を無効すべきものかどうか、各日付の整合性を事案ごとに判断しなければならない場面が生じる可能性も高い。遺言者の真意の実現という観点から、新たな方式による場合も、方式要件としての日付が記録されていれば直ちに遺言を無効としない一定程度の柔軟な解釈を可能にする規律となるよう慎重な検討が求められる。(日弁連)
- ・ 【甲 1 案】や【甲 2 案】の議論を継続する場合には、デジタル特有の問題点に配慮した検討を行うことが不可欠となる。すなわち、現状、時刻認証局が提供するタイムスタンプを行う等の措置は想定されておらず、電磁的記録本文に記録した日付が根拠となる。また、ワード等で作成された

電磁的記録については、プロパティ上に日付が記録されるが、この際の日付は作成を行った端末等の時刻に依拠することとなる。前者については、遺言者がいつの日付を入力するかによることとなり、また、改ざん防止措置が講じられていないことから、事後的な改ざん行為を検知することができないおそれが生じる。後者については、プロパティ上、電磁的記録を作成した端末等の日付が記録される性質を持つほか、事後的にプロパティ上の日付を改変することも容易である。また、問題点として、電磁的記録本文に記録された日付と電磁的記録のプロパティ上に表示された作成日が異なる場合に、どちらの日付がより正確であるのか、とりわけ電磁的記録には令和7年9月9日とあるが、プロパティ上の最終更新日が令和7年9月1日とされている場合などの取扱いについて、法的な疑義が生じるおそれがある。(日司連)

- ・ 「作成日(遺言が成立した日)」について更なる検討が必要である。「作成日(遺言が成立した日)」が、【甲1案】・【甲2案】の各要件①における「日付」を意味するかどうか明確でないが、各要件①における「日付」を意味するならば、以下の問題がある。例えば、【甲2案】では遺言本文等(日付を含む、要件①の電磁的記録)の作成・電子署名付与は遺言者が行い、口述録音等に係る技術的措置提供は業者が行うことを想定しているとされるが、遺言本文等の作成には時間がかかることから自宅で作成し、後日、予約日時に業者を訪問して録音等するといった流れが想定される。このように、民間事業者が関与するときには、とりわけ遺言本文等の作成日と、遺言の成立日が相違するケースが相当数あると考えられる。そこで、【甲案】につき民間事業者の関与を前提とした制度を策定するのであれば、遺言本文等には日付を不要とするか、その日付とは別に、録音録画が完了した日を記録し、これらの日付が相違する場合には後者を「日付」とするなどの検討が必要ではないか。(相続学会)

(2)について

【賛成する意見】

個人1件

団体13件(相続学会、大阪司、神奈川司、神奈川弁、企実研、京都司、札幌弁、東京司、東弁、日行連、日司連、日弁連、兵庫司、)

- ・ 秘密証書遺言や公正証書遺言と同様に、公的機関が遺言を確認した日を記録することで現行制度と平仄を合わせるものである。(札幌弁)
- ・ 日付の正確性を客観的に担保し得るものであり、引き続き検討することに異論はない。(日弁連)

- 新たな遺言の方式においても、日付とは、真実遺言が成立した日の日付をいうものと解し、具体的には、方式要件が全て具備されるに至った日を記録すべきものと考えられる。(東弁)
- 公的機関(法務局)が遺言の成立に関与することとなる【乙案】が採用されるべきであると考えられる。このように考えるとすると、【乙案】に基づき新たに創設することとなる遺言制度については、同様に公的機関である公証人が遺言の成立に関与することとなる公正証書遺言及び秘密証書遺言と各種制度設計において平仄を合わせるべきであると考えられる。したがって、【乙案】に基づき新たに創設することとなる遺言に記録される遺言の(成立の)日付としては、公的機関が保管を開始した日とするべきであると考ええる。(東京司)
- 保管制度に基づき保管される場合(【乙案】【丙案】)、公的機関において保管を開始した日を記録し、これを遺言の成立日とすることで、日付に対する信頼を確保することができる。なお、【丙案】を不要と考えるため、【乙案】についてのみ賛成する。(京都司)
- 公的機関において保管を開始した日付を記録し、当該日を遺言の成立した日とすることで正確性が担保されることとなるため、遺言の安定性を高める趣旨で望ましいと考える。(大阪司)
- デジタル技術を活用した遺言においても、日付の重要性は変わらず、デジタルファイルに公的機関による保管開始日が記録される以上は、その日を遺言の作成日として扱い、記録することが合理的であると考ええる。また、より正確な記録を残すためには、日付に加えて時刻も併せて記録すべきである。デジタル技術を用いれば、このような情報の記録は容易に行え、これにより、同一日付のデジタル遺言が存在した際にその優劣が明らかとなる。(神奈川司)
- 異論はない。【乙案】、【丙案】で保管される遺言には日付は要件とされておらず、仮に、遺言の本文に日付が入っていたり、遺言の本文を作成した日が保管をした日よりも相当前の日であったとしても、保管機関で遺言の保管手続きをする日に、遺言者が遺言の全文を口述するのであるから、保管を開始した日に遺言が成立したと考えて実質的にも問題ないと思われる。(相続学会)

【反対する意見】

反対を明記する意見なし

【その他の意見】

個人 1 件

団体 1 件（千葉司）

- ・ 日付の時間的前後の問題を生じないため、マイナポータル上でデジタル遺言システムを構築するのが相当である。（個人）
- ・ 仮に【丙案】が新たな遺言の方式として採用された場合には、現行の自筆証書遺言を【丙案】により公的機関に保管申請する場面を考えると、自筆証書遺言書保管制度と酷似する手続となる。【丙案】による保管申請か、自筆証書遺言書保管制度による保管申請か遺言者の選択によることとなるが、前者であれば「公的機関が保管を開始した日」、後者であれば「遺言書に記載の日付」がそれぞれ遺言が成立した日として扱われることになる。自筆証書遺言を適式に作成後、数年経過した後に公的機関に保管申請をした場合に、遺言が成立した日が大きく後ろ倒しとなるが、それで良いか引き続き検討されたい（数年の間に遺言能力を喪失しながら、保管申請時に遺言全文を口述できる状況も想定できる）。（千葉司）

4 加除その他の変更、撤回

(1) 加除その他の変更

遺言が成立した後、内容を変更する場合には、別途新たな遺言をすることを要するものとし、加除その他の変更に関する特段の規律を設けないものとする。

(2) 撤回

新たな方式による遺言に関し、民法第 1022 条（遺言の撤回）、第 1023 条（前の遺言と後の遺言との抵触等）及び第 1024 条後段（遺贈の目的物の故意の破棄による撤回擬制）を適用するものとし、同条前段（遺言書の故意の破棄による撤回擬制）については、次のいずれかの案によるものとする。

ア 保管制度の対象としない場合（本文 1 の【甲 1 案】及び【甲 2 案】の場合）

【A 案】民法第 1024 条前段の適用を除外する規律を設け、破棄による撤回を認めないものとする（注）。

（注）証人の立会いの下での破棄など一定の場合に遺言の破棄を認める規律を設けるものとする考え方もある。

【B 案】特段の規律を設けない（民法第 1024 条前段を適用する。）ものとする（注）。

（注）遺言に係る電磁的記録を故意に破棄したと認められる場合を明確にするために、特別の規律を設けることの可否について、引き続き検討する。

イ 保管制度に基づき保管される場合（本文１の【乙案】及び【丙案】の場合）

【Ｃ案】保管の申請の撤回を認め、当該撤回をした場合には、遺言を撤回したものみなすものとする。ただし、当該撤回をしたときでも、当該遺言に係る情報は消去しないものとする（注）。

（注）当該遺言の情報については、本文２の証明・閲覧・通知の対象とせず、特別の事由がある場合に限り、遺言者生存中には遺言者に、遺言者死亡後には相続人等閲覧の請求を認めるものとする考えられる。

【Ｄ案】保管の申請の撤回を認めないものとする。

(1)について

【賛成する意見】

団体９件（相続学会、大阪司、神奈川司、神奈川弁、企実研、札幌弁、東弁、日行連、日弁連）

- ・ 電磁的記録については従来の方式に類する方式での加除修正を真正性を担保しつつ行うことが難しく、そうであれば新たな遺言を要するとした方が簡明である。（札幌弁）
- ・ 加除その他の変更については、現行の方式と異なり、他人の変造を防止する機能を果たす方式要件（【甲１案】及び【甲２案】については文字情報に係る電磁的記録の文言と録音等に係る電磁的記録の口述内容が一致すること、【乙案】及び【丙案】については保管制度を利用すること）が存することから、遺言が成立した後に内容を変更する場合には別途新たな遺言をすることとして、第三者による変造と遺言者本人の意思に基づく変更を明確に区別するのが相当であり、特段の規律を設ける必要性はない。（日弁連）
- ・ デジタル技術の活用による遺言は、内容の複製が容易であり、新たに遺言を作成する負担が小さいため、加除その他の変更に関する特段の規律を設けない方向での検討で足りるものとする。（東弁）
- ・ 加除その他の変更に関する規律を設ける必要はないものとする。（大阪司）
- ・ デジタル技術によって作成された遺言には、遺言の加除や変更は馴染まない。（神奈川司）

【反対する意見】

個人１件

- ・ 遺言者の最終意思の尊重という観点から広く認めるべきであるため。（個

人)

【その他の意見】

特段の意見なし

5

(2)アについて

【A案に賛成する意見・条件付きで賛成する意見】

団体4件（京都司、札幌弁、東弁、日弁連）

（賛成する意見）

- 10 ・ 撤回については、新たな方式による場合、自筆証書遺言と異なり、現時点でも故意の破棄による撤回擬制が適用されるべきか否かの判断が難しい場面が存在する。また、今後のデジタル技術の発展によって、現時点で想定できない手続が生じる可能性も高いことを踏まえて検討する必要がある。撤回についての疑念が生じることを避ける観点から、撤回は、保管制度の対象としない場合には(2)ア【A案】のとおり破棄による撤回を認めないことが相当である。保管制度の対象としない場合に(2)ア【B案】を採用する場合、(注)のとおり、遺言に係る電磁的記録を故意に破棄したと認められる場合を明確にすることが不可欠であるが、複製が容易で「原本」と「複製」の区別を観念できない電磁的記録の性質上、困難と言わざるを得ない。（日弁連）
- 15 ・ 紙による遺言と異なり、電磁的記録の破棄は、その認定が困難となるケースが想定される。そこで、原則として撤回は認めず、例外的に証人による立会いの下での破棄など明文で定めた一定の場合にのみ遺言の撤回を認めることで、遺言の撤回の有無について疑義が極力生じないようすべきである。特に、【甲2案】については、主務大臣による認定を受けた民間事業者が遺言に係る電磁的記録を一定期間保管することを予定している（中間試案の補足説明54頁。同29頁も参照）ため、本文4（2）イの場面と同様、所定の手続きを経ることで、遺言の撤回を認め、もって遺言者の意思の尊重を 実現することは可能と考える。
- 20 なお、デジタル技術を活用した新たな遺言方式を広報する際には、単純に 電磁的記録を破棄した（例えば、パソコン上で遺言の全文等を記録した電磁的記録を削除した）だけでは、【甲案】の方式による遺言の撤回にはならないことを十分に周知すべきである。（東弁）

（条件付きで賛成する意見）

- 25 ・ 電磁的記録は破棄を確認することが難しく、原則として破棄による撤回の効力を認めないこととしておくことで、破棄の有無についての不

安定な紛争を避けることができる。もっとも、破棄が通常の遺言者の意思として必要な場面もあるから、例外的に破棄が効力を持つ場合を明文で規定しておく（いわば破棄を要式行為とする）ことでバランスを取るべきである。（札幌弁）

- 5 • 【A案】（注）の考え方に賛成する。【甲1案】及び【甲2案】ともに、電磁的記録を用いた遺言書の作成過程の方式要件が複雑であり、ある行為が電磁的記録の破棄に該当するか否かをめぐり争いが予想され、遺言書そのものの有効性をめぐり争いとは別次元の紛争が予想される。遺言者が電磁的記録を破棄しても、他者が同一の電磁的記録を保管している場合も考えられ、何をもって「破棄」といえるのか判別不能の状態に陥る危険性も生じ得る。また【甲2案】では民間事業者が保管することを想定しており、そのようなケースで、民間事業者が保管している電磁的記録を遺言者が破棄することの可能性はないものと思われる。よって、破棄による撤回を認めないものとするべきである。しかし、遺言者が遺言を撤回する意思は尊重されるべきであるし、自筆証書であるか電磁的記録であるかを問わず、遺言の破棄を望む場合に破棄することができるという一般の期待も保護すべきであるから、作成時と同様の方法で破棄による撤回を許容する規律を設けるべきであると考え（例 【甲2案】の場合では、遺言書の作成時に利用したのと同じ民間事業者サービスを利用して撤回を認める。）。また、上記規律を設ける際には、後日の紛争防止の観点から、当該規律に定めた要件を満たさなければ「故意に遺言書を破棄したとき」にあらず、撤回擬制がされないことを広く周知徹底して、相続開始後の紛争を最大限に予防するための広報措置が必要であると考え。（京都司）

【B案に賛成する意見】

個人1件

団体1件（日行連）

- 30 • 遺言者の最終意思の尊重という観点から広く認めるべきである。（個人）
- デジタル技術を活用した場合であったとしても、可能な限り遺言者の最終的な意思を尊重するべく、アメリカやカナダなど諸外国の例も参考に【B案】の方向性に賛成する。（日行連）

【その他の意見】

35 団体4件（相続学会、企実研、最高裁、日弁連）

- いずれの案を採用した場合でも、利用者の誤解を招く危険性を最小限と

するための周知徹底は不可欠である。新たな方式による場合の撤回について疑念が生じないよう、より一層の配慮が求められる。(日弁連)

- ・ 【B案】につき、電磁的記録による遺言については、どのような行為が「破棄」に当たるのか必ずしも明確でなく、特別の規律を設けなければ、撤回があったのが判然とせず、当該遺言の有効性に疑義が生じ、遺産分割手続等の迅速な事件処理が困難となることが想定される。(最高裁)
- ・ (注)を含めた【B案】の方向とすることが、遺言者本人の意思に沿うものと考えるが、遺言方式の最終形によって、適切な方式が異なる可能性があるため、引き続き検討を要する。(相続学会)
- ・ 撤回に関連し、デジタル環境では差替え・上書きが同時点に集中し得るため、同日複数作成時の優先順位の明文化につきルールを設けるべきとの意見が出された。(企実研)

(2)イについて

【C案に賛成する意見・条件付きで賛成する意見】

個人 2 件

団体 15 件 (信託協会、全銀協、相続学会、大阪司、神奈川司、京都司、札幌弁、静岡司 I T、千葉司、東京司、東弁、日行連、日司連、日弁連、兵庫司)

(賛成する意見)

- ・ 公的機関による保管制度を利用する方式を採用する場合についての【C案】の内容をベースに検討すべきである。(個人)
- ・ 遺言者の意思を尊重すべきである。(個人)
- ・ 遺言者が撤回を必要とする場面は存在する。もっとも、撤回が意思表示の一般原則によって無効となり撤回前の遺言の効力が復活することもありうるから、情報を消去しないでおく方が紛争解決に資する。(札幌弁)
- ・ 遺言に係る電磁的記録を保管することで遺言の効力が生じ、保管を撤回した場合には遺言を撤回したものとみなす【C案】は論理的に整合しているものとする。(千葉司)
- ・ 撤回については、新たな方式による場合、自筆証書遺言と異なり、現時点でも故意の破棄による撤回擬制が適用されるべきか否かの判断が難しい場面が存在する。また、今後のデジタル技術の発展によって、現時点で想定できない手続が生じる可能性も高いことを踏まえて検討する必要がある。撤回についての疑念が生じることを避ける観点から、撤回は、(2)イ【C案】の保管制度に基づき保管される場合という明確な

場面に限って認めることが相当である。(日弁連)

- 【乙案】の制度構造に照らすと、保管の申請を撤回する行為は、遺言者がその遺言の効力を終了させる意思を明示するものであると解されるため、保管申請の撤回をもって遺言の撤回と法的にみなすことは、制度構造との論理的整合性に適う合理的な規律である。また、遺言者が自ら保管を取り下げたという事実は、「その遺言内容をもはや有効として保持する意思がない」ことを明確に表す意思表示と評価でき、民法においても、自筆証書遺言の破棄や撤回といった行為を撤回とみなす例が存在しており、【C案】はこうした既存法理との整合性も高い。加えて、保管申請を撤回したという記録は、公的機関において明確に把握・記録されるため、後日の遺言の有効性を巡る証拠上の問題が生じにくく、実務上の明確性も確保される。以上より、【乙案】のように保管によって遺言が完成し効力を有する制度設計においては、その保管を撤回する行為が遺言の撤回と法的にみなされるべきであり、【C案】の採用が最も整合的かつ実効的な制度運用を可能とするものとするものとする。(静岡司IT)
- 遺言者が確定的なものとして作成した電磁的記録を特定することはでき、かつ、所定の手続きを経ることで、保管している電磁的記録に示された意思を撤回したと処理することは可能と考えるため、遺言者の意思の尊重は可能と考えられる。なお、遺言者の真意に基づかない撤回・撤回時において遺言者の判断能力が欠けていた状況であった(遺言の撤回の法的効力を欠く場合)等があり得ることや、遺言の作成や撤回の過程について相続人等の間で紛争になり、裁判所から照会があった場合等に対応できるようにするため、公的機関に保管した遺言の情報を消去しないとの【C案】のただし書の提案にも賛成する。(東弁)
- 現行の法務局による自筆証書遺言書保管制度と同様に、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式においても、遺言者による撤回の意思を認めることによる弊害は少なく、また、保管の申請の撤回の意思表示がなされたことを公的機関が記録することによって、安定した制度設計になるものと思われる。なお、【乙案】や【丙案】では、遺言の成立要件として、公的機関による保管が求められるため、仮に、保管の申請の撤回が認められる制度となった場合には、【乙案】や【丙案】としての遺言の効力を有さなくなることに付き、予めの周知が必要になるものとする。(日司連)
- 新方式の遺言を利用するか、既存の普通方式の遺言を利用するかによって、遺言者の遺言意思に実質的な差異を認める事情はないことから、

既存の普通方式の遺言と同様に撤回を認めるべきであるとする。自筆証書遺言書保管制度における保管申請の撤回と、新方式の保管申請の撤回では、保管申請を撤回した遺言の効力を異にする。つまり、自筆証書遺言の保管申請を撤回しても自筆証書遺言そのものの効力に影響はないが、新方式の遺言は法務局での確認及び保管が効力発生・有効要件とされるため、保管申請の撤回が認められると新方式の遺言は効力を失うと考える。そうすると保管申請と同様に厳格な要件のもとでのみ保管申請の撤回を認めるべきであるとともに、後日の紛争解決の証拠資料としての機能を果たす制度設計にすべきである。そのうえで【C案】を検討すると、「当該撤回をした場合には、遺言を撤回したものとみなすものとする。」点につき、法的効果と整合的であり、「ただし、当該撤回をしたときでも、当該遺言に係る情報は消去しないものとする（注）。」とする点で、「証拠資料」として機能しうる制度設計といえる。よって、保管の申請の撤回を認める【C案】に賛成するが、遺言の効力を失わせることから厳格な要件のもとで認められるべきである。（東京司）

- 保管制度を用いた遺言であっても、遺言者が遺言を破棄することができる自由は尊重されるべきである。遺言者にとっては、保管がどのような方法であれ、遺言が遺言であることに変わりはなく、破棄を望む場合に破棄することができる期待を保護する必要があると考える。遺言者にとっては、自分の遺言書を手元に置くか法務局に保管申請するかの違いで破棄の自由が制限されることは想定していないものとする。また、現行制度と同様、破棄による撤回の真意性・真正性は、相続開始後の紛争解決手続において処理されるべき問題であるとも考える。したがって、【C案】に賛成する。保管について公的機関が関与する以上、後日の紛争防止のための措置を極力講ずべきであるとするので、試案のとおり、当初遺言の情報については消去せず、しかし撤回した遺言を他者に見られる事態を回避したいという遺言者の意思を尊重するため、証明・閲覧・通知の対象とはしないものの、紛争解決といった特別の事由がある場合に限り、遺言者の生存中には遺言者に、遺言者の死亡後には相続人等に閲覧の請求を認めるものとして、遺言者の意思を極力慮ることができるような法制度が必要であるとする。（京都司）
- 遺言者の意思を尊重するものであり、撤回とみなされる場面も明確になると考える。（大阪司）
- 新たな遺言を作成する等し、実質的には撤回しているにもかかわらず、保管申請は撤回されず死後に相続人等関係者に閲覧されることが

避けられない制度となると、不必要に相続人間の係争等を誘発する可能性もあり、遺言作成に躊躇する人も一定程度いると推定され、遺言の活用を推進する趣旨からすれば、撤回できることとするのが望ましい。

(全銀協)

- 5 • 民法1022条による遺言の撤回では、作成した遺言の情報は引き続き保管されることになるのに対し、一度作成した遺言であってもその内容を他者に知られたくないとする需要は確実に存在すると思われる。よって遺言の撤回ではなく、遺言保管の申請の撤回の制度を別に設ける必要があると考える。ただし、遺言保管の申請の撤回は、遺言の撤回
10 と同等の効力を有することになるため、簡易な方法によるべきではなく、保管申請と同程度の確認を要するのがよいと考える。(神奈川司)
 - 15 • デジタル技術を活用した場合であったとしても、可能な限り遺言者の最終的な意思を尊重するべく、【C案】の方向性に賛成する。ただし、保管の撤回の申請をした場合に遺言の撤回をしたものとみなす以上、
15 当該保管の撤回の申請にあたり、当該保管を行っている公的機関において、当該保管の撤回の申請を行う「遺言者」の本人確認及び認証が厳格に行われるよう主務省令による整備が必要であると思料する。(日行連)
 - 20 • 既存の自筆証書遺言保管制度でも、遺言者は、遺言書の保管の申請を撤回することが可能である。遺言者本人が撤回を希望しているのであれば、遺言は撤回できてしかるべきである。(相続学会)
- (条件付きで賛成する意見)
- 25 • 遺言者による保管の申請の撤回により、遺言を撤回したとみなされる場面は明確になると考えられる。また、遺言者の撤回の意思は尊重されるべきである。もっとも、【C案】の(注)について、遺言者死亡後に相続人等に撤回された遺言の閲覧の請求を認めることは、遺言を撤回した遺言者の意思に反する上、遺言の閲覧が相続人等の間の紛争解決に役立つか疑問である。そのため、特別な事由がある場合であっても、相続人等に閲覧の請求を認めるべきではない。(兵庫司)
 - 30 • 撤回を可能とする【C案】が望ましいと考えられるところ、【C案】の(注)につき、撤回した遺言データを閲覧可能とする「特別の事由」については、例えば、「相続に関する訴訟で裁判所からの要請がある場合」など、例示列举を行うべきと考えられる。なぜなら、新たな遺言を作成する等し、実質的には撤回しているにもかかわらず、保管申請は撤回されず死後に相続人等関係者に閲覧されることが避けられない制度
35 となると、不必要に相続人間の係争等を誘発する可能性もあり、遺言作

成に躊躇する人も一定程度いると推定され、遺言の活用を推進する趣旨からすれば、撤回できることとするのが望ましいと考えられるためである。また撤回後のデータの死後の閲覧を可能とするケースについては、同様の趣旨から、狭く運用されるべきである。(信託協会)

5

【D案に賛成する意見】

個人 1 件

団体 2 件 (神奈川弁、企実研)

- 遺言の内容の事後的変更は、遺言の効力を巡る混乱を防止するために民法第 1023 条の方式で統一すべきである。(個人)
- 保管の申請の撤回に関して遺言者の真意が確保されるのであれば【C案】に反対する理由はないところではあるが、第三者(自分に不利な遺言がされたことを知った親族など)が遺言者になりすまして保管の申請撤回をすることも想像され、こういった懸念に鑑みれば、簡易な電子申請的な方式でこれが認められるべきではなく、遺言者意思の確認方法が慎重に講じられるべきであり、結局は遺言作成のときと同程度の確認措置が必要 となると思われるため、そうであるならば、新たな遺言作成でもって旧遺言を撤回することのみが認められれば足ると考える。(神奈川弁)
- 保管申請の撤回を認めない理由はないのではないかという観点から【C案】を支持する意見も出されたが、撤回したいのであれば、新たに遺言をすればよいので、最終的に、本研究会としては【D案】を支持する。ただ、一般的な法感情には反する可能性があるため、【D案】を採用する場合には、その旨を広く周知し、国民が誤解しないよう配慮すべきであろう。(企実研)

10

15

20

25

【その他の意見】

団体 3 件 (企実研、静岡司 I T、日弁連)

- いずれの案を採用した場合でも、利用者の誤解を招く危険性を最小限とするための周知徹底は不可欠である。新たな方式による場合の撤回について疑念が生じないように、より一層の配慮が求められる。(日弁連)
- 【D案】が採用された場合、遺言者が「保管をやめれば遺言の効力も消える」と誤解して保管を取り下げた場合でも、遺言が法的に有効なまま残存するおそれがある。このような状況は、遺言者の真意に反して遺言が実現されるという、制度趣旨に反する事態を生じさせかねない。(静岡司 I T)
- 撤回に関連し、デジタル環境では差替え・上書きが同時点に集中し得る

30

35

ため、同日複数作成時の優先順位の明文化につきルールを設けるべきとの意見が出された。(企実研)

第2 自筆証書遺言の方式要件の在り方

1 自書を要しない範囲

財産目録について自書を要しないものとする現行法の規律を維持し、自書を要しない範囲を拡大しないものとする。

2 押印要件

上記1を前提として、押印要件については、次のいずれかの案によるものとする(注)。

(注) 自筆証書にこれと一体のものとして財産目録を添付する場合において、その目録の毎葉にする押印要件(民法第968条第2項)及び加除その他の変更に際しての押印要件(同条第3項)を含む。

【甲案】押印を要しないものとする。

【乙案】引き続き押印を要するものとする。

(後注) 甲案及び乙案のほか、「押印を要するものとするが、ただし、遺言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保する観点から一定の要件(場面又は場合)を定め、それ(法定する要件)を満たすときは、押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする。」という考え方がある。この考え方の下で、上記法定する要件として、例えば、

- ・ 裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合
- ・ 押印と自筆証書遺言書保管制度の利用とを選択的な方式要件と位置付けた上で、後者の方式要件(自筆証書遺言書保管制度の利用)を満たす場合などを定めることが考えられる。

【全体に対する意見】

団体1件(静岡司IT)

- ・ 自筆証書遺言については、従来の制度のまま遺言を遺したいという国民のニーズに応えるための手段として存置されるべきものであり、その趣旨に照らしても、方式要件を大きく変更することには慎重であるべきである。今回の法改正の主眼は、新たにデジタル技術を活用した遺言制度を創設し、利便性を高める点にある一方で、自筆証書遺言は、「昔ながらの紙による手書きの遺言を望む層」のための制度として、今後も継続的に活用されるべきものであり、制度的にも明確な棲み分けが意図されている。このような構造の下においては、自筆証書遺言の方式要件を緩和する必要性は高いとはいえず、むしろ従来の制度を維持し、確実な意思表示手段としての安定性を担保

することが重要である。加えて、押印や自書といった手続的負担に対する緩和を求める層に対しては、今般創設が検討されている【乙案】等のデジタル方式の遺言制度を利用するという選択肢が提供されており、利用者の自由な選択が保障される構造となっている。したがって、自筆証書遺言については、従来の要件を尊重し、「変更しないこと」によって制度の安定性と多様性の両立を図るべきである。（静岡司 I T）

1 について

【賛成する意見】

個人 3 件

団体 16 件（相続学会、大阪司、神奈川司、神奈川弁、企実研、京都司、札幌弁、静岡司登記、静岡司 I T、主婦連、法人協、東弁、日行連、日司連、日弁連、兵庫司）

- ・ 本来型の自筆証書遺言については、証人等が作成にまったく関与しないことから、財産目録を除く全文、日付及び氏名の自書の要件が真意性・真正性を担保していると考えられる。また、遺言者は、自書の過程において、熟考を余儀なくされ（財産目録作成には、そのような過程は強く求められるものではないといえるだろう）、そこには真意がより確保される道筋がある。（個人）
- ・ 自書の方式要件が真意性・真正性を担保し、また熟慮を促している。（札幌弁）
- ・ 自筆証書遺言においては、証人等が作成に関与せず、財産目録を除く全文、日付及び氏名が自書されていることが、真意性・真正性を担保し、また遺言者の熟慮を促していると考えられ、その緩和には極めて慎重な態度が望まれる。全文等の自書の負担、またはそれが困難な事案については、自書以外の方式要件によって真意性・真正性が担保されている公正証書遺言又は秘密証書遺言に加え、現在検討されているデジタル技術を活用した新たな遺言の方式により対応されるべきである。（日弁連）
- ・ 自筆証書遺言の方式要件を緩和する必要性は高いとはいえず、むしろ従来の制度を維持し、確実な意思表示手段としての安定性を担保することが重要である。（静岡司 I T）
- ・ 財産目録を除く遺言全文、日付及び氏名については、自書を要求することで、筆跡により本人が書いたものであることを判定し、それ自体で遺言が遺言者の真意に出たものであることを保障するという意義が認められてきたものであり、その意義は現在でも変わらずに重要であると考ええる。また、遺言者本人にとっても、内容に係る部分は自書により慎重な作

成が可能となるという利点もある。デジタル技術を活用した新たな遺言の方式が登場したとしても、自筆証書遺言は、自筆によることで歴史的に安定して運用されてきたことの意義は十分に尊重すべきものと考えられる。(東弁)

5 • 自筆証書遺言は、簡便性の反面、紛失・未発見や形式的瑕疵のリスクを内包する。いわゆる平成 30 年改正（平成 30 年法律第 73 号）により財産目録の自書不要化や法務局保管制度が導入されており、さらなる要件緩和は真意性確保を損なう危険がある。今回、デジタル方式（【乙案】）が導入されれば、利用者は十分な選択肢を得ることになるため、自筆証書遺言については現行の枠組みを維持することが適切であると考ええる。(法人協)

10 • 自筆証書遺言は、他人が作成に関与せず、財産目録を除く全文、日付及び氏名が自書されていることで、真意性・真正性を担保しており、また遺言者の熟慮を促していると考えられる。(主婦連)

15 • 更なる方式要件の緩和によって、偽造・変造のおそれが増大することもあると考えられるため、自書を要しない範囲を拡大しないことが望ましいと考える。(日司連)

20 • 現行法で、すでに財産目録は自書を要しないものと規律され、従前と比べ自書する負担は大幅に緩和されており、これ以上の自書の緩和は、遺言への本人の熟慮を促す観点、なりすまし防止の観点から、不要であると考ええる。この方式要件に不都合がある場合は、デジタル技術を活用した新たな遺言方法を利用すれば足りると考える。(京都司)

25 • 普通の方式におけるデジタル技術を活用した新しい遺言の方式を創設すれば、自筆証書遺言の自書を要しない範囲を拡大する必要性は乏しいものと思われる。(大阪司)

30 • 自筆証書遺言は迅速かつ簡便に作成できる利点があるが、同時に遺言の内容が遺言者の真意から出たものであることが担保される必要がある。本文の自筆を求めることで遺言の真正性・真意性が担保できると考える。(神奈川司)

35 • 財産目録を除く遺言書については、全文、日付、氏名を自署することにより、慎重な作成と真意によるものであることを担保する等の意義がある。デジタル遺言が登場した場合においても、歴史的に自署により作成してきた自筆証書遺言の運用を保持することにも意義がある。(相続学会)

40 • 当面は変えるべきではない。自筆証書遺言では法務局に保管しない限り、本人を確認するものがない。筆跡の確認のためにも、自書の部分はある程度残すことが望ましい。(個人)

【反対する意見】

個人 1 件

- 5 ・ 遺言者の本人性とその最終意思に反しない限度で自書に限る理由がないため、遺言者の本人性とその最終意思に反しない限りで広く選択肢として認めるべき。(個人)

【その他の意見】

団体 1 件 (日司連)

- 10 ・ 法務局で自筆証書遺言を保管する場合、デジタル技術を活用した新たな方式における【丙案】で提案されている方式を採用することで、真意性・真正性の確保を図ることができると考えられ、その代わりに自書要件を緩和することも考えられる。この考え方については、法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成30年法律第73号)の改正も含め、引き
15 続き検討することが必要であるとする。(日司連)

2 について

【各案に対する賛否が割れたとする意見】

団体 3 件 (企実研、東弁、兵庫司)

- 20 ・ 【乙案】に賛成する意見が多いものの、【甲案】に賛成する意見もあった。しかし、(後注)に賛成する意見は無かった。(東弁)
- ・ 【甲案】に賛成する意見が多数であったが、【乙案】に賛成する意見も一定程度あった。(兵庫司)
- 25 ・ 署名の役割が増大することや無効となるケースが一定程度見込まれるものの、デジタル化を推進する観点から【甲案】を支持する意見が多かった。もっとも、実印による押印と印鑑登録証明書の存在によって証拠力が高くなることや署名に対する筆跡鑑定の不正確さなどから押印要件を無くさなくてもよいのではないか、との意見も存在した。(企実研)

【甲案に賛成する意見】

個人 4 件

団体 6 件 (全信協、大阪司、主婦連、法人協、日行連、日弁連。なお、東弁と兵庫司につき、意見を記載するも件数の計上からは除いている。)

- 35 ・ 押印は、現在正式な書類に要求されないことが多くなっている。(個人)
- ・ 遺言書への押印は必ずしも実印であることを要するものではなく、認印

で良いとされていることを踏まえると、民事訴訟法の規定を考慮したとしても、押印をもって真正性を担保することには疑問がある。その意味でわざわざ押印をさせる意味はないと考える。また、押印廃止の時世にそぐわない規定であることや、外国の遺言書制度では押印を求めないところ

5

- 現行では認印や拇印でも良いとされていることから、遺言書の有効・無効が争われた場合、押印をもって証明することが難しい。従って、現行の制度が維持される限り、自筆の署名があれば、押印は不要でも影響はないと考える。(個人)

10

- 認印であれば本人の意思確認には意味がない。また他人が勝手に押しても、遺言書上では誰が押したのかも分からない。自筆の署名だけで十分かと思われる。また、印鑑省略の流れの中でも、押印は不要とするべきであり、押印廃止の他の諸制度との整合性がとれない。(個人)

15

- 現行法の下でも押印に用いる印章に制限はなく、認印で良いとされており、押印には真意性・真正性を担保する機能は乏しく、それらの担保は全文や氏名等の自書により図ることができることに加え、昨今の押印廃止の流れによる押印をめぐる慣行ないし法意識の変容が認められることから、押印要件は廃止すべきと考える。この点、下書きと完成品とを区別する機能を重視する【乙案】は、押印をめぐる慣行ないし法意識の変容により当該機能自体が変容しつつある現状では、採用に躊躇せざるを得ない。(日弁連)

20

- 社会の変化により、押印によって文書を完成させるという意識が薄れつつある中で、自筆証書遺言に押印要件を求め、しかもその押印は認印で構わないとすることに大きな意義を見出だせない。押印を不要としたとしても、実印で押印されている場合には、遺言の真意性及び真正性を強く推認させる要素として考慮すれば同じ結果が得られる。すなわち、法制度や法解釈を議論する上では、上記の遺言書に実印が押印された場合には真意性や真正性の担保の効力が大きいとの指摘は、自筆証書遺言の方式要件として押印要件を求めることの根拠にはならず、押印を不要としたうえで適宜に事実認定の材料とすることで足りる。(東弁)

25

- 押印することによって文書の作成を完結させる慣行ないし法意識は、あくまでも慣行や法意識にとどまるものであり、むしろ押印を不要とする制度ができれば、慣行や法意識は変わっていくともいえる。(東弁)

30

- 押印に用いる印章は認印であってもよいとされていることや、押印を見直す機運の高まりにより、他の法律においても押印を不要とする改正が行われていることから、【甲案】の「押印を要しないものとする」を採用

35

してもよいのではないか。(全信協)

- 押印は歴史的に本人確認や真正性担保の機能を果たしてきたが、今日においては実効性を欠いている。署名により、遺言の真正性は十分に確保できる。押印要件を残すことは、形式不備による遺言無効のリスクを高めるだけであり、国民の遺言意思の実現を不当に妨げることから、押印要件は廃止すべきであると考ええる。(法人協)
- 日常生活においても押印廃止の流れが加速しており、印章は現在、簡単に入手できる。全文及び氏名等の自書することにより真意性・真正性を担保できると考えられる。(主婦連)
- 【甲案】に賛成の立場からは、遺言に限らず、社会全体として押印の見直しの機運が高まっている点、押印は認印でもよいとされており、認印による押印では真意性・真正性を担保することは困難である点などから、押印は不要であるとの意見が多数であった。(兵庫司)
- 押印に用いる印章に制限がなく、認印でよいとされているところ認印が容易に作成、購入できる実情を考えると真意性や真正性の担保に対する押印の役割は必ずしも大きいとはいえないため、押印を要しないものとしても差し支えないものと考ええる。(大阪司)
- 押印をめぐる我が国の慣行ないし法意識が変化しつつある現状を踏まえるとともに、財産目録の内容を認識した上で遺言者が遺言本文を作成していることが通常であることから、基本的に【甲案】に賛成するが、(後注)の考え方も、法定要件の定め方とともに検討されるべきと思料する。なお、【甲案】を採用する場合、本中間試案の補足説明59ページで解説されているとおり、「押印を方式要件としない場合であっても、遺言書に押印がされたときは、当該押印に基づく印影は証拠の一つとして位置付けられ、引き続き有益な機能を有する」ものとして取り扱われることが必要であると思料する。(日行連)

【乙案に賛成する意見】

個人2件

団体9件(相続学会、神奈川司、神奈川弁、京都司、札幌弁、静岡司登記、静岡司IT、東京司、日司連。なお、東弁と兵庫司につき、意見を記載するも件数の計上からは除いている。)

- 遺言にもいわゆる二段の推定が及ぶものと理解できる。(個人)
- 押印は依然として下書きと完成品とを区別する機能を果たしているし、押印要件があることによる負担はそれほど大きなものではない。押印がなくても裁判所の判断により救済される余地がある。(札幌弁)

- 5 • 自筆証書遺言は、遺言者が単独で完結できる簡便な制度であるからこそ、一定の厳格な方式要件によって真正性を担保することが制度の前提となっている。特に押印は、本人確認および意思確認の観点から象徴的かつ実質的に重要な要素であり、この押印を廃止すれば、形式面での争いのリスクや、改ざん・なりすましの懸念が高まる可能性を否定できない。(静岡司IT)
- 10 • 押印を維持することにそれほど問題があるのか、なくすことによって何かメリットが大きく見えるならともかく、そのようなメリットは見当たらない。(東弁)
- 15 • 真意性や真正性の担保のために押印の役割は大きくはないとの指摘もあるが、一般論による指摘にすぎず、個別の事案においては、遺言書に実印が押印された場合には真意性や真正性を担保する効力には大きなものがある。押印の役割については、「印」は文書が正式なもので、しかも完成されていることを示すために押捺されるとも説明されているところ、
20 この押印の役割は失われているものではない。「確かに、自筆証書遺言といっても、メモ的にというか、下書きで書いているのとそうではないの」とを押印で区別しないと不安だというのは弁護士は多いですし、現状では、一般的にそうだと思います」(部会第3回議事録39頁 相原委員)という実務的な感覚が存在すると考えられる。(東弁)
- 25 • 現状、署名要件が押印要件に代替し得るかは定かではない上、たとえ証拠としての利用であっても押印の「文書の作成を完結する機能」の有益性が引き続き主張されるのであれば、「押印することによって 文書の作成を完結させる」という慣行ないし法意識に変容が生じつつある」という社会状況の変化も未だ先行きを読めないものと評価せざるを得ないから、
30 あえて押印要件の廃止に踏み切る必要はない。押印という要件は、法意識、法慣行として署名文化が明確に存在するか不明である社会において、遺言者の死亡後という遺言者本人へ何かを尋ねることが不可能になった場面で、正式かつ完成した遺言書を簡潔かつ明瞭に特定する標識として用いられてきたといえるから、署名が押印の「下書きと完成品との区別する機能」の代替性を持ち得るようになるのかが不明な段階では、押印要件の廃止は時期尚早と考えられる。(東弁)
- 35 • 不動産の売買契約書など重要な財産に関する文書をはじめ、依然として文書を完成させるために押印を求められる機会は多く、印章を用意することが困難であるといった事実もないことから、少なくとも現段階において、押印要件を廃止しなければならない明確な立法事実まではないと考える。とりわけ、単独行為である遺言書の作成については、その効力が

生じた際、遺言書の作成者から事情を聴取することができず、売買契約や賃貸借契約等と比較しても、押印の重要性は依然として高いものと考えることが妥当である。(日司連)

- 自筆証書遺言の方式では、全文(財産目録を除く。)、日付及び氏名の自書、押印の4つの要件が定められており、その要件を全て満たすことで、遺言という重要な法的意味を有する意思表示を記載した文書となる。換言すれば、その要件の充足状況により、法的効力を有する遺言と、そうではない文書との区別が可能になるところ、【甲案】のとおり、自筆証書遺言の方式から押印要件を廃止し、代わりとなる要件を設けなかった場合の問題としては、例えば、ノートやメモ用紙、日記、他人への手紙などに文書が記載されていた場合、文書作成者において、遺言とする意図を有して作成されたものではなく、その日の出来事に対する気持ちや人生訓といった、法的意味を有するとはいえない内容であったとしても、全文(財産目録を除く。)、日付及び氏名が自書されていた場合に、意図しない自筆証書遺言が成立してしまうといった事態が生じ得る。押印廃止により、混乱や紛争を招くおそれがある以上、あえて押印要件を廃止する必要はなく、引き続き、押印要件については維持することが相当であると考え。(日司連)

- 民法第968条第2項、第3項の押印要件については、民法第968条第1項の押印に比べれば、同条第2項、第3項の押印が果たす役割についてはそこまで大きくはないとも考えられるところ、方式が厳格すぎることで遺言者の負担が過度に増大することは望ましくない。しかし、自筆証書遺言の作成時には、遺言者の「署名及び押印」が必要とされているところ、財産目録や加除その他の変更時の場合だけを署名のみで足りるとすると、司法書士等の法律専門家が関与せず作成されることも多い自筆証書遺言については、誤解が生じ、誤った方式で作成・加除訂正されることが増えることも懸念される。また、自筆証書遺言の作成時に印章を準備することを前提としている以上、財産目録や加除その他の変更時に押印を求めたとしても、過度な負担になることはないものと思われる。よって、財産目録・加除その他の変更時についても、押印要件を維持することが望ましいと考える。(日司連)

- 定着している現行の自筆証書遺言制度とその運用を変更することは混乱を招くので、大幅な変更には賛成し難い。なお、押印しなければ無効であるとの法的知識があった遺言者が、一部の親族にその親族に有利な内容の自筆証書遺言の作成を半ば強要された場面で、要求に従うように見せかけて、あえて押印しない自筆証書遺言様の書面を作成して済ませた

との実例に接した経験が報告されている。既存制度の変更には、新制度の創設とは異なる慎重さが求められる。(神奈川弁)

- 押印による２段の推定は、遺言制度における遺言書の真正性を担保する仕組みとして、重要な紛争予防、紛争解決機能を果たしている。これを維持することにより、これらの機能を引き続き確保することができる。また、遺言の普及促進は極めて重要であるが、遺言書の真正性担保を犠牲にして普及のみを追求すれば、相続開始後における遺言書の真正性をめぐる争いが増大するおそれがあるため、遺言制度の普及促進、紛争予防、紛争解決を兼ね備えた制度設計を進め、国民にとって利用しやすい遺言制度を整備する必要がある。(東京司)
- 押印要件の緩和は、行政手続、民間手続の簡素化の流れとリンクして理解されやすいものの、遺言制度においてはその意義は限定的であり、むしろ真正性担保機能を弱め、市民に誤解を広め、紛争の増加を招くリスクが大きい。よって、遺言制度については一般的な行政手続の押印廃止とは異なり、真正性担保の観点から、押印を要するものとする【乙案】に賛成し、要件緩和については反対する。なお、遺言制度の普及促進は極めて重要であることから、一般市民にとって現行制度よりも、もっと身近で利用しやすい制度へと整備していくことは必要不可欠である。将来的には、市区町村への自筆証書遺言提出制度などのような窓口を拡大する方法も検討する余地があると考ええる。(東京司)
- 【乙案】に賛成の立場からは、自筆証書遺言を作成する際には、遺言書(案)を下書きすること多いと思われるため、押印の有無は完成品と下書きとを区別する機能を果たしていると考えられる点、押印要件があることによる負担はそれほど大きなものではないと考えられる点などから、引き続き押印を要すべきとする意見があった。(兵庫司)
- 署名押印についての意識が変容しつつあることは否めないが、婚姻等の届出には押印をなくすべきではないとの国民の声などを踏まえ、令和３念戸籍法改正以降も、届出人の意向により、届書に任意に押印することは可能とされていることに留意すべきであり、これが、重要な文書に押印するという我が国の慣習が現在でもなお踏襲されていることの民意の表われである。また、婚姻等の戸籍の届出については、不正な届出を防止するための方策として、真正性が担保される制度が用意されている。例えば、第三者のなりすまし防止のための本人確認の実施や婚姻等の届出については、届出がされる前に、本籍地役場に出向いて「不受理申出書」を提出することができ、また、本人確認をすることができなかった場合等(郵送による届出、一方当事者不出頭者を含む。)は、届出人に通知書を発送す

るなどの制度が設けられている。一方、遺言は単独行為であり、特に自筆証書遺言は、遺言者が要式に沿っていれば自由に遺すことができるものであるから、上記のような制度は設けられておらず、真正性が担保される方法は、記載方法等の方式要件のみである点が異なる。また、この婚姻等の有効性については、もっぱら当事者の生前にその効力を確認することができるところ、自筆証書遺言の有効性は遺言者の死後に問題となり、その内容は相続財産の承継に関する重要な財産行為であることから、遺言の真意性・真正性を担保する重要性は大きい。この点から、遺言は、婚姻等の届出、ましてや一般行政書類との違いがあるといえる。(京都司)

• 「判を押す」という言葉が今でも一般に使用されているように、不動産売買等の重要な取引では、現在でもなお、実印での押印及び印鑑証明書の提出を求められ、本人の真意性及び真正性を担保する手段の一つとなっている。ただ、この慣行については10年後、20年後は変容する可能性が十分にあるが、いまだになお、押印を要件とすることで熟慮を促す機能が十分備わっている。(京都司)

• そもそも遺言は、一般の感覚からすれば、一生に一度作成するか否かの特別な文書であり、何回も作成することは想定されておらず、押印は実印に限定されていない。このことからしても、押印義務がさほど重いものとは思えない。(京都司)

• 押印が有する下書きと完成品とを区別することができる機能、遺言者自身が遺言を完成させたと認識する文書完成の判別機能がある点でも、いまだに自筆証書遺言において押印義務を存置する意義があると考えられる。(京都司)

• 押印は古くからある慣習であり、そこまで手間がかかるとは捉えられないであろうし、一般的に広く馴染みがある。また、押印は遺言書が数葉にわたる場合の一体性を担保する方法として有効であり、一般的な慣習として文書の完結機能も有することから、少なくとも現時点で不要とする理由はないと考える。(神奈川司)

• 現行の方式において押印が求められる趣旨は、遺言の全文等の自書と相まって遺言書の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については、作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあるとされるが(最高裁判所平成元年2月16日判決等)、コロナ禍においての押印の見直し等があるとしても、未だ、上記慣行や法意識が僅かになったとはいえない。特に重要な文章を作成する際には、(電子書面においても押印を求める場合がある程である)、押印することが真意性

の確保の証であると認識する風潮は依然として強くある。また、下書きとの区別を果たす機能は大きく、慎重を期する遺言書においては下書きを複数作成することも一般的である。押印を不要とするのは、社会通念上押印が形骸化し、重要書面の多くにおいて押印という習慣がなくなった頃に再度検討することで足るといえる。また、中間試案にもあるように、押印自体の負担もそう大きいものではない。(相続学会)

【(後注) に賛成する意見】

個人 1 件

- 引き続き押印を要するものとする考え方【乙案】を基本とするが、押印と自筆証書遺言書保管制度の利用とを選択的な方式要件と位置付けた上で、後者を満たす場合には、押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする取扱いを支持する。押印は、真意性・真正性を確保することにも一定程度寄与するが、むしろ現在でも文書の完成を担保する機能を果たしている点に注目しなければならない。その点で、押印は、なお欠かすことのできない要件と考える。特に、高齢者数の増加に伴い、認知症、軽度認知障害、さらには潜在的な認知症の方の人口割合は増加し、高齢者の遺言をめぐる問題は増加する傾向にあるから、押印文化に馴染んでいる世代が高齢者である現状において、尚早に押印要件を外すべきではないだろう。押印要件を外す方向での理由の中には、「いわゆるコロナ禍において、押印の見直しの機運が高まったこと」が挙げられているが(補足説明 5 9 頁)、これは、主に文書のやりとりを必要とする場面(契約、申請、各種事務処理)での押印省略の必要性からであって、単独で作成し、やりとりの必要がなく、そのまま置いておくことのできる自筆証書遺言にあてはまるものではない。また、「公正証書遺言において遺言者及び証人による押印は不要とされるなどの法改正が行われたこと」も理由として挙げられているが(補足説明 5 9 頁)、公証人とともにする遺言と、証人もいない、本来的な自筆証書遺言を同様に考えることはできない。公正証書遺言では、公証人が完成を見届けるのである。遺言者が自筆証書遺言書保管制度を利用した場合には、押印を欠いたとしても、そのために効力を妨げられないものとする取扱いを支持するとしたのも、自ら公的機関に保管申請をした事実により、その真意性・真正性が担保されるだけでなく、その完成も担保することになると考えられるからである。要件を満たすことも容易に判定でき、後々のトラブルを回避できる点で、遺言者に、時間的余裕があり、場所的・距離的問題がなければ、より望ましい方法といえるであろう。遺言は、本来は一個人において

頻繁に作成されるものではないこと（むしろ頻繁に作成されるとトラブルが生じる）、単独で作成することが可能で、押印に用いる印章にも制限がないことから、押印要件が維持されることによる負担がそれほど大きいものではないとの指摘はまさにそのとおりである（補足説明 60 頁）
（個人）

【（後注）に関し、検討すべきとの意見・慎重に検討すべきとの意見】

団体 3 件（東京司、日行連、日司連）

（検討すべきとの意見）

- 本中間試案で示されている 2 案のうち、押印をめぐる我が国の慣行ないし法意識が変化しつつある現状を踏まえるとともに、財産目録の内容を認識した上で遺言者が遺言本文を作成していることが通常であることから、基本的に【甲案】に賛成するが、（後注）の考え方も、法定要件の定め方とともに検討されるべきと思料する。（日行連）

（慎重に検討すべきとの意見）

- 「裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合」については、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 72 号）による民法第 899 条の 2 の新設により、相続させる旨の遺言について、法定相続分を超える部分については、登記等の対抗要件を具備しなければ、第三者に対抗することができないこととなったことにより、遺言書を用いた不動産登記その他の相続実務において、これまで以上に迅速かつ円滑な執行が求められるようになったところ、本提案のように遺言者の真意について裁判所の判断を求めることになると、遺言の執行までに時間がかかることは否めず、迅速かつ円滑な執行が可能であるか、疑義が生じる。また、遺言の執行の場面において混乱を生じさせないためには、遺言の方式要件は一見して明確なものであることが望ましい。したがって、本提案を押印要件に代わる方式要件として採用することについては慎重に検討すべきである。（日司連）
- 「押印と自筆証書遺言書保管制度の利用とを選択的な方式要件と位置付けた上で、後者の方式要件（自筆証書遺言書保管制度の利用）を満たす場合」については、自筆証書遺言書保管制度を利用する場合には、遺言者が自らの意思に基づき当該申請に係る遺言をしたことが明らかであるため、押印を欠いていたとしても、遺言を有効なものと取り扱って支障はないものとする。なお、現行の自筆証書遺言書保管制度においては、保管の申請に係る遺言書が、民法に規定する自筆証書によってした遺言に係る遺言書ではないときは、その申請を却下しなければならないとされてい

る（法務局における遺言書の保管等に関する政令第2条第2号）ことから、本提案を採用する場合には、関係法令について検討する必要があると考える。加えて、押印を欠いた遺言書を保管した後、保管の申請の撤回をすることの可否や、仮に撤回が認められた場合における当該遺言書の効力

- 5 についても検討する必要があると考える。（日司連）
- 「押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする。」との代替案の余地があるかについては、具体的には、①裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合（【乙案】後注）、②自筆証書遺言書保管制度を利用した場合（【乙案】後注）、③市区町村への自筆証書遺言提出制度などが考えられる。上記①については、裁判所の介入により、押印のない自筆証書遺言の瑕疵を治癒する余地を認める代替案である。上記②については、既存の自筆証書遺言書保管制度及び新方式の遺言方式との平仄を合わせるうえで実益に乏しいうえに、管理面でも負担を要する。上記③については、市区町村の職員（マイナ窓口等）がマイナンバーカード等による対面本人確認と自筆証書遺言の原本の受理、封かんを行い、法務局へ転送するという方法が考えられる。確かに、この制度が実現すれば一般市民にとって一番身近な公的機関である最寄りの役所で遺言手続を完結することができ、遺言制度の利便性を高め、普及促進に寄与することが期待できるが、運営面、管理面等においてあまりに大きな負担となるため、押印欠缺の遺言の効力を有効とするための代替案としては不適切であると考え。したがって、少なくとも上記②、③の代替案を採用することには慎重であるべきである。（東京司）
 - 押印欠缺の遺言の効力に例外を認めた場合のメリットとしては、近年、各種行政手続及び民間契約において押印廃止が進められており、国民にとっては利便性向上や手続負担の軽減が実感されつつある。遺言制度においても押印不要とすることで、この「押印廃止の一貫性」として理解されやすく、制度の親和性が高まる可能性がある。一方で、デメリットとして、押印欠缺の遺言書は、2段の推定が機能しない。加えて、遺言執行の場面において遺言書の有効性の判断が極めて困難なものとなる。その結果として、手続の迅速性が損なわれ、制度の信頼性が低下する。また、遺言を作成するか否かは本人の意思、心理的抵抗、制度理解度に大きく依存するため、押印要件を緩和したとしても、それだけで遺言制度の普及促進効果が大きく見込めるものではない。その点で、押印を不要とする代替案の採用の必要性が高いとはいえない。加えて、押印要件の緩和により、「遺言書には押印不要」といった誤解をうみ、制度全体の安定性を損なうおそれがある。（東京司）

【(後注) に反対する意見・実務上の問題点を指摘する意見】

団体 5 件 (相続学会、京都司、最高裁、札幌弁、東弁)

(反対する意見)

- 5 • 「裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合」を要件とすると、裁判規範が不明確となり、裁判所の判断も困難になる。また、「押印と自筆証書遺言書保管制度の利用とを選択的な方式要件と位置付けた上で、後者の方式要件 (自筆証書遺言書保管制度の利用) を満たす場合」を要件とすると、自筆証書遺言書保管制度の法的性質が期せずして変容することになる。(札幌弁)
- 10 • 自筆証書遺言の方式要件は明確な方が、相続人のみならず関係する第三者 (遺言書が持ち込まれる金融機関、法務局等) が不安定な状態におかれずに済むものとする。すなわち、(後注) は、どのような場面又は場合を想定するのか、また、相続開始後、誰が、いかなる手続ないし
- 15 段階において、この場面又は場合に該当するかを判断するのかが問題となるので、そのような不安定な状態が生じることは避けるべきである。(東弁)
- 20 • (後注) について、押印を欠いた場合の遺言の救済要件を遺言書保管制度の方式によるものとするのは、その方式が法定されているため、有効性の判断が明解になる点で優れているものの、その方式は詳細な要件があり、果たしてここまでの要件を備えて押印漏れがある自筆証書遺言があるのか、またそこまでの要件を備える労力があれば、保管制度を利用すればよいのではないかと、裁判所の判断なしに押印がなくても有効であるとする規定を設ける必要があるのか疑問であり、賛成できない。押印を欠く場合の救済については、裁判所が判断するものとし、判例の蓄積に委ねるべきである。(京都司)
- 25 • (後注) の考え方については、賛成できない。押印を欠いたのみで当該部分について遺言を無効とすることが厳しいサンクションとなる場面も想定できるが、遺言執行者等が遺言に基づいた手続を進めようとする際に、要件の該当性の判断が難しい場合などがあると、手続きが極めて不安定になるおそれがある。一方で、現状においても、一部の遺言の効力の判断が困難な場合等は裁判所において個別の判断がなされることによる救済がある。よって、要件の該当性の判断が難しい場面を現行法以上にあえて増やす必要はない。(相続学会)
- 30
- 35 (実務上の問題点を指摘する意見)
- 実務上の問題点を指摘する意見が多数あった。(最高裁)

- ・ 現在は遺言書の有効無効をめぐる紛争の解決は訴訟手続によっているところ、訴訟手続によらずに裁判所がこのような判断をする枠組みを創設するとすれば、判断の基準や要件をできるだけ具体的に定める必要があるが、どのようなものであれば真意に基づき遺言をしたといえるのか、基準等を定めることは相当困難と思われる。(最高裁)
- ・ 遺言者の意思に基づく遺言かどうかの認定は相当困難なものであると思われる(遺言の有効無効を争うのとほぼ変わらない。)ところ、相続人ら当事者等における手続的負担が極めて加重され、また、権利関係の確定までに多大な時間を要するものと思われ、遺産分割手続等の迅速な事件処理が困難となることが想定される。(最高裁)

【その他の意見】

個人 2 件

団体 1 件 (東京司)

- ・ 押印を必須の要件とはせず、押印がある場合は、民事訴訟法第 228 条第 4 項の特例として、文章の成立の真正のみならず内容の真正をも推定する旨の規定及び拇印も当該「押印」に含まれる旨の規定を新設すべきである(=【甲案・乙案の折衷案】)。デジタル化の進展に伴い、押印を必須要件とすることは不便であると思うが、押印という行為には重要な意義があることは理解できるため、簡便性を優先させるか強力な証明力を優先させるかを遺言者が選択することができるようにすることが望ましいと考えられる。(個人)
- ・ 押印により正式な文書とする文化が国民に根付いていることや、本人確認、意思確認、本人関与の事実を明らかにして争いのない遺言を作成するという観点から、実印の押印と印鑑証明書の同封を要するなどの改正を検討しても良いと思われる。自筆証書遺言の押印の要件を今までよりも厳格とすることは、時代に逆行するようにも感じられるが、反面、デジタル方式の遺言を普及させることにつながる可能性があると考ええる。(個人)
- ・ 押印を要しないとすることで失われる 2 段の推定機能を代替、補完する制度保障が実現されるまでは、【甲案】を採用することには慎重であるべきである。遺言書の真正性をめぐる争いが生じた場合、押印の存在は極めて重要な意味を有している。遺言の効力が発生するのは遺言者の死亡時であり、その後に生じる争いにおいては、当の遺言者から証言を得ることはもはや不可能であるところ、署名、押印がある文書については、その成立の真正が推定されるところ民事訴訟法第 228 条第 4 項の規律、及びいわゆる 2 段の推定(最判昭和 39 年 5 月 12 日)が決定的な役割を果た

す。特に押印が実印である場合には、印影と印章の一致を立証することで作成名義人による作成を推認し得るため、遺言書の真正性をめぐる訴訟が円滑に進行するものといえる。そうすると、押印を不要とすれば、この2段の推定が機能せず、相続後の遺言書の真正性をめぐる争いが増加、長期化するおそれがあり、結果として、かえって遺言制度への信頼を損ない、普及促進の目的が逆効果となる懸念がある。したがって、「自筆証書遺言の押印を要しないものとする」要件緩和に当たっては、相続開始後における遺言書の真正性をめぐる争いを未然に防止し得る制度的保障（2段の推定機能を代替、補完するもの）が不可欠である。（東京司）

第3 秘密証書遺言の方式要件の在り方

1 規律の在り方の方向性

秘密証書遺言については、下記2を除き、現行の方式要件を維持するとともに、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとする。

2 押印要件

- (1) 公証人の押印要件については、維持するものとする。
- (2) 遺言者及び証人の押印要件については、自筆証書遺言における押印要件の在り方（本文第2の2）を踏まえ、次のいずれかの案によるものとする（注）。

（注）遺言者による証書への押印及び封印要件（民法第970条第1項第1号、第2号）、遺言者及び証人による封紙への押印要件（同項第4号）のほか、加除その他の変更の際の押印要件（同条第2項において準用する同法第968条第3項）を含む。

【甲案】遺言者及び証人の押印を要しないものとする。

【乙案】引き続き遺言者及び証人の押印を要するものとする。

（後注）甲案及び乙案のほか、「押印を要するものとするが、ただし、遺言者その意思に基づき遺言をしたことを担保する観点から一定の要件（場面又は場合）を定め、それ（法定する要件）を満たすときは、押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする。」という考え方がある。この考え方の下で、上記法定する要件として、例えば、

- ・ 裁判所が、遺言者その意思に基づき遺言をしたと認める場合などを定めることが考えられる。

1 について

【賛成する意見】

団体 12 件（相続学会、神奈川司、大阪司、企実研、札幌弁、静岡司登記、静岡司 IT、主婦連、東弁、日行連、日司連、日弁連、）

- デジタル化への需要は大きくない。（札幌弁）
- 5 • 秘密証書遺言は、利用件数が少なく、また、その方式要件の緩和や、デジタル技術を活用した新たな方式を設けることを必要とする事情が認められないことから、他の遺言において検討されている押印要件の点を除いては、特段の改正は不要である。（日弁連）
- 10 • 有体物としての証書を封じて、それに封印をするという秘密証書遺言の特徴からすると、デジタル技術の活用が難しい。また、秘密証書遺言は、公正証書遺言に比してその作成件数は少数にとどまっており、あまり使われていない現状にあるから、あえて秘密証書遺言についてデジタル技術を活用した新たな方式を設けなくてもよい。（東弁）
- 15 • 秘密証書遺言の最大の特徴である「内容を知られずに作成できる」が不可能になるため。また、公証人に封紙してもらう手続きもデジタル化によってできなくなると思われる。（主婦連）
- 20 • 秘密証書遺言については、現行制度においても、パソコン等のデジタル機器を利用して内容を入力し、それを印刷したものを証書とすることが許容されている。更に、秘密証書遺言の作成件数は少数にとどまり、秘密証書遺言に対する需要はそこまで大きいものではないとも考えられることを踏まえると、現行の方式要件とは別に、デジタル技術を活用した新たな方式を設ける必要性は高くはないと考える。（日司連）
- 25 • 秘密証書遺言については需要が高くないこと、また遺言書の全文について必ずしも自書であることを要しないとされていることからデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を創設する必要はないと考える。（大阪司）
- 30 • 秘密証書遺言は利用件数が少ない。また、遺言の内容を秘密にしたまま、公証人がその存在を証明し、遺言者自らが保管する制度であることから、デジタル技術を活用した方式よりも紙媒体で作成して封印する現行の方式のほうが秘匿性が高いと考える。そのため、デジタル技術を活用した新たな方式は不要である。（神奈川司）
- 35 • 秘密証書遺言の方式要件からすると、現在議論をしているデジタル遺言の作成方法と同様の方法で遺言書を作成すること自体、十分な検討が必要な段階であると思われる。また、秘密証書遺言の利用者数も極めて少ない現状からすれば、デジタル遺言方式を設ける必要性も高いとはいえない。（相続学会）

【反対する意見】

個人 1 件

団体 1 件（京都司）

- 直近 5 年間の秘密証書遺言に係る公正証書の作成件数が年間 1 0 0 件に満たない統計（遺言制度の見直しにおける論点の検討（1） 5 p）からは、秘密証書遺言の抜本的な改正が必要と思料する。（個人）
- 秘密証書遺言においては、自筆証書遺言のように全文の自筆を要せず、また公正証書遺言のように公証人に対する口授を要しない。したがって、遺言者が理解しているとは到底思えないような複雑な内容の遺言書がワープロ打ちによる等、自筆によらずに作成され、遺言者本人は署名するだけという形で、ある意味脱法的に利用されている嫌いがある（公正証書遺言によるよりも手数料が低廉であることから利用が検討されることもある。）ようであり、何のための制度か疑問であり、その在り方を見直すべきである。（京都司）
- 遺言内容の秘匿性の確保の観点からは、逆にデジタル技術を活用した方式を採用すべきであると考えられる。（京都司）
- 公証人でさえも遺言の内容について関知しないのであるから、証人を求める必要はないと考える。（京都司）

【その他の意見】

特段の意見なし

2(1)について

【賛成する意見】

団体 1 1 件（相続学会、大阪司、企実研、京都司、札幌弁、静岡司登記、静岡司 I T、東弁、日行連、日司連日弁連、）

- 公証人による押印は、公正証書が公証の効力を有するための不可欠の要件である。（札幌弁）
- 公証人は、書面をもって公正証書を作成するときは、所属法務局等に提出した職印の印鑑により公正証書に押印することとされており（令和 5 年改正後の公証人法第 3 6 条第 2 号及び第 4 0 条第 4 項第 2 号）、性質上書面によることが不可欠である秘密証書遺言については、公証人法上引き続き押印を要する。このような公証人法の規定に鑑みれば、民法上も公証人の押印要件は維持することが相当である。（日弁連）
- 公証人の押印が公証制度上の位置付けに根拠を有することを踏まえると、秘密証書遺言における公証人の押印要件については現行規定を維持すべきことになる。なお、押印の法的な位置づけに重きを置かないとする

見解からは、公証人についても署名のみでよいとする考えもありうるが、公証人の押印は所属する法務局に届け出た職印によってなされる（公証人法 21 条）ことからすると、その押印は単に署名の効力を補完するのみならず、押印により証書の公証性を厳重に担保することで強い法的拘束性を制度的に維持していると考えられる。その意味で、認印でもよいとされる遺言者や証人の押印とは法的な意味合いを異にしていると思われる。（東弁）

- ・ 中間試案第 3 の補足説明 3 (1) 記載のとおりであり、賛成する。（日司連）
- ・ 封紙の性質上、電磁的記録により作成することができないと解されているため、押印要件を維持する必要があると考える。（大阪司）
- ・ 中間試案補足説明 65 頁記載のとおりである。また同補足説明にあるとおり、書面をもって公正証書を作成する場合には、公証人による押印が、遺言者等の列席者による押印とは異なり、公証人法第 21 条第 1 項に基づき、氏名を自署して所属法務局等に提出した職印の印鑑によるものとされ、公証人による署名とあいまって、公正証書（書面による作成の場合）が、公正の効力を有するための不可欠の要件であるとされていることからすると、書面をもって作成する秘密証書遺言については、引き続き公証人による押印は必要である。（相続学会）

【反対する意見】

反対を明記する意見なし

【その他の意見】

特段の意見なし

2 (2) について

【各案に対する賛否が割れたとする意見】

団体 2 件（企実研、東弁）

- ・ 【乙案】に賛成する意見が多いものの、【甲案】に賛成する意見もあった。（後注）に賛成する意見は無かった。（東弁）
- ・ 本研究会の大勢としては、デジタル化を推進する観点から、遺言者の押印要件は不要であるとする【甲案】を指示する意見であった。もっとも、実印による押印と印鑑登録証明書の存在によって証拠力が高くなることや署名に対する筆跡鑑定の不正確さなどから押印要件を無くさなくてもよいとして、【乙案】を支持する見解もあった。（企実研）

【甲案に賛成する意見】

個人 2 件

団体 6 件（全信協、大阪司、神奈川司、京都司、日行連、日弁連。なお、東弁につき、意見を記載するも件数の計上からは除いている。）

- 5 • 遺言書への押印は必ずしも実印であることを要するものではなく、認印で良いとされていることを踏まえると、民事訴訟法の規定を考慮したとしても、押印をもって真正性を担保することには疑問がある。その意味でわざわざ押印をさせる意味はないと考える。また、公証人の押印があることや外国の遺言書制度では押印を求めないところが多数であること踏ま
10 えると、押印規定は不要である。（個人）
- 認印であれば本人の意思確認には意味がない。また他人が勝手に押しても、遺言書上では誰が押したのかも分からない。自筆の署名だけで十分かと思われる。また、印鑑省略の流れの中でも、押印は不要とするべきであり、押印廃止の他の諸制度との整合性がとれない。（個人）
- 15 • 現行法の下でも押印に用いる印章に制限はなく、認印で良いとされており、押印には真意性・真正性を担保する機能は乏しいこと、昨今の押印廃止の流れによる押印をめぐる慣行ないし法意識の変容が認められることに加え、秘密証書遺言は公証人及び証人の関与により真正性が担保されることから、【甲案】に賛成する。なお、現行法において遺言者による封
20 印が定められている趣旨が内容漏えい 防止にあることから、【甲案】に基づいて封印を廃止する場合には、封印に代わる措置として、封じる部分に署名することを要求すべきと考える。（日弁連）
- 署名に加えて押印まで方式要件として必須とするまでのことはない。ただし、遺言者については、証書に署名のみしている場合は、証書を封じる
25 場所にも署名することを要し、証書に署名及び押印をしている場合には、同一の印鑑による押印による封印も認められるとしてよい。（東弁）
- 押印を見直す機運が高まっていること等から、【甲案】の「遺言者及び証人の押印を要しないものとする」を採用してもよいのではないか。（全信協）
- 30 • 公証人が関与していることから、遺言者及び証人による押印は無用（そもそも証人は不要。）であると考え。（京都司）
- 認印の押印が持つ真意性や真正性の担保の役割が大きいとはいえないため、押印を要しないものとして差し支えないものとする。（大阪司）
- 35 • 遺言者本人による遺言書作成の事実を公的に証明する強力な手段である公証人による押印要件を維持することにより、封筒と内容物である遺言書の一体性も担保されるため、遺言者及び証人による押印は、必須の要

件ではないと考える。(神奈川司)

- 押印をめぐる我が国の慣行ないし法意識が変化しつつある現状を踏まえるとともに、財産目録の内容を認識した上で遺言者が遺言本文を作成していることが通常であることから、基本的に【甲案】に賛成するが、(後注)の考え方も、法定要件の定め方とともに検討されるべきと思料する。なお、【甲案】を採用する場合、「押印を方式要件としない場合であっても、遺言書に押印がされたときは、当該押印に基づく印影は証拠の一つとして位置付けられ、引き続き有益な機能を有する」ものと取り扱われることが必要であると思料する。(日行連)

【乙案に賛成する意見】

個人 1 件

団体 4 件 (相続学会、札幌弁、静岡司登記、静岡司 I T、。なお、東弁につき、意見を記載するも件数の計上からは除いている。)

- 秘密証書遺言にもいわゆる二段の推定が及ぶものと理解できるため。(個人)
- 自筆証書遺言における【乙案】に賛成することとの平仄のため。また、遺言者による証書への押印及び封印を廃止した場合、遺言者の真意が正確に記載されていることを証書(遺言書)自体により明らかにすることはもはやできないのではないかと指摘がありうる。(札幌弁)
- 遺言者による証書への押印及び封印を廃止した場合、秘密証書遺言は自筆でなく印刷したもので足りるため、遺言者の真意が正確に記載されていることを証書(遺言書)自体により明らかにすることはできない。例えば、第三者が遺言書を開けて書き換えたような場合、押印が異なれば、その発見に役立つ。(東弁)
- 証人の押印については、遺言者の押印とは役割が異なるが、現行法を維持することに大きな弊害はない。(東弁)
- 中間試案の補足説明のとおり、遺言者による証書への押印及び封印を廃止した場合、そもそも秘密証書遺言は自筆である必要はないため、遺言者の真意が正確に記載されていることを遺言書自体の体裁からは明らかにすることができない。また、押印は、作成者本人の意思によるものであることの担保という意味合いが強い。よって、遺言者の押印は必要である。また、証人の押印についても、遺言書の内容の真意の担保という意味とは異なるが、秘密遺言証書を作成する手続きについて証人として立ち会う者が責任をもって押印をする意義は依然としてあり、また負担もない。よって、証人の押印についても必要である。(相続学会)

【(後注) に賛成する意見】

賛成を明記する意見なし

5 【(後注) に関し、検討すべきとの意見】

団体 1 件 (日行連)

- ・ 基本的に【甲案】に賛成するが、(後注) の考え方も、法定要件の定め方とともに検討されるべきと思料する。(日行連)

10 【(後注) に反対する意見】

団体 2 件 (相続学会、札幌弁)

- ・ 裁判規範が不明確であり、裁判所の判断も困難である。(札幌弁)
- ・ 遺言内容を執行する際に手続きが不安定になる危険があり、賛成できない。(相続学会)

15

【その他の意見】

団体 1 件 (日司連)

- ・ 【乙案】に賛成するが、民法第 9 7 0 条第 1 項第 4 号の遺言者及び証人による押印要件については廃止の方向性で検討することを求める。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和 3 年法律第 3 7 号) による民法第 9 8 4 条の改正に際し、遺言者の真意が正確に記載されていることを遺言書自体により明らかにする必要があるという理由で、民法第 9 7 0 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の押印要件は維持されており、秘密証書遺言においても、真意性を確保する観点から当該要件は維持すべきであると考え。一方、民法第 9 7 0 条第 1 項第 4 号の押印要件について、その押印が果たす役割は、同条第 1 項第 1 号及び第 2 号で定める押印要件と比べて限定的であると考えられ、廃止をしても特段支障はないと考える。そのため、今後の議論において、民法第 9 7 0 条第 1 項第 4 号に係る押印については、これを廃止する方向での検討がなされることを求める。(日司連)

30

第 4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

1 作成することができる場面の規律

- (1) 船舶遭難者遺言については、現行の文言 (船舶が遭難した場合) に限らず、航空機遭難や天災その他避けることのできない事変も含まれることを規律上明確化することについて、引き続き検討する (注 1) (注 2)。

35

(注1)「天災その他避けることのできない事変」については、民法第161条と同様、「天災」とは地震、洪水などの自然力を意味し、「その他避けることのできない事変」とは暴動、戦乱などの天災と同視すべき事変を意味することを想定している。もっとも、およそ生命の危険性のない軽微な災害や暴動等については含まれるべきでないとも考えられるところ、このような考え方の当否も含め、作成することができる場面として、いかなる範囲が適切であるかについて、引き続き検討する。

(注2)「山岳における遭難」については、遭難態様も様々であることから、「天災その他避けることのできない事変」と評価できる態様であるかを個別に認定するものと整理することが考えられるところ、そのような考え方について、引き続き検討する。

(2) 一般隔離地遺言については、現行の文言(伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者)に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行うことができない場所に在る者全てを含むことを規律上明確化することについて、引き続き検討する。

(3) 死亡危急時遺言及び在船者遺言における遺言を作成することができる場面の規律については、現行法の規律を維持するものとする。

(1)について

【賛成する意見】

個人1件

団体9件(相続学会、大阪司、企実研、京都司、札幌弁、東弁、日行連、日司連、日弁連)

- ・ 広く解してその利用が普及するよう選択肢とすべきである。(個人)
- ・ 現行の解釈を明文化するものであり、賛成する。(札幌弁)
- ・ 船舶遭難者遺言について定める民法第979条第1項の趣旨は、船舶が遭難し、在船者が死亡の危急に迫った場合に、死亡危急時遺言(第976条)又は在船者遺言(第978条)の要件を遵守させることは困難な場合が多いことから、第976条及び第978条よりさらに緩和された要件の下で遺言を作成することを可能とするところにある。同様の状況は、船舶遭難に限らず、航空機遭難や、地震・洪水等の大規模自然災害により被災した者、戦乱・暴動等の天災と同視すべき事変に巻き込まれることにより、死亡の危急に迫っている者にも想定できることからすると、船舶遭難者遺言については、現行規定の範囲に限らず、航空機遭難等も含まれることを条文上明らかにすることが適切であり、その適用範囲について引き続き検討すべきである。(日弁連)

- ・ 明確化ができるのであれば、解釈の明文化を検討することは妥当である。また、地震・洪水等の大規模自然災害に被災した者や戦乱・暴動等の天災と同視すべき事変に巻き込まれた者に死亡の危急が迫っている状況において、遺言をしたいと考える者は存在すると思われ、明確化ができるのであれば、明文化を検討することは妥当である。(東弁)
- ・ 現行制度を維持し、また、解釈上認められている内容を明文化する趣旨であり、検討の方向性に賛成する。なお、「山岳における遭難」につき、山岳遭難は一定の件数が発生していることから、適用場面に含まれ得ることを、解釈上明らかにすることには意義があるものとする。(日司連)
- ・ 航空機遭難や天災その他避けることのできない事変も含まれることを規律上明確化するとの中間試案の方向性について、賛成する。なお、船舶遭難者遺言については、船舶の遭難という限定を外すのであれば、死亡危急時遺言との境界は不分明になると思われる。立法当時と異なり、現代の技術水準からすれば、作成に関する規律を分ける必要性も乏しく、「船舶遭難者遺言」を廃止し、「死亡危急時遺言」を標準的な方式とするのがよい、との意見も当会における検討において出された。(京都司)
- ・ 移動手段が多様化する現代においては、船舶以外において遭難する可能性も高く、大規模災害への備えが求められる現代の情勢を考えると、できるだけ利用できる状況を明確化することが望ましいと考える。(大阪司)
- ・ 航空機遭難について明文化を検討すること、「天災その他避けることのできない事変」につき(注1)記載のとおり解釈することに賛成する。特別の方式の遺言は、自筆証書遺言を作成することができない、例外的な場面において作成するものであるため、作成することができる場面を、死期が迫っている場合であることを含め、できる限り明文化することが望ましい。したがって引き続き検討することに賛成する。なお、(注2)は反対である。(相続学会)

【反対する意見】

反対を明記する意見なし

【その他の意見】

個人1件

団体5件(相続学会、静岡司IT、千葉司、東弁、兵庫司、)

- ・ 「航空機遭難」や「天災その他避けることのできない事変」も含まれることを条文上明確にすることに賛同するが、「天災その他避けることのできない事変」について、場面を限定する必要はないと考える。生命の危険

性のない軽微な災害や暴動等の場合をわざわざ除かずとも、現在の船舶遭難に関する規定のように、「死亡の危急に迫った」との文言があることで十分であると思われる。たしかに、「死亡の危急に迫った」ことは、必ずしも客観的なものである必要はなく、遺言者が、自己の死亡の危急が迫っているものと自覚するなど主観的に存すればよいと解されているが、単なる予想や空想、現実に見えぬ程度では、死亡の危急にあるとはいえないとされるのは、補足説明 72 頁もいうところである。「天災その他避けることのできない事変」についてだけ、それ自体に「死亡の危急との因果関係」を求めなくともよいであろう。(個人)

- 船舶遭難者遺言については、死亡危急時遺言の特則として、船舶遭難に限らず当該危難(疾病を除く)により死亡した場合の規律と位置付けるべきである。危急時遺言と船舶遭難者遺言の最も明確な差は、病床にあるか否かという点にあるといえることができる。死亡危急時遺言は遺言作成に費やすことができる時間にやや余裕がある一方、船舶遭難者遺言は想定外の事態に見舞われた場合の遺言であり、遺言作成に費やす事ができる時間は死亡危急時遺言と比較して圧倒的に少ないことに着目し、作成することができる場面及び作成方法の規律を検討すべきものとする。(千葉司)
- 船舶遭難者遺言に関する制度設計については、対象を拡張する方向で再検討すべきである。現在の特別方式における「船舶遭難者遺言」は、海難に限った狭義の遭難を前提としているものの、実際には山岳遭難による死亡・行方不明事案が年々増加しており、その社会的ニーズも顕著であるから、船舶に限らず「山岳その他の遭難」についても制度上の対象として明確に位置付けるべきである。(静岡司 I T)
- 「天災その他避けることのできない事変」については、民法 161 条と同様の解釈を想定することは妥当である。この場合における死亡の危急との因果関係の要否については、それによって死亡の危急が迫ったことが必要であるとする。特に死亡の危急が迫っていないのであれば、通常的方式で遺言をすべきだからである。なお、現行の船舶遭難者遺言では船舶遭難と死亡の危急との因果関係を求めていないこととの関係については、船舶遭難という緊急事態下では遭難した船舶に乗船しているという事実から乗船者の誰もが死の危険に直面していることが基礎づけられるのに対し、天災その他避けることのできない事変では、例えば、大地震に被災しても居住地によっては被災者が死の危険に直面したか否かが異なる等、被災の事実と死亡の危急とは直結しないことから、船舶遭難者遺言と天災事変等の遺言の場合との間で、死の危急との因果関係の要否につ

いて差を設けることには問題がないように思われる。もっとも、「天災その他避けることのできない事変」の場面を限定する在り方として、因果関係という要件により場面限定を図ることが妥当か否かを含め、より適切な場面限定の在り方自体を検討し続けることに異論を述べるものではない。(東弁)

- (注2)の山岳における遭難については、反対する。山岳における遭難については、入山前に通常の方式による遺言を作成することは可能である。また、山岳ではないが山岳遭難と同じような危険性のある場面(河川や海における水泳等による遭難、バックグラウンドスキー等による遭難、パラグライダー等による遭難等)を考えていくと、山岳のみを取り上げて明文化することは妥当ではない。そのような場面を含めて、「天災その他避けることのできない事変」と評価できる場合にはこれに含まれ得ると整理するほうが妥当である。(東弁)
- 船舶遭難者遺言の作成については、要件を厳格に規定すると、生命の危険が迫っているにも関わらず、遺言としての効力が認められないというような状況が起こりうる可能性が否定できない。船舶遭難者遺言によって作成された遺言は危急状態から回復し、遺言者が普通方式によって遺言ができるようになってから6箇月間生存した場合、同遺言は無効になることから、その適用場面は遺言者の主観的な判断で作成が可能としておくのが望ましいと考える。たとえば、「遺言者が自らの生命の危険が迫っていると判断した場合において」など、未知の状況を考慮して制定してもよいのではないかと考える。(兵庫司)
- (注2)は反対である。山岳における遭難は、天災その他避けることのできない事変により発生することもあれば、そうでない場合もある。「山岳における遭難」の場面において、天災その他避けることのできない事変により発生した遭難であるか否かを評価することは難しい。そのため、山岳における遭難を個別に取り上げるのではなく、「天災その他避けることのできない事変」を検討することで足りると考えられる。(相続学会)

(2)について

【賛成する意見】

個人2件

団体9件(相続学会、大阪司、企実研、札幌弁、東弁、日行連、日司連、日弁連、兵庫司)

- 広く解してその利用が普及するよう選択肢とすべきである。(個人)
- 現行の解釈を明文化するものであり、賛成する。(札幌弁)

- 一般隔離地遺言は、遺言の作成に公証人の関与を求めることができない場面において公正証書遺言及び秘密証書遺言に代わる方式として認められるものであるところ、このような状況は民法第977条に定める「伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者」に限定されるものではないから、現行規定の範囲に限定する必要性は乏しく、その趣旨を適用すべき範囲について引き続き検討すべきである。(日弁連)
- 異論のない解釈が存在し、それが明確化できるのであれば、その明文化を検討することに賛成する。ただし、「一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行い得ない場所に在る者」という文言はかなり抽象的であるから、例示なども考えながら明文化すべきである。(東弁)
- 自然災害、戦場等、原因や場所を限定せず、交通の自由がない状況を広く含めるべきである。(兵庫司)
- 現行制度を維持し、また、解釈上認められている内容を明文化する趣旨であり、検討の方向性に賛成する。なお、公正証書遺言のデジタル化を踏まえ、交通手段の遮断のみならず、インターネット通信環境の遮断の有無についても検討することが相当である。(日司連)
- 大雨による土砂災害などにより交通の遮断等も頻発しており、そのような状況にも対応しやすいように規律を明確化することは望ましいものと考ええる。(大阪司)
- 伝染病による隔離地だけでなく、刑務所に収監されていたり、戒厳令がしかれていたり、あるいは地震や洪水等の災害に遭ったり、暴動や戦争下にあつたりという場合も対象とすることは、古くから認められているところであり、中川善之助教授も、同条の遺言を、広く一般隔離地遺言と呼びたいといっている。地震・火山・台風大国である我が国において、災害時の「孤立」のリスクはもとより大きいといえるが、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化により、そのリスクはますます高まる傾向にある。そして、近時のコロナ禍における経験は、病気による孤立の恐怖を我々に再認識させた。そのような中、同条が、隔離地遺言に関する規定として、より一般的なものであることを明らかにすることは大きな意味があろう。(個人)
- 現行法上、伝染病に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由になしえない場所に在る者全てを含むと解釈されているため、明文化を検討することに賛成である。(相続学会)

【反対する意見】

反対を明記する意見なし

【その他の意見】

団体 2 件（京都司、千葉司）

- 5 • 隔絶地遺言については、作成することができる場面を引き続き検討すべきである。隔絶地にいる遺言者が公正証書遺言を作成することができるのであれば、隔絶地遺言は役割を終えることになるはずであるが、この点、民法（遺言関係）部会においては、隔絶地遺言を存置することを前提に本提案がなされているところである。同部会では、目立った検討がされていないところではあるが、隔絶地遺言については客観的データをもとに
10 改めて検討すべきではないかと考える。（千葉司）
- 15 • 一般隔絶地遺言（伝染病隔離者の遺言）については、その件数は統計上明らかではないが、全く利用されていないものと推察される。この制度を担う「警察官」についても、立法当時、警察行政が感染症対策等の防疫業務を担っていたことによるものであり、現代の実情に合致していない。一般隔絶地に在る伝染病隔離者にあっても、現在の技術水準からすれば、他の方式により遺言を作成することは可能であり、特にこの方式によらざるを得ない場合も想定されない。したがって、現行のままであれば、民法第 977 条は存在意義が乏しく、廃止すべきであると考ええる。しかし、「伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る」の要件を外し、
20 一般隔絶地に在る場合一般の標準的な遺言方式にするのであれば、存在意義が高まり、利用も増えると考ええる。この場合、在船者遺言は廃止すべきである。（京都司）

(3)について

【賛成する意見】

団体 8 件（相続学会、大阪司、企実研、札幌弁、東弁、日行連、日弁連、兵庫司）

- 25 • 例外的な場面にのみ用いられるべきものとして、明文で適用範囲を拡張すべきではない。（札幌弁）
- 30 • 死亡危急時遺言及び在船者遺言は、普通方式によって遺言を作成することができない特別な事情がある場合に例外的に方式要件が緩和されるものであるから、死亡危急時遺言及び在船者遺言を作成することができる場面を現行規定から拡張することは、遺言を厳格な要式行為とした趣旨が潜脱される危険があり適切でない。（日弁連）
- 35 • 死亡危急時遺言及び在船者遺言については、それらの遺言を作成することができる場面を現行規定から拡張することは相当でなく、現行法を維

持することでよいと考える。(東弁)

- ・ 改正する必要性に乏しいと考える。(兵庫司)
- ・ 現行規定の見直しの必要性は低いと考える。(大阪司)

5 **【反対する意見】**

反対を明記する意見なし

【その他の意見】

団体 1 件 (京都司)

- 10 ・ 一般隔離地遺言 (伝染病隔離者の遺言) については、その件数は統計上
明らかではないが、全く利用されていないものと推察される。この制度を
担う「警察官」についても、立法当時、警察行政が感染症対策等の防疫業
務を担っていたことによるものであり、現代の実情に合致していない。一
般隔離地に在る伝染病隔離者にあっても、現在の技術水準からすれば、他
15 の方式により遺言を作成することは可能であり、特にこの方式によらざる
を得ない場合も想定されない。したがって、現行のままであれば、民法
第 9 7 7 条は存在意義が乏しく、廃止すべきであると考え。しかし、「伝
染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る」の要件を外し、
一般隔離地に在る場合一般の標準的な遺言方式にするのであれば、存在
20 意義が高まり、利用も増えると考え。この場合、在船者遺言は廃止すべ
きである。(京都司)

2 作成方法の規律

(1) 現行法の規律

- 25 現行法の規定については、維持するものとする (注 1)。
(注 1) 特別の方式の遺言における押印要件 (民法第 9 7 6 条第 1 項、第 9 7 9 条
第 3 項、第 9 8 0 条並びに第 9 8 2 条において準用する同法第 9 6 8 条第 3
項及び第 9 7 3 条第 2 項) については、自筆証書遺言における押印要件の在
り方を踏まえて検討するものとする。

30 (2) 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した
新たな遺言の方式

- 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言については、普通の方式における
デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方についての検討を踏
まえつつ、以下の各案のうち、一つ又は複数の方式を創設することについ
て、引き続き検討する (注 2) (注 3) (注 4) (注 5) (注 6)。

(注 2) 各案においては、遺言者の指示を受けた者が、録音及び録画を同時に行う

方法により電磁的記録に記録することも許容されることを前提としている。

(注3) 船舶遭難者遺言については、特に証人の立会いが困難であったり、通信環境が不十分であったりする場面も想定されることから、証人の立会いを不要とすることも含め、より簡便な方式の規律を設けることにつき、更なる検討を要するとの考え方があるところ、広く社会に普及したデジタル技術によって適切に真意性・真正性の担保等を図ることができるかといった観点も踏まえつつ、引き続き検討する。

(注4) 各案における証人については、ウェブ会議の方法により立ち会うことができるものとするを前提としている。

(注5) 遺言者又は証人が口がきけない者であるとき又は耳が聞こえない者であるときは、通訳人の通訳により申述すること又は遺言者若しくは証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口授等に代えるものとするが考えられる。

(注6) 各案においては、現行規定と同様に、家庭裁判所における確認の手続を要するものとし、また、遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになった時から6か月間生存するときは、その効力を生じないものとするを前提としている。

ア 死亡危急時遺言

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を電磁的記録に記録し、これを遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させること。
- ③ 遺言者が、②の記録が正確なことを承認すること。
- ④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

【乙案】遺言の全文等を書面により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を筆記して、これを遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させること。
- ③ 遺言者が、②の筆記が正確なことを承認すること。
- ④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

(後注) 甲案及び乙案のほか、遺言の全内容が録音及び録画を同時に行う方法により記録された電磁的記録を作成し、証人の立会いを要件とする方式も考えられ、この方式の場合の要件は、①証人一人以上の立会いがあること、②遺言者が、遺言の趣旨を口述すること、③証人が、自己の氏名を口述すること、④遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること、⑤遺言者が、再生された④の電磁的記録を閲覧してその内容が正確なことを承認すること、⑥遺言者が、⑤の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録することが考えられる。

イ 船舶遭難者遺言

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 遺言者が、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。
- ④ 証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を電磁的記録に記録すること。

【乙案】遺言の全文等を書面により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 遺言者が、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。
- ④ 証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を筆記すること。

【丙案】遺言の全内容が録音及び録画を同時に行う方法により記録された電磁的記録を作成し、証人の立会いを要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 証人が、自己の氏名を口述すること。
- ④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

(3) 一般隔離地遺言及び在船者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式

一般隔離地遺言及び在船者遺言については、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けないものとする。

(1)について

【賛成する意見】

団体 9 件（相続学会、大阪司、京都司、札幌弁、東弁、日行連、日司連、
日弁連、兵庫司）

- 要件を厳格化することで、従前の方式に従った遺言が無効になることは、遺言者の意思を尊重する観点から妥当でない。（札幌弁）
- 特別の方式による遺言は、危急時遺言と隔絶地遺言とで若干程度は異なるものの、普通的方式による遺言が困難な状況下で作成されるものであり、作成要件を入念に確認することが必ずしも期待できないから、現行の要件を修正することには極めて慎重であるべきである。また、デジタル技術を利用した遺言の方式を設けることとした場合であっても、遺言者が必ずしもデジタル技術を利用することができるとは限らないことから、現行法の規律を維持することは妥当である。加えて、現行規定における押印要件については、自筆証書遺言及び秘密証書遺言における押印要件の在り方を踏まえて検討することが妥当である。（日弁連）
- デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けるからといって、現行法の特別の方式の遺言に関する規定を廃止する必要はない。（東弁）
- 特定の状況下においては、デジタル技術の使用が困難又は不適當となる場合も想定されることから、現行法の規定を維持する方向性に賛成する。なお、押印要件については、自筆証書遺言における押印要件の在り方を踏まえつつ、制度全体との整合性を確保する観点から、その在り方を検討すべきである。（日司連）
- 現行法の規律を維持することに賛成する。デジタル遺言を設けることとした場合であっても、現行規定を廃止する必要はない。（相続学会）

【反対する意見】

個人 1 件

- 第 977 条の解釈を条文上明確にすることが望ましいところ、同条が、「一般隔絶地遺言」に関する規定として機能するように、作成方法の規律も最低限見直す必要がある。現状のままでは特別方式としての存在価値の低さは否めない。代筆は可能であるものの、遺言書の作成、さらに原則として遺言者の署名・押印が必要とされ、他方、立会人は一定の立場にある者であるのに、やはり検認は得なければならない、とすれば、むしろ自筆証書遺言でよいと判断し、それで済んでしまっているのではないかと推測される。どのようにして警察官に立会いを依頼するのか、伝染病隔

離時に警察官や証人はどうやって立ち会うのか、といった素朴な疑問への回答も難しい。同条の立会人である警察官としては、以前は警部補以上と解されていたのに対して、戦後は、より近い存在である「巡査」も含むとされているが、それでも身近さとしては不十分であって、例えば、伝染病であればむしろ医師、刑務所であれば刑務官、災害等であれば役所・役場職員（範囲については別途考慮を要する）等々の立会人の拡充を検討すべきである。自筆証書遺言を作成できる状況にあっても、まさに公証人の関与する遺言を作成できないことを補うために用意された方式であることを改めて想起すべきであろう。また、一般隔離地遺言に死亡の危急が重なった場合への配慮も必要ではなかろうか。在船者遺言には、その危急時の遺言として民法979条船舶遭難者遺言が用意されているのだから、一般隔離地遺言にも危急時遺言が必要なのではないだろうか。この点、一般隔離地にあつて死亡の危急に至り、一般危急時遺言の要件を満たすことのできないときは、船舶遭難者遺言の規定を準用して、口頭での遺言を認めてよいのではないか。（個人）

【その他の意見】

団体2件（相続学会、千葉司）

- 船舶遭難者遺言については、死亡危急時遺言の特則として、船舶遭難に限らず当該危難（疾病を除く）により死亡した場合の規律と位置付けるべきである。死亡危急時遺言と船舶遭難者遺言の最も明確な差は、病床にあるか否かという点にあるということができる。死亡危急時遺言は遺言作成に費やすことができる時間にやや余裕がある一方、船舶遭難者遺言は想定外の事態に見舞われた場合の遺言であり、遺言作成に費やす事ができる時間は死亡危急時遺言と比較して圧倒的に少ないことに着目し、作成することができる場面及び作成方法の規律を検討すべきものとする。（千葉司）
- 現行法の規律を維持することは賛成するが、一般隔離地遺言については、現行法上でも、先般のコロナウイルスにより行政から隔離処分を受けた場合が含まれると考えられるところ、自筆証書遺言も作成できないほどに死亡の危急に迫った場合であっても、現行法の要件である警察官1人及び証人1人以上の立会いは不可能である。一般隔離地遺言を作成できる場面を引き続き検討する場合、要件も併せて検討する必要がある。（相続学会）

(2)の（注2～（注5）について

団体 2 件（東弁、日行連）

- （注 2）から（注 6）を含め、引き続き検討することにつき賛成する。
死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言において、デジタル技術を活用して遺言が可能となるようにすることは、遺言者の最終意思を反映させる手段を増やすものとして歓迎される。例えば、船舶遭難時であっても、インターネット回線が使用できれば、ウェブ会議の方法で証人の確保ができる場合もあり得ると思え、このような場合に遺言を可能とすることは、引き続き検討されてよいと考える。（東弁）
- （注 2）の「遺言者の指示を受けた者」の資格について、作成された遺言の全文等若しくは作成の状況の記録について電磁的記録が活用される以上、当該電磁的記録の信憑性を確保する必要性は自筆証書遺言の方式の場合と同等またはそれ以上に高いとする観点から、法律上、他人の意思表示に係る書類の作成を業とする者に限定することが望ましいのではないか。（日行連）
- （注 5）の「証人」について、ウェブ会議の方法により立ち会う場合、当該ウェブ会議の方法により立ち会う証人の本人確認及び認証の規律を定めるとともに、少なくとも証人を構成する者として医師及び法律上他人の意思表示に係る書類の作成を業とする者を含めることが望ましいのではないか。（日行連）

(2)アについて

【甲案に賛成する意見】

個人 1 件

団体 6 件（相続学会、大阪司、神奈川司、札幌弁、東弁、日弁連）

- 【甲案】と【乙案】の両方を導入すべきと考える。危急時において。電磁的記録と書面のどちらで遺言を作成できるか分からないため、柔軟に対応できる制度を設ける必要がある。一つの方法に絞る必要はない。（個人）
- 証人の人数要件を録音録画によって緩和することは、デジタル化によって遺言を容易にするものとして有益である。（札幌弁）
- 証人の人数要件については、危急時であり証人確保の時間が限られているため緩和の必要性があり、他方で録音・録画により最低限度の真意性・真正性を確保できること、遺言の日から 20 日以内に家庭裁判所に請求して確認の手続を経る必要があり、また普通方式による遺言をなし得るようになってから 6 か月間生存するときは失効するなど効力が限定されていることから緩和の許容性が認められると考える。また、ウェブ会議の

方法を用いた証人の立会いを可能とすることは、デジタル技術を活用して遺言を作成し得る場面を拓げるものとして有用であり、ウェブ会議によっても真意性・真正性の担保が困難とも認められないことから、適切である。加えて、証人の署名・押印が有していた遺言の完成や証人が誰であるかを証明する機能は、録音・録画により代替できると考えられることから、証人の署名・押印を不要とすることは適切である。(日弁連)

・ 死亡危急時という緊急時においては、遺言者がとりうる方法をできるだけ認めるべきであり、一つの方式に限定することは相当ではない。現行と同様に家庭裁判所による確認の手続きをもって真意性を確認する前提であれば、いずれの案も現行の方式と比較して適切であると考ええる。(神奈川司)

・ 【甲案】は、現行法の課題である「遺言者が遺言書を承認した痕跡が残らない」点について、④により、③遺言者が②の証人による記録・筆記が正確なことを承認する状況が録音・録画されるという手続きによって現行法の課題を克服しようとしている。この提案は、現行法の課題をデジタル技術で克服しようとするものであり、引き続き検討されるべき提案であると考ええる。(東弁)

・ 多様な状況下において作成する選択肢を増やしておく意義があると考ええる。(大阪司)

・ 特別の方式の遺言を作成する場合とは、自筆証書遺言を作成することができないほど死亡の危急に迫った場合であるため、デジタル遺言が可能となるのであれば、遺言書作成の可能性が拡大することとなり遺言を作成しやすくなる。したがって、各案のうち一つ又は複数の方式を創設することを引き続き検討することに賛成である。死亡危急時遺言の場合、遺言書の作成は口授を受けた証人が早急に誤記載なく作成することが求められるところ、デジタル技術が発達した今日においては、筆記で作成するよりも電磁的記録で作成した方が、早急に誤記載なく作成するという点で【甲案】は優れており、検討の余地がある。(相続学会)

【乙案に賛成する意見・条件付きで賛成する意見】

個人 1 件

団体 7 件 (相続学会、大阪司、神奈川司、札幌弁、東弁、日弁連、兵庫司、)
(賛成する意見)

・ 【甲案】と【乙案】の両方を導入すべきと考ええる。危急時において。電磁的記録と書面のどちらで遺言を作成できるか分からないため、柔軟に対応できる制度を設ける必要がある。また、一つの方法に絞る必要

はない。(個人)

- ・ 証人の人数要件を録音録画によって緩和することは、デジタル化によって遺言を容易にするものとして有益である。(札幌弁)

- ・ 証人の人数要件については、危急時であり証人確保の時間が限られているため緩和の必要性があり、他方で録音・録画により最低限度の真意性・真正性を確保できること、遺言の日から20日以内に家庭裁判所に請求して確認の手続を経る必要があり、また普通方式による遺言をなし得るようになってから6か月間生存するときは失効するなど効力が限定されていることから緩和の許容性が認められると考える。また、ウェブ会議の方法を用いた証人の立会いを可能とすることは、デジタル技術を活用して遺言を作成し得る場面を拓けるものとして有用であり、ウェブ会議によっても真意性・真正性の担保が困難とも認められないことから、適切である。加えて、証人の署名・押印が有していた遺言の完成や証人が誰であることを証明する機能は、録音・録画により代替できると考えられることから、証人の署名・押印を不要とすることは適切である。(日弁連)

- ・ 死亡危急時という緊急時においては、遺言者がとりうる方法をできるだけ認めるべきであり、一つの方式に限定することは相当ではない。現行と同様に家庭裁判所による確認の手続きをもって真意性を確認する前提であれば、いずれの案も現行の方式と比較して適切であると考ええる。(神奈川司)

- ・ 【乙案】は、現行法の課題である「遺言者が遺言書を承認した痕跡が残らない」点について、④により、③遺言者が②の証人による記録・筆記が正確なことを承認する状況が録音・録画されるという手続きによって現行法の課題を克服しようとしている。現行法の課題をデジタル技術で克服しようとするものであり、引き続き検討されるべき提案である。(東弁)

- ・ 多様な状況下において作成する選択肢を増やしておく意義があると考ええる。(大阪司)

- ・ 特別の方式の遺言を作成する場合とは、自筆証書遺言を作成することができないほど死亡の危急に迫った場合であるため、デジタル遺言が可能となるのであれば、遺言書作成の可能性が拡大することとなり遺言を作成しやすくなる。したがって、各案のうち一つ又は複数の方式を創設することを引き続き検討することに賛成である。(相続学会)

(条件付きで賛成する意見)

- ・ 【乙案】については遺言者の意思を書面化し、それを遺言者に読み聞

かせる、または遺言者自らが閲覧確認してその内容を承認し、その場面を録音・録画するというものである。録音・録画は現行法下においても多くの実務家が実施していると思われる。(兵庫司)

5 • 【甲案】においては検認手続きや遺言執行の際にどのように対応していくのか課題があり、それと比較して【乙案】は書面をもって遺言が作成されるので執行時の負担を考えると【乙案】の方が優れていると考える。(兵庫司)

10 • 死亡危急時遺言は緊急性が高く、普通方式の遺言の作成が困難な状況にあるため、簡便かつ迅速に遺言の作成をする必要がある。しかし、そこにだけとらわれて新制度を悪用されないよう、遺言者の最後の言葉を正確に残す必要があるのではないかとと思われる。また、【甲案】および【乙案】の両方式において、証人1人で作成可能というのは、第三者が遺言者を錯誤に陥らせて遺言を作成させたり、強要して遺言を作成させたりするような状況を作り出す可能性も否定できないため、後日
15 の検証のためにも証人は複数人の方が望ましいと考える。(兵庫司)

【(後注) に賛成する意見】

団体3件(相続学会、札幌弁、東弁)

20 • 証人の人数要件を録音録画によって緩和することは、デジタル化によって遺言を容易にするものとして有益である。(札幌弁)

25 • (後注)の提案も、現行法の課題をデジタル技術で克服しようとするものであり、引き続き検討されるべき提案であると考え。もっとも、口述した内容がそのまま遺言となるため、一覧性及び可読性がなく、遺言内容が意味不明瞭となる懸念(特に、金融機関に対する手続きや登記手続きは
30 どうするのかという懸念)があるから、【甲案】・【乙案】が主に検討されるべきである。(東弁)

35 • 特別の方式の遺言を作成する場合とは、自筆証書遺言を作成することができないほど死亡の危急に迫った場合であるため、デジタル遺言が可能となるのであれば、遺言書作成の可能性が拡大することとなり遺言を作成しやすくなる。したがって、各案のうち一つ又は複数の方式を創設することを引き続き検討することに賛成である。(後注)の方法については、
【甲案】、【乙案】は、証人が遺言者に読み聞かせ、遺言者が正確であることを承認するにしても、その過程に誤りが介入することもありうるため、口述した内容がそのまま遺言となることは、証人とのやり取りにおいて誤りが介入する可能性が低くなるという点で優れており、検討の余地がある。(相続学会)

【(後注) に反対する意見】

団体 2 件 (神奈川司、日弁連)

- 遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録自体が遺言となるため、一
覧性及び可読性がなく、遺言執行に障害がある。(日弁連)
- 遺言が文字化されないことにより、執行の段階で混乱を生じ、遺言内容
の実現が困難になる懸念がある。(神奈川司)

【いずれの案についても反対する意見】

個人 1 件

団体 3 件 (信託協会、京都司、千葉司)

- 証人を「三人以上」から「一人以上」にすることについては、慎重であ
るべきである。利害関係を有する者により遺言者の真意が曲げられたり
する可能性は、作成過程を録音・録画することでは解消できない。証人は、
複数であることを必要とすべきである。証人同士が牽制・意識し合う環境
が求められる。また、証人が二人いても、一方がウェブ会議により出席す
る場合には、その者は、遺言者をめぐる遺言時の環境を十分に把握できず、
証人としても不十分なところがあるだけでなく、「牽制」の機能も働きづ
らいことから、ウェブ会議の利用は避けるべきである。証人が一人、かつ、
ウェブ会議による出席は、到底考えられない。一般危急時遺言については、
遺言の日から 20 日以内に、遺言が遺言者の真意に出たものであるのか
を判定する確認の審判を受けなければならないが、裁判所は、真意に出たも
のであるとの心証を得なければ、確認することができないが、確認は、遺言
の効力を終局的に確定するものではなく、立法時の議論でも、「遺言者ノ
眞實ノ意思ニ出デタル心證ト云フコトハ是ハ裁判官ニドウシテ分ルカ分
リ様ガナイ」と指摘されたように、形式的なものにとどまる懸念を払拭し
えない。後に大きなトラブルとなる可能性を増やさず(無効となるケース
が増えるのは、改正が求めるところではないであろう)、作成段階で一定
程度の真意の確保を図るべきである。一般危急時遺言の要件を緩めるこ
とには慎重を期したい。船舶遭難という隔絶地の危急時遺言とは状況が
まったく異なることを付言する。(個人)
- 死亡危急時遺言についてはデジタル技術を活用した新たな遺言の方式
は必要ない。臨終に際して初めて身の者に遺志を口述することが通常
行われていた明治民法制定時から、遺言者の積極的な意思に基づく遺言
によって相続に係る課題を解決していく社会へと移行行く現代において、
危急時遺言は、船舶遭難時に類する突発的な事態が生じた場合の方式と

して整理すべきと考える。死亡危急時遺言（一般危急時遺言）については、現行の方式をもって足り、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設ける必要性は乏しい。（千葉司）

- 5 • 死亡危急時遺言におけるデジタル技術を活用した遺言方式の創設については、反対する。死亡危急時遺言は、死亡の危急にある者が、今まで遺言書を作成しなかったか、あるいは、既に作成した遺言を変更する必要があると考え、あえてこの期に及んで遺言書を作成するものであり、平常時に遺言書を作成するのとはまったく趣旨が異なる。死亡の危急にある遺言者があえてこの期に及んで遺言書を作成しようとするのは、以前に作成した遺言書や遺言書を作成しない場合の遺産分割協議であれば、遺言者の意思が反映されないとか、法定相続分とは異なる割合で一部の相続人に相続させたいとか、あるいは相続人以外の者に遺贈したいとか、種々の理由が考えられるが、そのような特別な事情があるにもかかわらず、今まで遺言書の作成又は変更をせず、死亡の危急という緊急の事態になって、推定相続人の意思に反する内容（作成済みの遺言書や遺産分割では遺言者の意思が反映されない。）の遺言書を作成するのであるから、遺言者の真意を確認するための厳格な手続が求められて然るべきであり、現行法の要件を緩和する必要性はないと考える。また、現在のデジタル技術においても、遺言者の真意に反する偽造や変造がされた動画を容易に作成
10 することもでき、デジタル技術を悪用する技術が日進月歩で進んでおり、悪用されるリスクがあまりにも高く、現時点で、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けるのは、却って遺言者の真意に反した偽造や変造がされた遺言が作成されることを助長することになりかねない。また、証人1人以上の立会を要件としているが、死亡の危急にある者が、この期
15 に及んで、いかなる理由であえて遺言書を作成し、又は変更しようとしているのか、その真意を確認するには、少なくとも複数の証人の立会により確認すべきであり、この点についても問題があると考え。（京都司）
- 20 • 死亡危急時遺言においてデジタル技術を活用した遺言方式を認めるのであれば、デジタル技術を活用した自筆証書遺言と異なる場面がなく、採用する必要はないと考える。（京都司）
- 25 • 20日以内に裁判所へ提出する必要があるとはいえ、動画等の偽造技術が発達する中、証人一人で作成できる制度とする場合、死期が迫り通常
30 の精神状態ではないような特定の高齢者を狙った犯罪等が行われる可能性もあると考える。また普通方式の【甲案】が成立する場合、新たな死亡危急時遺言を加えることによるメリットとなる領域は少ないとも言える
35 と考える。そもそも、【甲案】が成立しない場合でも、新設すべきではない

と考える。(信託協会)

【その他の意見】

団体7件(最高裁、PGS、企実研、静岡司IT、日行連、日司連、兵庫
司、)

- 死亡危急時遺言については、普通の方式における【乙案】との制度補完関係を考慮しつつ、真正性の確保と制度利用の柔軟性を両立させる制度設計が必要であるため、濫用防止の観点から、証人の資格に制限を設けるべきである。普通の方式における【乙案】のように、法務局によるオンライン保管を前提とする制度は、開庁時間・営業日等に制約を受けるため、土日・夜間・年末年始などの非常時には遺言を遺すことが困難となるおそれがある。したがって、死亡危急時遺言における柔軟な制度設計(証人と録音・録画による意思確認)は、【乙案】では対応しきれない時間帯や場面を補完するものとして、制度上の意義を持つものである。また、証人1名で足りるとする制度は、簡便である反面、遺言者の意思確認に対する信頼性や、後日の争いを防ぐための抑止力が弱くなるおそれがあるため、証人が一定の公的資格を有する専門家に限られるといった制限を設けることにより、真正性の確保と制度の信頼性を維持すべきである。具体的には、証人が医師、弁護士、司法書士等の有資格専門職である場合には、証人1名と録音・録画によって足りるものとし、これら以外の者が証人となる場合には、証人2名を必要とする構造とすべきである。また、証人がその場に立ち会ったこと、及び遺言者に意思能力があったことを確認する義務についても、制度上明文化し明確に定める必要がある。このような制度設計により、濫用防止と利便性との調和が図られ、特に在宅医療や介護施設等における実務にも柔軟に対応可能な制度といえる。(静岡司IT)

- 【甲案】及び【乙案】の内容を基本に検討すべきであるが、死亡危急時遺言について、特別方式としてデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けるか否かは、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の創設の方向性を踏まえて検討すべきである。すなわち、死亡危急時遺言については、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式が利便性の高いものになれば、あえて死亡危急時遺言についてデジタル技術を活用した新たな方式を設けなくても、実務上対応可能となる余地がある。もっとも、死亡の危急に迫られており時間的猶予のない状況下では、【乙案】における公的機関による保管が困難となるおそれがある。そこで、特別の方式としての遺言のデジタル化の必要性が残る場面も想定され、その場合、死亡危急時遺言においては、証人による文書化

された情報の作成が困難な場面は多くないと考えられる上、遺言の内容は、遺言者の最終意思の実現のためにも、一覧性及び可読性のある文書化された情報とすることが望ましい。(日司連)

5 • 【甲案】と【乙案】の主な相違点は、遺言の全文等を電磁的記録により作成するか、書面により作成するかという点であり、死亡の危急に迫ったという状況においては、環境等に応じて複数の選択を可能とすることが望ましい。(日司連)

10 • 証人の人数要件については、遺言者が口授する状況等を撮影した録音・録画による電磁的記録が存在することから、現行規定よりも緩和することに賛成する。もっとも、親族又は遺言によって利益を得ようとする者から証人となることを求められた場合には、遺言の真意性の確保が後退することが懸念される。このため、証人の資格要件として、高度な倫理観を有し、かつ、中立的な立場にある職業専門家等に限定すること等も考えられる。また、遺言者が口授する際に音声入力機能を併用し、証人に依拠せず

15 ずに自らの口授内容を文字情報として電磁的に記録する方法も、引き続き検討する必要があるものとする。(日司連)

20 • 外国に居住している証人がウェブ会議の方法により立ち会って遺言がされた場合、遺言確認の審理において、現行法下では、外国に居住する証人に対してウェブ会議等の方法で審問等を行うことは基本的にできないとされていることを予め注意喚起すべきであると思われる。(最高裁)

• デジタル技術を活用した新たな遺言につき確認手続を要する場合、検認と同様に、動画の媒体や動画形式によっては口述状況の動画の確認(再生)ができない可能性がある。(最高裁)

25 • 【甲案】については、さらなる検討が必要と考える。「デジタル遺言」と聞いて多くの国民がイメージするのは、ビデオレターのように遺言者本人が直接カメラに遺言の内容を話し、それを記録したものを遺言とすると思われるが、【甲案】においては証人が遺言内容を伝えるというものであり、国民がイメージするであろう「デジタル遺言」のイメージと乖離するのではないかと考える。(兵庫司)

30 • 【甲案】においては検認手続きや遺言執行の際にどのように対応していくのか課題があり、それと比較して【乙案】は書面をもって遺言が作成されるので執行時の負担を考えると【乙案】の方が優れていると考える。

35 • 死亡危急時遺言は緊急性が高く、普通方式の遺言の作成が困難な状況にあるため、簡便かつ迅速に遺言の作成をする必要がある。しかし、そこにだけとらわれて新制度を悪用されないよう、遺言者の最後の言葉を正確に残す必要があるのではないかとと思われる。また、【甲案】および【乙案】

の両方式において、証人1人で作成可能というのは、第三者が遺言者を錯誤に陥らせて遺言を作成させたり、強要して遺言を作成させたりするような状況を作り出す可能性も否定できないため、後日の検証のためにも証人は複数の方が望ましいと考える。(兵庫司)

- 5 • 【甲案】、【乙案】のいずれについてもそのメリット・デメリットに理由があり、現時点でその優劣を判定することは困難であるが、それぞれの案のメリットを最大限に活かせるような方式を構築するべく、各案の(注)に示された論点をさらに検討することが重要である。(日行連)
- 10 • スマートフォンを活用したデジタル遺言に「Hash Shot」の技術を活用すれば、録音録画の真正性を確保できる。(PGS)
- 15 • 死亡危急時遺言につき本研究会では、電磁的記録のみでは書面によって作成するものと比べて本人の意思確認が困難であるとの理由から【乙案】の方が良いとする意見が存在した。一方、必ずしも【甲案】が書面の存在を当然に否定しているわけではなく、また、状況によっては電磁的記録を残しやすい場合やその逆の場合もあり、さらに、タブレットのような電子デバイスを用いることで紙と同様に遺言者に対する読み聞かせ・閲覧を容易にすることが可能であることから、【甲案】で良いとする見解が大勢を占めた。(企実研)
- 20 • 議論の前提として、紙を排斥する趣旨なのか、どのような場面(例えば証人は生きていることを前提としているのか、単なる録画ではなくオンライン会議を想定しているのか等)につき不分明な箇所が多いとの意見も述べられた。規律を設けるにあたっては、前提条件につきよりわかりやすくすべきである。(企実研)

25 (2)イについて

【甲案に賛成する意見】

個人1件

団体5件(相続学会、札幌弁、東弁、日弁連、兵庫司)

- 30 • 【甲案】【乙案】【丙案】の3案全てを導入すべきと考える。遭難時において。電磁的記録と書面のどちらで遺言を作成できるか分からないため、柔軟に対応できる制度を設ける必要があるため。また、一つの方法に絞る必要はない。(個人)
- 35 • 証人の人数要件を録音録画によって緩和することは、デジタル化によって遺言を容易にするものとして有益である。(札幌弁)
- 証人の人数要件については、危急時であり証人確保の時間が限られているため緩和の必要性があり、他方で録音・録画により最低限度の真意性・

真正性を確保できること、遅滞なく家庭裁判所に請求して確認の手続を経る必要があり、また普通方式による遺言をなし得るようになってから6か月間生存するときは失効するなど効力が限定されていることから緩和の許容性が認められると考える。また、ウェブ会議の方法を用いた証人の立会いを可能とすることは、デジタル技術を活用して遺言を作成し得る場面を拓げるものとして有用であり、ウェブ会議によっても真意性・真正性の担保が困難とも認められないことから、適切である。加えて、証人の署名・押印が有していた遺言の完成や証人が誰であることを証明する機能は、録音・録画により代替できると考えられることから、証人の署名・押印を不要とすることは適切である。(日弁連)

- ・ 現行の方式に加えて、【甲案】・【乙案】・【丙案】の各案を採用することは望ましい。死の瞬間が迫っている状況においては、遺言者も法定の要件を充足する余裕もないと考えられる。選択肢を多く用意し、いずれかの要件を具備すれば遺言の成立を認めるとすることで、遺言者の利益の確保につながる。(兵庫司)
- ・ 特別の方式の遺言を作成する場合とは、自筆証書遺言を作成することができないほど死亡の危急に迫った場合であるため、デジタル遺言が可能となるのであれば、遺言書作成の可能性が拡大することとなり遺言を作成しやすくなる。したがって、各案のうち一つ又は複数の方式を創設することを引き続き検討することに賛成である。【甲案】は、筆記で作成するよりも電磁的記録で作成した方が、早急に誤記載なく作成するという点で優れており検討の余地がある。(相続学会)

【乙案に賛成する意見】

個人1件

団体5件(相続学会、札幌弁、東弁、日弁連、兵庫司)

- ・ 【甲案】【乙案】【丙案】の3案全てを導入すべきと考える。遭難時において。電磁的記録と書面のどちらで遺言を作成できるか分からないため、柔軟に対応できる制度を設ける必要があるため。また、一つの方法に絞る必要はない。(個人)
- ・ 証人の人数要件を録音録画によって緩和することは、デジタル化によって遺言を容易にするものとして有益である。(札幌弁)
- ・ 証人の人数要件については、危急時であり証人確保の時間が限られているため緩和の必要性があり、他方で録音・録画により最低限度の真意性・真正性を確保できること、遅滞なく家庭裁判所に請求して確認の手続を経る必要があり、また普通方式による遺言をなし得るようになってから

6 か月間生存するときは失効するなど効力が限定されていることから緩和の許容性が認められると考える。また、ウェブ会議の方法を用いた証人の立会いを可能とすることは、デジタル技術を活用して遺言を作成し得る場面を拓げるものとして有用であり、ウェブ会議によっても真意性・真正性の担保が困難とも認められないことから、適切である。加えて、証人の署名・押印が有していた遺言の完成や証人が誰であることを証明する機能は、録音・録画により代替できると考えられることから、証人の署名・押印を不要とすることは適切である。(日弁連)

• 現行の方式に加えて、【甲案】・【乙案】・【丙案】の各案を採用することは望ましい。死の瞬間が迫っている状況においては、遺言者も法定の要件を充足する余裕もないと考えられる。選択肢を多く用意し、いずれかの要件を具備すれば遺言の成立を認めるとすることで、遺言者の利益の確保につながる。(兵庫司)

• 特別の方式の遺言を作成する場合とは、自筆証書遺言を作成することができないほど死亡の危急に迫った場合であるため、デジタル遺言が可能となるのであれば、遺言書作成の可能性が拡大することとなり遺言を作成しやすくなる。したがって、各案のうち一つ又は複数の方式を創設することを引き続き検討することに賛成である。(相続学会)

【丙案に賛成する意見】

個人 1 件

団体 5 件 (相続学会、札幌弁、東弁、日弁連、兵庫司)

• 【甲案】【乙案】【丙案】の 3 案全てを導入すべきと考える。遭難時において。電磁的記録と書面のどちらで遺言を作成できるか分からないため、柔軟に対応できる制度を設ける必要があるため。また、一つの方法に絞る必要はない。(個人)

• 証人の人数要件を録音録画によって緩和することは、デジタル化によって遺言を容易にするものとして有益である。(札幌弁)

• 船舶遭難者遺言が作成される場面は、死亡危急時遺言と比べても極めて緊急性が求められることが想定され、遺言内容を文字情報で作成することすら困難な場面も考えられるから、例外的に遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録を遺言とすることも許容し得ると考える。(日弁連)

• 船舶遭難時という危急時に口頭で一気に遺言をすることをデジタル技術で可能とするもので、提案自体には魅力がある。もっとも、「遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録が遺言となるため、一覧性及び可読性がなく、円滑かつ迅速な執行が困難になるおそれが否定できない。」とい

う課題もあり、特に、金融機関に対する手続きや登記手続きはどうするかという問題もあるから、【甲案】・【乙案】を主として検討すべきである。(東弁)

- 5 現行の方式に加えて、【甲案】・【乙案】・【丙案】の各案を採用することは望ましい。死の瞬間が迫っている状況においては、遺言者も法定の要件を充足する余裕もないと考えられる。選択肢を多く用意し、いずれかの要件を具備すれば遺言の成立を認めるとすることで、遺言者の利益の確保につながる。(兵庫司)
- 10 特別の方式の遺言を作成する場合とは、自筆証書遺言を作成することができないほど死亡の危急に迫った場合であるため、デジタル遺言が可能となるのであれば、遺言書作成の可能性が拡大することとなり遺言を作成しやすくなる。したがって、各案のうち一つ又は複数の方式を創設することを引き続き検討することに賛成である。口述した内容がそのまま遺言となることは、証人とのやり取りにおいて誤りが介入する可能性が低
- 15 くなるという点で優れており、検討の余地がある。(相続学会)

【その他の意見】

個人 1 件

20 団体 10 件 (大阪司、PGS、企実研、京都司、最高裁、静岡司IT、千葉司、日行連、日司連、兵庫司)

- 25 緊急の場合であることが多く、証人が果たしているかどうかも怪しい中で、そのような体制が整えられるかという点に疑問がある。本人確認ができる情報を述べた中で、録音録画の中に入れた上でデータを保有(そもそもウェブ会議が繋がる状況かも怪しい)すれば良いというふうにすれば、本人の意思に沿うという遺言制度の本来の目的に適うのではないか。(個人)
- 30 船舶遭難者遺言については、当該危難により死亡しなかった時はその効力を生じないものとし、遺言者が口頭で遺言しその状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録することを要件とすべきである。「船舶が遭難した場合」という作成することができる場面の規律を明確化したうえで、979条を遺言者単独で録音及び録画を同時に行う方法により有効な遺言を作成できる規律とすることこそ、デジタル技術を活用した遺言の方式として検討に値するものとする。(千葉司)
- 35 遭難状況下では、証人を得て正式な遺言形式を備えることが困難であり、スマートフォンやタブレット端末に動画・音声・テキスト等で遺言内容を記録する例が多く存在する上、遺言者が家族や友人等にSNSやメ

ッセージアプリを通じて遺言意思を送信する事例も現実に見られる。したがって、①遭難状況下において遺言者が自身の端末に残した映像・音声・メッセージ等のデータについては、死亡危急時遺言に準じた特例的な遺言として取り扱うこと、②遺言者が第三者に送信した電子的メッセージ（動画・音声・テキスト等）についても、内容および状況により、遺言としての意思表示と認める余地を制度上設けることなどの柔軟な運用を制度上認めるべきである。加えて、証人に関しても、その認定方法について柔軟性を持たせるべきであり、①遭難をともにしていた同行者（家族・知人・登山仲間など）が状況を証言できる場合には、その者を証人と認めること、②単独行動中の遭難（ソロ登山など）の場合であっても、遺言者が遭難直前にビデオ通話等を通じて遺言の意思を述べ、その内容を相手方が録音・録画等の形で記録しているときは、その記録を証人の代替として認める柔軟な運用を導入すべきである。これらの証拠が存在する場合には、家庭裁判所の確認手続において、その内容や信頼性を審査可能とする制度設計を行う必要がある。（静岡司IT）

- 船舶遭難者遺言については、【丙案】を基本としつつ、遭難現場での実現可能性を具体的に想定した上で検討することが妥当であると考え。船舶遭難者遺言船舶遭難や航空機遭難等、生命の危険が切迫した局面においては、証人が遺言の趣旨や氏名を記録又は筆記することは、現実的に困難な場合が多いと想定される。このような状況下で実際に利用され得るのは、【丙案】のように録音・録画により遺言を電磁的に記録する方式であると考え。もっとも、【丙案】による方式であっても、たとえば遺言者が遭難時に真っ先に連絡を試みるのは最も親しい者（多くは証人欠格者に該当する親族等）であると思われる。仮に、航空機遭難の場面で機内Wi-Fi等を利用し、親族等にビデオ通話等を行い、その場に同乗していた第三者が証人となることができた場合や、通話先の家族のもとに第三者が証人として同席していたような状況で、証人及び立会人の欠格事由に該当している者が船舶遭難者遺言の作成の場に同席していた場合、【丙案】の要件を満たすと評価できるのか疑義が残る。また、【丙案】の方式によって作成された電磁的記録が、遺言者本人が保有する端末等ではなく、証人や家族の保有する端末等、他者の端末等に保存されていた場合に、通信経路における改変やフェイク動画等のリスクから、当該電磁的記録を遺言と認めることができるかについても引き続き検討する必要がある。（日司連）
- 生命の危機が迫り、かつ、時間的猶予が極めて限られる状況では、証人の立会いが困難な場合や、インターネット通信環境が遮断されているこ

とも想定され、そのような状況下で、例えば、証人の立会いはないものの、遺言者本人が保有するスマートフォン等の端末に、録画及び録音を行う方法により作成された電磁的記録の遺言が保管されていた場合には、遺言者自身が保有する端末等に保存されたものであることから、真意性・真正性が確保され、また、家庭裁判所による確認の手續までの期間等を考慮すると、第三者による偽造・変造のリスクも低いと考えられる。このように、「遺言者本人が保有する端末等に電磁的記録が保管されていること」など一定の条件を満たす場合に限定して、証人要件を不要とすることも検討する余地があると思われ、このような方法で作成された電磁的記録を、法的効力のある遺言として認めることが、デジタル技術を活用した新たな遺言制度の方向性に合致すると考える。したがって、船舶遭難者遺言については、証人要件の在り方を含め、実現可能性を具体的に想定した上で、適切な制度設計となるよう、引き続き検討すべきである。(日司連)

- 船舶遭難者遺言においては、遺言を記録した電子機器が失われる可能性が高いことから、メール等で送信されたデータであっても有効とするということを検討する余地は十分にあると考える。(兵庫司)

- 死の迫っている状況で必ずしも証人の立会が可能であるわけではないので、証人がいないような状況であったとしても、遺言を残すことができるという方法を将来的に検討してもよいと考える。(兵庫司)

- 船舶遭難者遺言においても、死亡危急時遺言と同様に、デジタル技術を活用した遺言方式を別に創設する必要はないとの意見もあった。(京都司)

- 船舶遭難者遺言については、作成ができる場面に遭遇した場合に、一般的な感覚として証人を用意して遺言を行うことは考えにくい、家族などの近親者と通話を行いその通話記録を遺言として残すことは十分にあり得ると思われる。証人がいないことで遺言者の意思の確認が不安定になる可能性もあるが、緊急事態であることやデジタル技術を駆使すればさまざまな見地からの検証が可能であることを考えると、デジタル技術を活用した船舶遭難者遺言の方式においては、証人の立会を必要とするかについて検討すべきであると考え。(大阪司)

- 【甲案】、【乙案】、【丙案】のいずれについてもそのメリット・デメリットに理由があり、現時点でその優劣を判定することは困難であるが、それぞれの案のメリットを最大限に活かせるような方式を構築するべく、各案の(注)に示された論点をさらに検討することが重要であると思料する。ただし、この場合におけるデジタル技術の活用については、遺言が作成される状況の切迫性に鑑み、フェイク等による偽造等の危険性は、ここまで検討されてきた他の方式による場合よりも高くはないと思われることか

ら、より柔軟な規律を採用することも許容されるものと思料する。(日行連)

- スマートフォンを活用したデジタル遺言に「H a s h S h o t」の技術を活用すれば、録音録画の真正性を確保できる。(PGS)
- 5 • 外国に居住している証人がウェブ会議の方法により立ち会って遺言がされた場合、遺言確認の審理において、現行法下では、外国に居住する証人に対してウェブ会議等の方法で審問等を行うことは基本的にできな
とされていることを予め注意喚起すべきであると思われる。(最高裁)
- 10 • デジタル技術を活用した新たな遺言につき確認手続を要する場合、検認と同様に、動画の媒体や動画形式によっては口述状況の動画の確認(再生)ができない可能性がある。(最高裁)
- 船舶遭難者遺言につき本研究会では特段の確定的な意見はなかったものの、そもそも船舶遭難者遺言が発生する状況がレアケースであることから、そうであればスマートフォンを用いて録画したデータをそのまま
15 船舶遭難者遺言として認めてもよいのではないかといった【丙案】(の先)の意見が述べられている。(企実研)
- 議論の前提として、紙を排斥する趣旨なのか、どのような場面(例えば証人は生きていることを前提としているのか、単なる録画ではなくオン
20 ライン会議を想定しているのか等)につき不分明な箇所が多いとの意見も述べられた。規律を設けるにあたっては、前提条件につきよりわかりやすくすべきである。(企実研)

(3)について

【賛成する意見】

25 団体7件(企実研、京都司、札幌弁、東弁、日行連、日司連、日弁連)

- 緊急性が乏しい場面であり、デジタル技術を活用できるのであれば、W e b 会議の方法による公証人を関与させれば足りる。(札幌弁)
- 一般隔絶地遺言及び在船者遺言は、公証人が遺言作成に関与できない場面下において公正証書遺言及び秘密証書遺言に代わる方式として認められるものであるところ、公正証書に係る一連の手続のデジタル化により
30 ウェブ会議の方法を利用した公正証書遺言の作成が認められたことから、一般隔絶地遺言及び在船者遺言について、デジタル技術を活用した新たな規律を設ける要請は乏しく、その方式も想定できない。(日弁連)
- 自筆証書遺言の方式がデジタル技術を利用した新たな方式にまで拡大
35 されれば、一般隔絶地等であっても、新たな方式で自筆証書遺言を作成し得る(もちろん、従来型の自筆証書遺言の作成も可能である。)(東弁)

- ・ 一般隔離地遺言及び在船者遺言については、公正証書遺言のデジタル化により、一定程度対応可能な場面も想定されることから、その方式要件について現行規定を見直す必要性は低いものと考えられる。(日司連)

5 【反対する意見】

団体 2 件（相続学会、兵庫司）

- ・ 一般隔離地遺言や在船者遺言の作成を必要とする状況においては、普通方式における新たな遺言の方式の【乙案】のように、遺言者自らが公的機関に出頭することが難しく、また、公正証書遺言の作成も容易でないと考えられることから、現行の方式に加えて、デジタル技術を活用した新たな方式を設ける必要性はあると考える。(兵庫司)
- ・ 在船者遺言については中間試案に賛成するが、一般隔離地遺言については、デジタル遺言方式を検討すべきである。一般隔離地遺言については、現行法上でも、先般のコロナウイルスにより行政から隔離処分を受けた場合が含まれると考えられるところ、自筆証書遺言も作成できないほどに死亡の危急に迫った場合であっても、現行法の要件である警察官 1 人及び証人 1 人以上の立会いは不可能である。このように、一般隔離地遺言については、現行法の要件である警察官 1 人及び証人 1 人以上の立会いを満たすことができない場合も想定される。そのため、デジタル遺言方式を検討する必要があると考える。現行法の要件改正を検討しないのであれば、証人及び警察官立会人はウェブ会議の方法により立ち会うことができるよう検討することが必要である。(相続学会)

【その他の意見】

特段の意見なし

第 5 その他

- 1 遺言能力について、新たな規律を設けないものとする。
- 2 遺言の内容の明確性を確保することについて、特段の規律を設けないものとする。
- 3 民法第 973 条（成年被後見人の遺言）について、自筆証書遺言における押印要件の在り方や成年後見制度の見直しにおける議論等を踏まえ、その規律の在り方を検討する。

【全体に関する意見】

団体 1 件（日弁連）

- ・ 1～3のいずれにも賛成するが、デジタル社会の推進が、判断能力が減退した者の最終意思や自己決定権の尊重を損なうことのないよう、新たな方式を含む各遺言の方式ごとのメリット・デメリットを分かりやすく周知徹底を図るなど、更なる配慮と検討を要する。(日弁連)

5

1について

【賛成する意見】

団体8件（相続学会、大阪司、企実研、札幌弁、東弁、日行連、日司連、日弁連）

10

- ・ 特段の規律を設けることが困難である（札幌弁）
- ・ 遺言能力（遺言者が遺言事項を具体的に決定し、その法律効果を弁識するために必要な判断能力）に関しては、2012年3月15日付け「民法（債権関係）改正に関する意見書」においても、意思能力の定義について意見が集約されておらず、今後とも慎重な検討が求められると指摘した。また、2017年1月19日付け『『成年後見制度利用促進基本計画の案』に盛り込むべき事項に対する意見書』において本人の精神状態を含めた状況、意思決定を行うための環境、本人の理解状況等から、特定の事項ごとに意思決定能力を評価・判断するべきであるとし、一律の類型的判断ではなく、事項や時期、環境等により、個別・具体的に、その時点における意思決定能力を判断することが要請されると指摘した（注）ところである。これらを踏まえれば、新たな規律を設ける方法により遺言能力の存在を担保することは困難であるから、現段階では特段の規律を設けないのが相当である。(日弁連)

15

20

25

（注）第58回人権擁護大会（平成27年10月2日）において、国連の障害者の権利に関する条約第12条において意思決定支援が重要であることを定め意思決定支援システムへの制度転換を求めていることから、「総合的な意思決定支援に関する制度整備を求める宣言」を決議した。また、2022年9月には国連障害者権利委員会が日本に対して成年後見制度を定める民法の是正勧告を出したことを踏まえて、意思決定支援についての規律を含めた成年後見制度の抜本的改革をすべきであると考えている。(日弁連)

30

- ・ 遺言能力を担保する手当は、明文化できるのであれば、それが望ましいが、現実的には困難を極めると思われる。また、法律で規律するよりも、遺言に関わる者各自が運用の際に創意工夫すべき内容である。(東弁)
- ・ 伝統的通説によれば遺言能力とは意思能力ないし事理弁識能力である

35

との見解であるが、近年では、遺言の種類内容に応じて要求される程度が変わると解する説が有力となっている。裁判実務では、遺言能力については、医学的要素のみならず遺言の内容等の要素を総合的に考慮して判断してきた（土井文美「遺言能力（遺言能力の理論的検討及びその判断・審理方法）」（判タ1423号15頁以下））。そのため、遺言能力の要件を法定するのは困難であるし、他に担保する手当も難しい。現在の裁判実務のように、今後も諸般の事情を総合的に考慮して事後的に遺言能力の有無を判断せざるを得ない。（相続学会）

- ・ 本研究会としては、遺言能力の判断基準を設けることは困難であることから、遺言能力について、新たな規律を設けないものとするについて賛成するとの見解があった。他方で、今後、遺言をめぐるトラブルが増加することが見込まれることから、遺言能力を明確化すべきであるとの意見や、公証人の役割を拡張し、遺言能力の有無について事前に判定する制度を創設すべきとの意見もあった。（企実研）

【反対する意見】

反対を明記する意見なし

【その他の意見】

個人1件

団体1件（日弁連）

- ・ 遺言能力について検討を要する。昭和22年の15歳と令和7年のそれには、情報収集環境に差があるため、令和7年時点において15歳が適正なのか検討を要する。（個人）
- ・ 加齢等の影響で判断能力に問題があることが疑われる状態で作成されるなど、自由な意思に基づかない遺言により、反社会的勢力や悪質な業者が悪用して不当な利益を得ようとしたり、遺言に対する信頼性が失われたりすることのないよう、国にはより一層の配慮と十分な検討が求められる。（日弁連）

2について

【賛成する意見】

団体8件（相続学会、大阪司、企実研、札幌弁、東弁、日行連、日司連、日弁連）

- ・ フォームや文例の提供による誘導で足りるし、規律を設けることによる効果も疑わしい。（札幌弁）

- ・ 遺言事項として記載された内容の明確性を確保することに関しても、特段の規律を設ける方法によりこれを確保することは困難であるから、現段階では特段の規律を設けないのが相当である。(日弁連)
- ・ 遺言の内容の明確性を確保することについて、特段の規律を設けないことに異論はない。もっとも、フォーマットや文例、記載例を法務省のウェブページ等で示すなど、国民に必要な情報を分かりやすく提供し、不明確な記載を防止するための方策を検討することは重要である。近年、相続や遺言に関する国民の関心は高まり、遺言書を作成しようとする者も増加傾向にある。今後、新たなデジタル技術を活用した遺言制度が創設されれば、その関心は一層高まることが予想される。そのため、現行制度についても、国民が理解しやすく、利便性の向上を図るとともに、制度の信頼性を損なわないよう十分に配慮した改善を検討すべきである。また、デジタル技術を活用した新たな遺言制度の創設にあたっては、利用者が混乱しないよう、制度の趣旨や利用方法を分かりやすく周知することが不可欠である。(日司連)
- ・ 自筆証書遺言の場合に遺言の趣旨が判然としないために無効と判断されることがあり、それを防止する必要があるのではないかと指摘があるというが、規律によって明確性を確保できるものとは考えにくく、遺言書を作成するのであれば、作成する者が遺言の内容を明確にすべきである。また、遺言者の財産や背景事情は様々であるため、国が全ての場合を想定してフォーマットを提示することは不可能である。(相続学会)

【反対する意見】

個人 1 件

- ・ 遺言の内容の明確性について検討を要する。いわゆる遺言事項がなにか国民に浸透していないことが遺言の利用件数が進まない理由の少なくとも一つの要素であるため、遺言事項を緩和する方向に検討を要する。(個人)

【その他の意見】

団体 2 件 (全銀協、企実研)

- ・ ウェブサイト上での入力フォーマットや、遺言書文例の提供については、特に、専門家を介することなく作成される自筆証書遺言において、遺言者が自身の希望する内容を適切・正確に書面化するために大変有益と思われる。また、遺言者の意思が正確に遺言に記載されることは、法務局や金融機関等に対する円滑・迅速な執行に寄与すると考えられるので、本

審議会における要綱案のとりまとめ、法案提出を待つことなく、その早期実現をご検討いただきたい。(全銀協)

- ・ 法務省等において、運用等にて、遺言書に関する標準フォーマットの整備を進めるべきとの意見があった。(企実研)

5

3について

【賛成する意見】

団体 7 件（相続学会、大阪司、札幌弁、東弁、日行連、日司連、日弁連）

- ・ 現時点では成年後見制度の見直しの結果を待つべきである。(札幌弁)
- 10 10 成年被後見人の遺言については、自筆証書遺言における押印要件の在り方等を踏まえて検討するほかは、規律を見直さないことについては、法制審議会民法（成年後見等関係）部会における法定後見制度の見直しの内容を踏まえた慎重な検討が必要である。(日弁連)
- ・ 成年後見制度の見直しを踏まえる必要がある。(東弁)
- 15 15 成年後見制度の見直しを踏まえて検討する必要がある。(相続学会)

【反対する意見】

反対を明記する意見なし

20

【その他の意見】

団体 1 件（企実研）

- ・ 本研究会としては、引き続き検討することを求める。これに関し、要配慮者（視覚障がい者、聴覚障がい者、日本語を解さない者や文章が読めない者など）の遺言に関する特例的規定もダイバーシティインクルージョンが叫ばれる昨今において検討が必要であるとの意見があった。(企実研)

25

以上